令和2年度版

長崎県の労働事情

(令和2年度労働条件等実態調査結果報告書)

令和3年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課

はじめに

本県の景気は、「緩やかに持ち直している」が、雇用・所得環境については、厳しく、今年1月の有効求人倍率が0.98倍となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年5月以降、1.0倍を下回る状況が依然続いております。

さて、県内で働く方の現状を見ますと、労働時間が全国平均に比べて長い状況にあります。労働力人口の減少時代において持続可能な社会を作っていくためには、労使が一体となって、長時間労働の抑制や、子育て期、中高年期といった人生の各段階において仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図り、誰もが働きやすい魅力ある職場をつくり出していくことが重要です。

この報告書は、県内事業所を対象に、労働条件などの現状を把握し、今後の労働行政をさらに推進していくため、令和2年6月30日現在で実施した「令和2年度長崎県労働条件等実態調査」の結果等をまとめたものです。労使をはじめ関係の皆様に、参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらずご協力をいただきました 各事業所の皆様とともに関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともご 理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課長

第1章 労働条件等実態調査

	周査結果の概要
1.	事業所の概要
	回答事業所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш.	雇用と取組
	1. 採用状況
	2.配置状况
	3. 管理職の配置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4. 女性の活躍の推進状況
	5. 職場におけるハラスメント防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш.	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
TT 7	1. ワーク・ライフ・バランス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV.	. 労働時間 1.年次有給休暇 ···········
	1. 午次有紹外暇 ······· 2. 週休制 ···································
	3. 労働時間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
T 7	
V .	育児休業制度・介護休業制度 1. 育児休業制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1. 育児体業制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 男性の育児休業取得について····································
	4. 介護休業制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5. 介護休業の利用状況
1 /T	3. 介護体業の利用状況 子の看護休暇制度・介護休暇制度
٧1.	1. 子の看護休暇制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2.介護休暇制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VII	高年齢者の雇用状況
VII.	1.高年齢者雇用の概況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 高年齢者雇用に関する制度等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2.同于图片在/世代区域 / 切间及守住 / (
. 糸	·
• /13	- 県合計 ···································
	州口 司

第2章 労働事情の全国比較

Ι.	労働力人口	8 0
Ι.	就業形態別の平均年齢・平均勤続年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
Ш.	賃金・労働時間	8 6
IV.	労使関係	96
V.	高年齢者雇用確保措置実施状況	9 7

第1章 労働条件等実態調査

1. 調 査 概 要

1.調 査 概 要

1.調査目的

県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2.調査対象

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「金融業,保険業」「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専門・技術サービス業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出により選定した1,300事業所。

3.調查基準日

令和2年6月30日現在

4.調查方法

郵送による自計方式

5.調查項目

- (1)事業所の概要
- (2)雇用と取組
- (3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
- (4) 労働時間
- (5)育児休業制度・介護休業制度
- (6)子の看護休暇制度・介護休暇制度
- (7)高年齢者の雇用状況

6.回収状況

調査対象事業所から862件の回答があり、5人未満の事業所を除いた有効回答は792件であった。

(注)調査票の記入状況から、調査項目により分析対象事業所が若干異なる。

調査対象事業所及び集計事業所

規模・産業分類	調査対象事業所数 (配布数)	集計事業所数 (有効回収数)
計	1,300	792
5~29人	1,107	613
30~99 人	162	145
100~299 人	24	27
300 人以上	7	7
建設業	111	75
製造業	106	66
電気・ガス・熱供給・水道業	6	8
情報通信業	9	7
運輸業,郵便業	55	30
卸売業,小売業	348	173
金融業,保険業	43	19
不動産業,物品賃貸業	24	16
学術研究,専門・技術サービス業	34	22
宿泊業,飲食サービス業	155	69
生活関連サービス業,娯楽業	60	30
教育,学習支援業	32	27
医療,福祉	231	190
複合サービス事業	20	20
サービス業(他に分類されないもの)	66	40

7. 利用上の注意

調査結果の利用等にあたっては、下記の点に注意を要する。

本報告書の集計結果は原則として、小数点以下第2位を四捨五入して算出してあるため、内訳の合計が必ずしも100%とならない場合がある。

複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに設問の回答事業所数に対する選択事業 所数の比率を算出している。そのため、各選択肢ごとの割合の合計が 100%を超え る場合がある。

本調査の調査対象事業所は、無作為に抽出されているものであり、集計事業所について前年と同一性が確保されているわけではないため、前年以前の調査結果との比較には注意を要する。

2. 調査結果の概要

. 事業所の概要

1.回答事業所の状況(統計表)

回答事業所の産業及び規模

有効回答 792 事業所の産業別割合をみると、「医療・福祉」(24.0%)が最も多く、次いで「卸売業、小売業」(21.8%)「建設業」(9.5%)となっている。

規模別では、雇用者数「5~29人」の事業所が77.4%を占めている。

図1 回答事業所の産業別割合

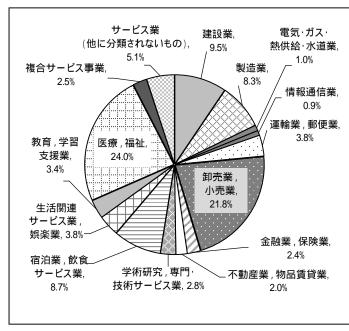
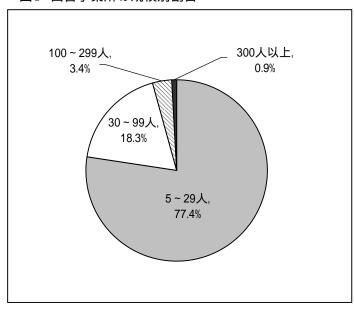


表1 回答事業所の産業別割合

産業別	割合
建設業	9.5%
製造業	8.3%
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1.0%
情報通信業	0.9%
運輸業,郵便業	3.8%
卸売業,小売業	21.8%
金融業,保険業	2.4%
不動産業,物品賃貸業	2.0%
学術研究,専門・ 技術サービス業	2.8%
宿泊業, 飲食サービス業	8.7%
生活関連サービス業, 娯楽業	3.8%
教育,学習支援業	3.4%
医療,福祉	24.0%
複合サービス事業	2.5%
サービス業 (他に分類されないもの)	5.1%

図2 回答事業所の規模別割合



雇用者数

雇用者数は 27,003 人で、うち男性は 12,154 人(45.0%) 女性は 14,849 人(55.0%) となっている。

雇用形態別でみると、雇用者数のうち「正規の職員・従業員」の男性の割合は 69.6%であるのに対し、女性の割合は50.4%で、女性は男性よりもパートなど非正規 雇用の割合が多くなっている。

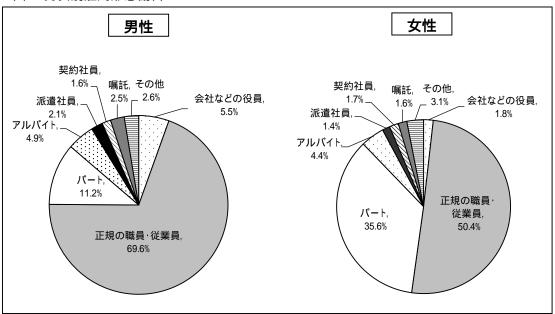


図3 男女別雇用形態割合

就業規則

就業規則の有無について、「有」と回答した事業所は93.2%となっている。

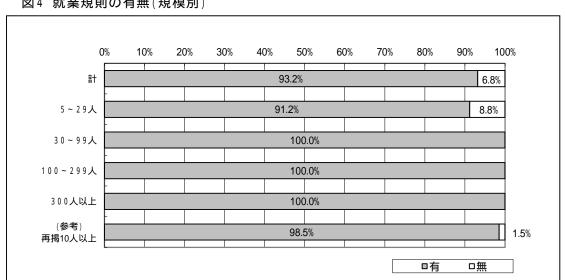


図4 就業規則の有無(規模別)

. 雇用と取組

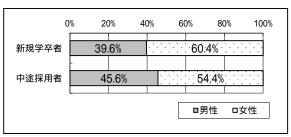
1.採用状況(統計表 - 2)

男女別採用状況

回答事業所における令和2年4月の採用者数は1,331人となっている。

そのうち「新規学卒者」は 475 人で、男女別割合は、男性 188 人 (39.6%)、女性 287 人 (60.4%)となっており、「中途採用者」は 856 人で、うち男性は 390 人 (45.6%)、女性は 466 人 (54.4%)となっている。

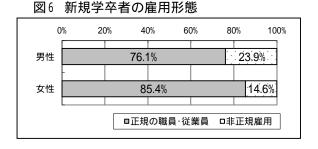
図5 男女別採用状況



雇用形態

ア. 新規学卒者

新規学卒者の雇用形態は男女共に「正規の職員・従業員」の割合が多く、男性は143人(76.1%)、女性は245人(85.4%)となっている。

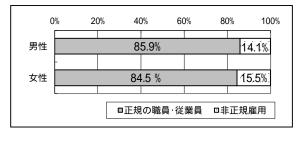


イ. 新規学卒者のうち高卒の割合

新規学卒者のうち高卒の割合は38.3%で、 男性の高卒の割合は85人(45.2%) 女性は 97人(33.8%)となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・ 従業員」は、男性は73人(85.9%)で女性は 82人(84.5%)となっている。

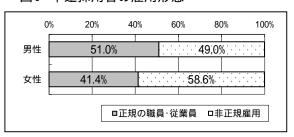
図7 新規学卒者における高卒の雇用形態



ウ.中途採用者

中途採用者 856 人の雇用形態は、男性においては「正規の職員・従業員」が 199 人(51.0%) と多くなっているが、女性においては「非正規雇用」が 273 人(58.6%) と多くなっている。

図8 中途採用者の雇用形態

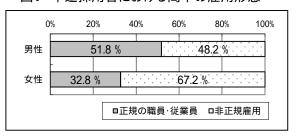


エ,中途採用者のうち高卒の割合

中途採用者のうち高卒の割合は 24.9%で、 男性の高卒割合は 85 人(21.8%) 女性は 128 人(27.5%)となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・ 従業員」は、男性 44 人 (51.8%) で女性は 42 人 (32.8%) となっている。

図9 中途採用者における高卒の雇用形態



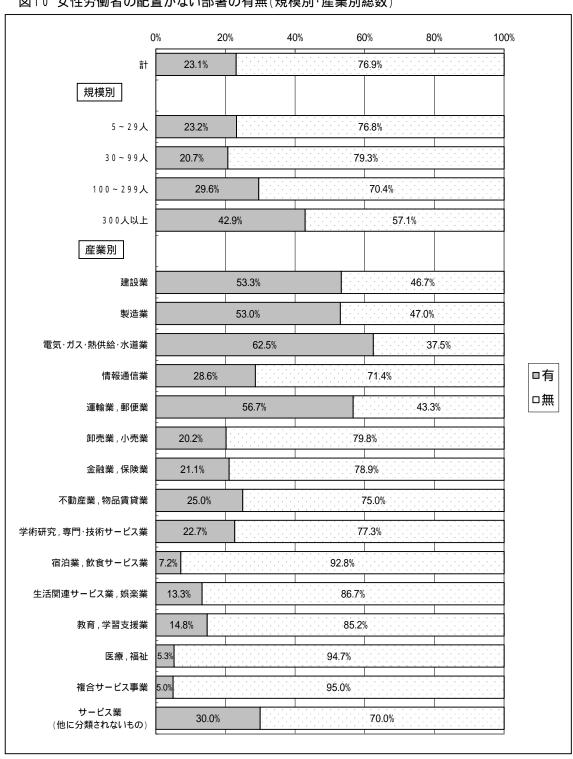
2.配置状況(統計表 - 3)

女性労働者の配置がない部署の割合

女性労働者の配置がない部署が「有」と回答した事業所の割合は23.1%となっている。 規模別では、「300人以上」の事業所が42.9%と最も多い。

業種別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(62.5%)が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」(56.7%)「建設業」(53.3%)となっている。

図10 女性労働者の配置がない部署の有無(規模別・産業別総数)



女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)

女性労働者の配置がない部署がある理由は、「技能や資格を持つ女性がいないため」(42.1%)が最も多く、次いで「女性の適任者がいないため」(29.0%)「労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため」(26.2%)となっている。

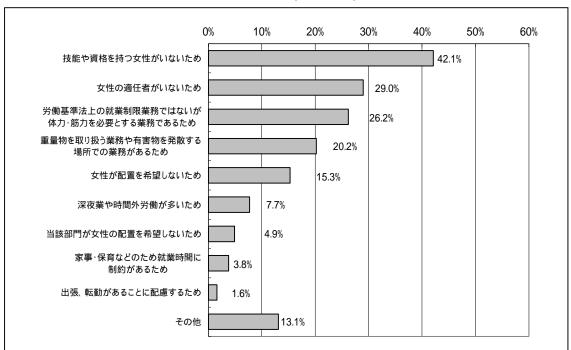


図11 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)

3.管理職の配置状況(統計表 - 4)

管理職に占める女性の割合

管理職4,021人のうち女性は1,232人(30.6%)となっている。

役職別の女性管理職の割合は、「役員」(28.5%)「部長相当職」(27.1%)「課長相当

職」(27.3%)「係長相当職」(36.5%)となっている。

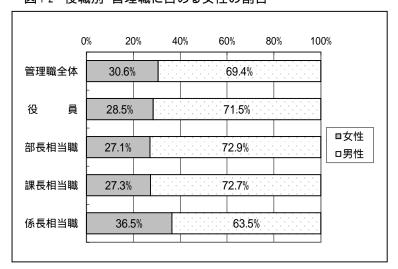


図12 役職別・管理職に占める女性の割合

ここでの「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断としています。
- ・係長相当職には主任クラスを 含みます。

規模別でみると、「100~299人以上」(34.2%)が最も多くなっている。(図13) 産業別でみると、「医療・福祉」(55.3%)が最も多くなっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」(36.4%)、「教育,学習支援業」(32.8%)となっている。(図14)

図13 女性管理職の割合(規模別)

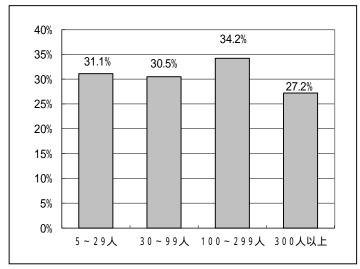
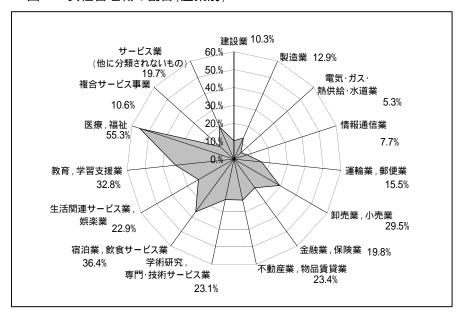


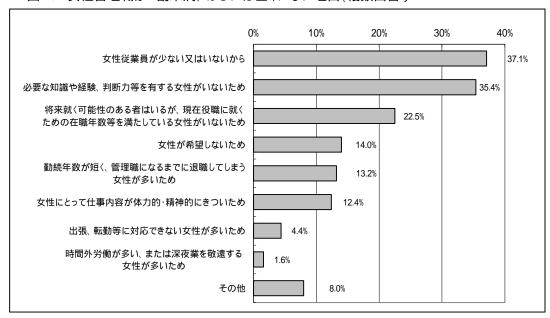
図14 女性管理職の割合(産業別)



女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)

回答事業所 792 事業所のうち、女性管理職が 1 割未満、あるいは全くいない管理区分があると回答した事業所は 364 事業所(46.0%) あり、その理由としては「女性従業員が少ない又はいないから」(37.1%) が最も多く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいないため」(35.4%)「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいないため(22.5%)となっている。(図 15)

図15 女性管理職が1割未満、あるいは全(いない理由(複数回答)



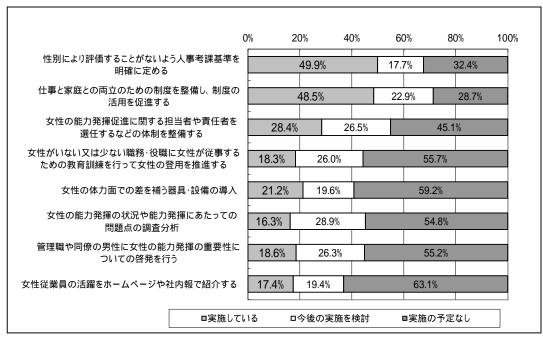
4.女性の活躍の推進状況(統計表 - 5)

取組実施状況

女性の活躍推進のための取組について「実施している」と回答のあった項目では、「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」(49.9%)が最も多く、次いで、「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する(48.5%)、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する」(28.4%)となっている。

「今後の実施を検討する」と回答があった項目では、「女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析」(28.9%)、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する」(26.5%)、「管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発を行う」(26.3%)の割合が高くなっている。

図16 女性の活躍推進の取組実施状況



取組の目的(複数回答)

女性の活躍推進の取組の目的は、「人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため」 (63.1%)が最も多く、次いで「従業員の職場意識や価値観の多様化に対応するため」 (41.7%)となっている。

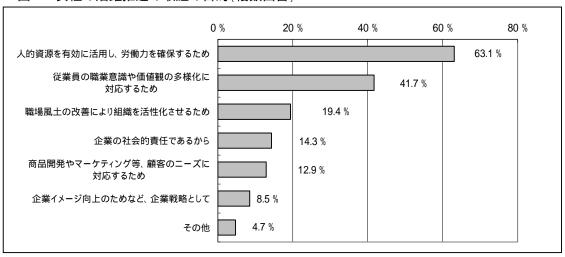


図17 女性の活躍推進の取組の目的(複数回答)

事業所が女性従業員に強く望むこと(複数回答)

事業所が女性従業員に強く望むことは、「新たな業務にも積極的に取り組んでほしい」 (44.1%) が最も多く、次いで「妊娠・出産後もやめずに働き続けてほしい」(42.7%) となっている。

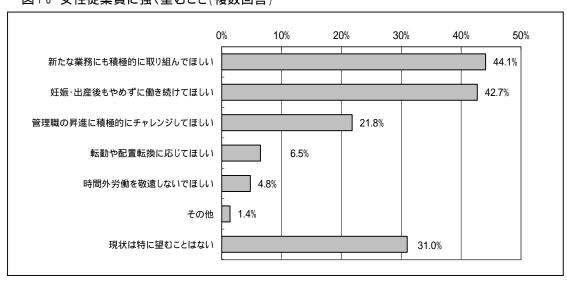


図18 女性従業員に強(望むこと(複数回答)

一般事業主行動計画の策定の割合

一般事業主行動計画を策定していると回答した事業所の割合は 20.6% となっている。 規模別では、令和 4 年 4 月 1 日から義務化の対象(101 人以上)となる「100~299 人」 の事業所は 51.9%であった。

業種別にみると、「金融業、保険業」(63.2%)が最も多く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」(62.5%)「複合サービス業」(50.0%)となっている。(図 19)

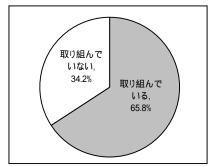
20% 40% 60% 80% 100% 20.6% 79.4% 計 規模別 5~29人 18.3% 81.7% 20.7% 79.3% 30~99人 100~299人 51.9% 48.1% 100.0% 300人以上 産業別 92.0% 建設業 8.0% 製造業 12.1% 87.9% 62.5% 37.5% 電気・ガス・熱供給・水道業 □有 情報通信業 28.6% 71.4% □無 運輸業,郵便業 16.7% 83.3% 卸売業,小売業 21.4% 78.6% 金融業,保険業 63.2% 36.8% 25.0% 75.0% 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 31.8% 68.2% 宿泊業,飲食サービス業 14.5% 85.5% 生活関連サービス業,娯楽業 33.3% 66.7% 教育,学習支援業 11.1% 88.9% 医療,福祉 18.9% 81.1% 複合サービス事業 50.0% 50.0% 20.0% 80.0% サービス業(他に分類されないもの)

図19 一般事業主行動計画の策定の有無(規模別・産業別総数)

5. 職場におけるハラスメント防止対策 (統計表 - 6) 取組状況

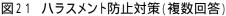
職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は65.8%となっている。

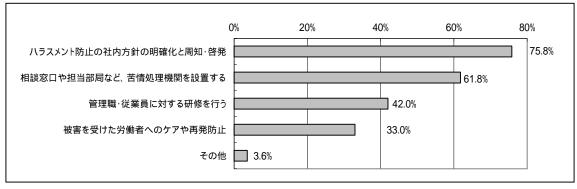
図20 ハラスメント防止取り組み状況



取組内容(複数回答)

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発」(75.8%)が最も多く、次いで「相談窓口や担当部局など苦情処理機関を設置する」(61.8%)「管理職・従業員に対する研修を行う」(42.0%)となっている。





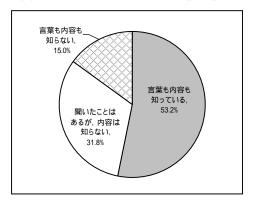
. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

1. **ワーク・ライフ・バランス**(統計表 - 7)

認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況については、「言葉も内容も知っている」(53.2%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(31.8%)、「言葉も内容も知らない」(15.0%)となっている。

図22 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



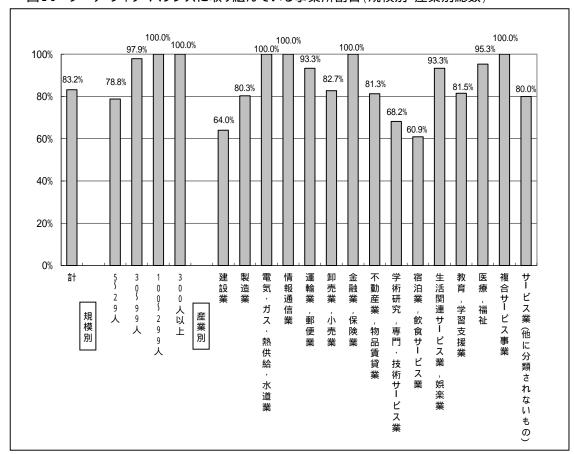
取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組状況をたずねたところ、「取り組んでいる」と回答 した事業所の割合は、全体で 83.2%となっている。

規模別でみると、「100~299 人」と「300 人以上」の回答があったすべての事業所で「取り組んでいる」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業・保険業」「複合サービス事業」が100%で最も多く、次いで、「医療・福祉」(95.3%)「運輸業・郵便業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(93.3%)となっている。

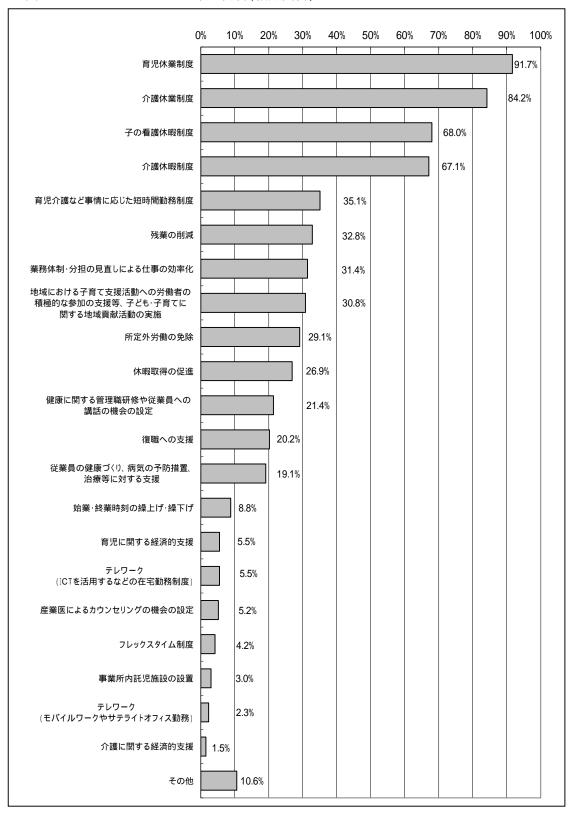
図23 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所割合(規模別・産業別総数)



取組内容(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容をみると、「育児休業制度」(91.7%)、「介護休業制度」(84.2%)、「子の看護休暇制度」(68.0%)の順で高い割合となっている。

図24 ワーク・ライフ・バランス取組内容(複数回答)



取り組んでいない理由(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいない」と回答のあった事業所の理由をみると、「従業員からの要望がないから」(39.8%)が最も多く、次いで「そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから」(33.1%)、「人手不足だから」(29.3%)となっている。

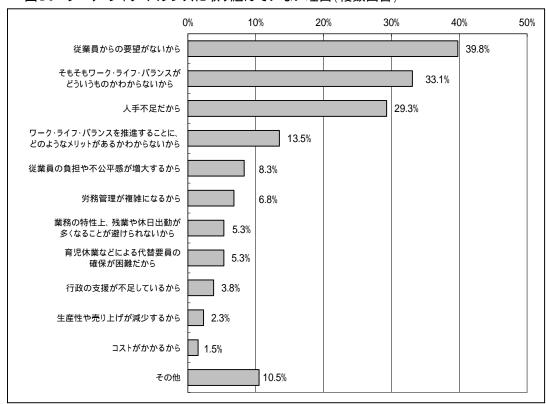


図25 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由(複数回答)

「Nぴか」(長崎県誰もが働きやすい職場環境づくり実践企業認証制度)の知名度

「Nぴか」(長崎県誰もが働きやすい職場環境づくり実践企業認証制度)を「知っている」と回答した事業所が21.3%、「知らない」と回答した事業所が78.7%であった。

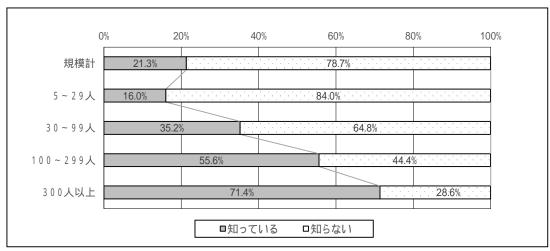


図26「Nぴか」の知名度について

. 労働時間

1. 年次有給休暇(統計表 - 8)

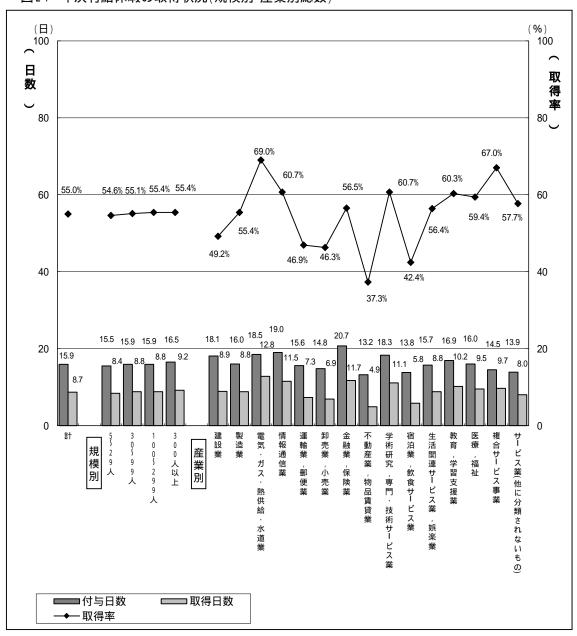
取得状況

回答のあった事業所が1年間に付与した年次有給休暇の日数は、労働者1人平均15.9日で、そのうち取得日数は8.7日、取得率は55.0%となっている。

取得率を規模別でみると、「 $100 \sim 299$ 人」及び「300 人以上」の事業所が55.4% と最も高く、「 $5 \sim 29$ 人」の事業所が54.6% と最も低くなっており、規模別による差はほとんど見られなかった。

産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(69.0%)が最も高く、次いで「複合サービス事業」が67.0%となっている。

図27 年次有給休暇の取得状況(規模別・産業別総数)



年次有給休暇の取得率を男女別にみると、規模別では、女性の取得率が高い傾向にあ るが、300人以上の事業所では男女が逆転し、男性の取得率が高くなっている。

産業別では、「生活関連サービス業・娯楽業」において、男女の取得率に大きな差がみ られた。

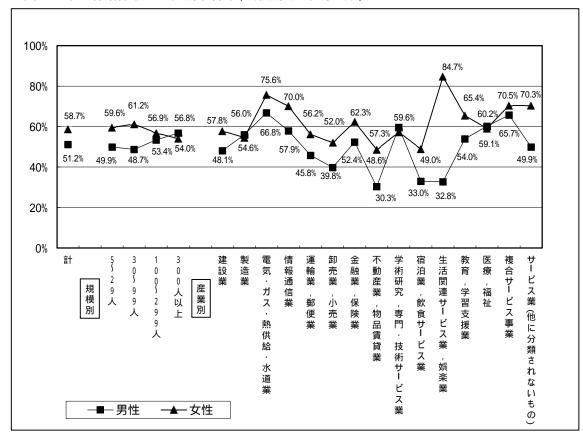


図28 年次有給休暇の男女別取得率(規模別・産業別総数)

計画的付与制度

年次有給休暇を計画的に付与する制度について「制度あり」と回答した事業所は 30.9%で、「制度なし」は69.1%となっている。(図29)

「制度あり」と回答した事業所における計画的に付与する日数は、「5~6日」(73.1%) が最も多くなっている。(図30)

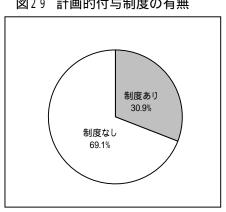
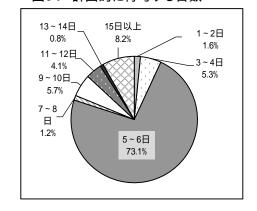


図29 計画的付与制度の有無

図30 計画的に付与する日数



半日または時間単位の取得

年次有給休暇の半日または時間単位について「取得できる」と回答した事業所は69.8%、「取得できない」と回答した事業所は30.2%となっている。(図 31)

「取得できる」と回答した事業所における時間単位で取得可能な日数は「10 日以上」が 70.0%と最も多くなっている。(図 32)

図31 半日または時間単位での 取得制度の有無

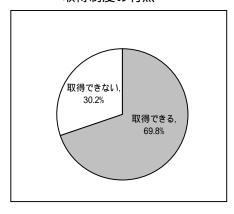
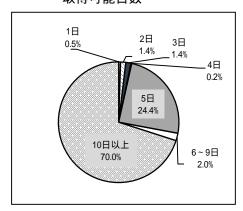


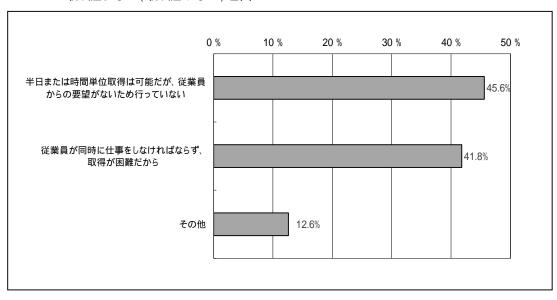
図32 半日または時間単位での 取得可能日数



-1 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない理由

年次有給休暇を半日または時間単位で取得できないと回答した事業所のうち、制度に取り組まない(取り組めない)理由として、「半日または時間単位の取得は可能だが、従業員からの要望がないため行っていない」が45.6%と最も多かった。

図33 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に 取り組まない(取り組めない)理由



年次有給休暇取得促進のための取組

回答事業所 792 事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していると回答した事業所は 656 事業所(82.8%)で、取組内容をみると、「年次有給休暇の残日数を社員に通知」(68.4%)が最も多く、次いで「時間・半日単位の分割付与」(57.2%)となっている。

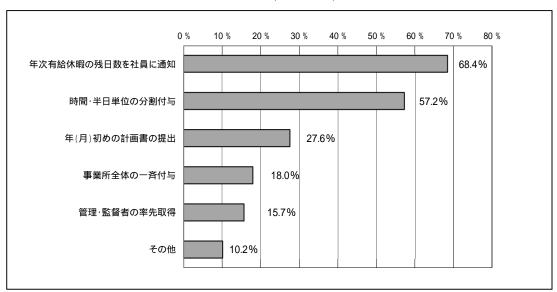


図34 年次有給休暇取得促進のための取組(複数回答)

2. 週休制(統計表 - 9)

週休制の形態

主な週休制 ³の事業所割合をみると、「完全週休 2 日制より休日日数が実質的に少ない」(27.0%)と「完全週休 2 日制」(41.7%)を合わせた「何らかの週休 2 日制」を採用している事業所割合は68.7%となっている。(図 35)

適用労働者割合でみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない<u>(19.3%)と「完全週休2日制」(58.5%)を合わせた「何らかの週休2日制」を適用している労働者割合が77.8%となっている。(図36)</u>

)「主な週休制」とは、事業所において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

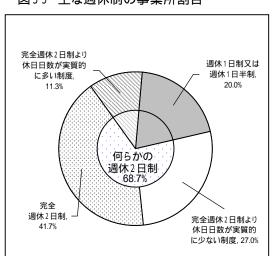
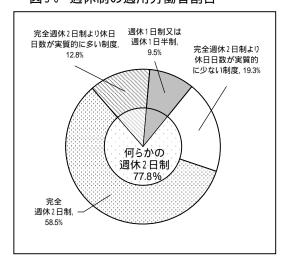


図35 主な週休制の事業所割合

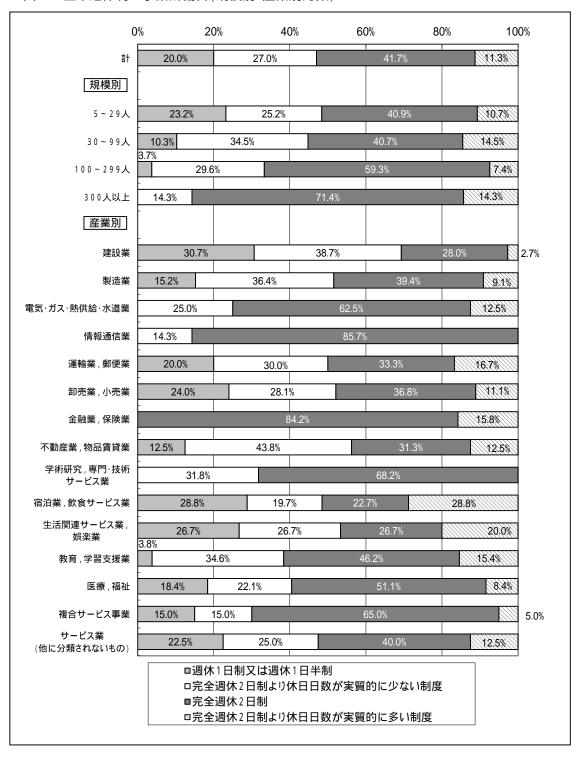
図36 週休制の適用労働者割合



「完全週休2日制」を採用している事業所について、規模別にみると、「300人以上」の事業所が71.4%と最も多くなっている。

産業別では、「情報通信業」(85.7%)、次いで「金融業・保険業」(84.2%)となっている。

図37 主な週休制の事業所割合(規模別・産業別総数)



完全週休2日制に移行できない理由

「週休1日制又は週休1日半制」または「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」の形態をとっている事業所においての「完全週休2日制」に移行できない理由について、「営業日が決まっており、移行が困難だから」という回答が72.2%と最も多かった。

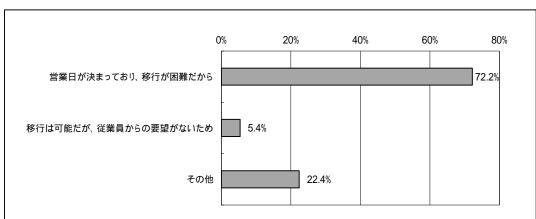


図38 完全週休2日制に移行できない理由

3. 労働時間(統計表 - 10)

所定内労働時間について

回答のあった事業所においての1週間の所定 労働時間は、「40時間」が68.8%と最も多く、 次いで、「38時間超40時間未満」が15.9%で あった。

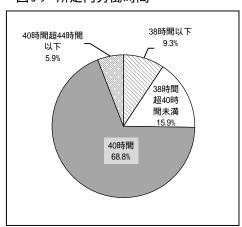
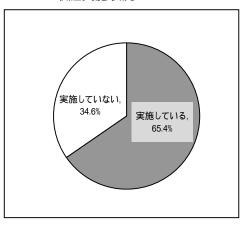


図39 所定内労働時間

所定内労働時間短縮のための取組実施状況

所定内労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した事業所は、518事業所で全体の65.4%となっている。

図40 所定内労働時間短縮のための 取組実施状況



労働時間短縮のための取組内容(複数回答)

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した 518 事業所で、労働時間短縮のために最も実施されている取組は、「変形労働時間制の導入・活用」(36.5%)で、次いで「所定外労働時間の削減(36.3%)「ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定(33.4%)となっている。

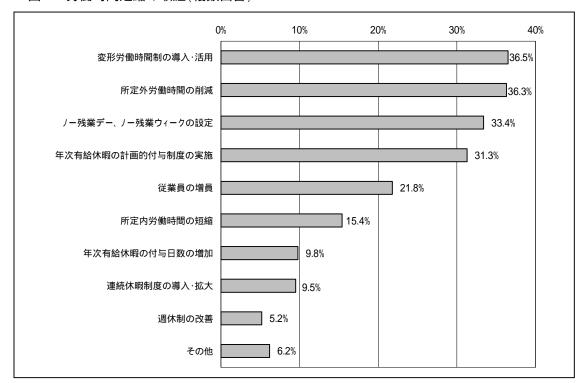


図41 労働時間短縮の取組(複数回答)

所定内労働時間の縮減の検討の有無

所定内労働時間の縮減の検討について、「営業日、営業時間が決まっており検討していない」(64.0%)が最も多く、次いで「従業員からの要望がないため検討していない」(15.8%)となっている。

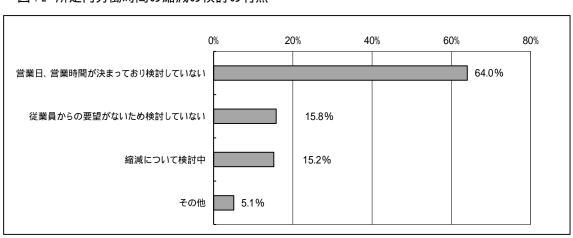
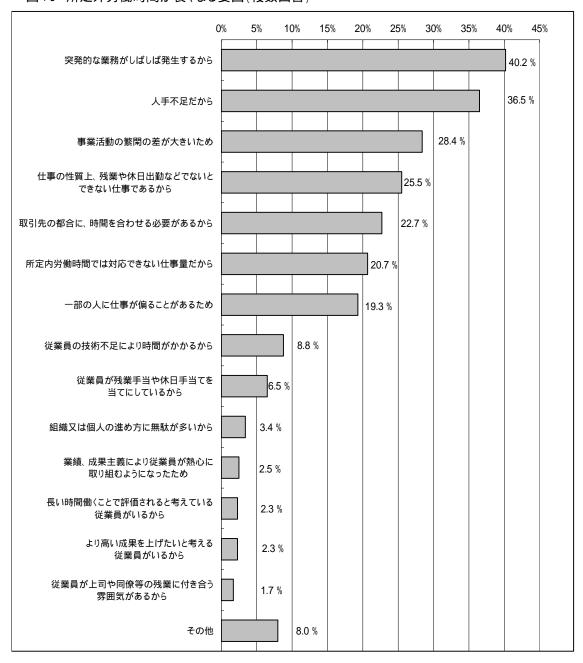


図42 所定内労働時間の縮減の検討の有無

所定外労働時間が長〈なる要因(複数回答)

所定外労働時間が長くなる要因は、「突発的な業務がしばしば発生するから(40.2%)が最も多く、次いで、「人手不足だから」(36.5%)、「事業活動の繁閑の差が大きいため」(28.4%)となっている。

図43 所定外労働時間が長(なる要因(複数回答)



. 育児休業制度 · 介護休業制度

1. **育児休業制度**(統計表 - 11)

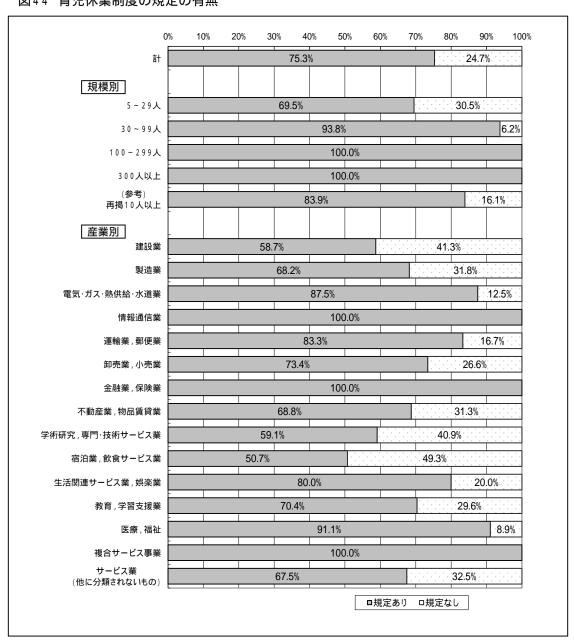
規定の有無

育児休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所の 割合は75.3%であった。

規模別でみると、事業所の規模が大きくなるにつれて育児休業にかかる規定が整えられ、「100~299 人」と「300 人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別にみると、「情報通信業」「金融業・保険業」「複合サービス事業」のすべての事業所では「規定あり」(100%)となっており、次いで「医療,福祉」(91.1%)「電気・ガス・熱供給・水道業」(87.5%)となっている。

図44 育児休業制度の規定の有無

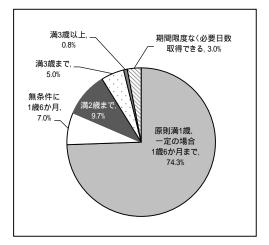


取得可能期間

育児休業の「規定あり」と回答した事業所の うち、取得することができる期間は、「原則満1 歳、一定の場合1歳6か月まで」が74.3%と最も 多くなっている。

育児休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親とも取得の場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間) 最長で子が2歳に達するまで育児休業をすることができる制度です。

図45 育児休業取得可能期間



育児休業の利用状況(統計表 - 12)

取得率

回答事業所において、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの間の出産者数(男性の場合は、配偶者が出産した者の数)は402人で、うち令和2年6月30日までに育児休業を開始した者(調査時点で育児休業開始予定の申出をしているものを含む)は229人(取得率57.0%)となっている。

このうち女性は出産者数 243 人、育児休業取得者数 216 人(取得率 88.9%) 男性は配偶者の出産者数 159 人、育児休業取得者数 13 人(取得率 8.2%)となっている。

育児休業を開始した者のうち、有期契約労働者における育児休業取得率は、全体で78.5%となっており、そのうち女性は86.8%、男性は27.3%であった。

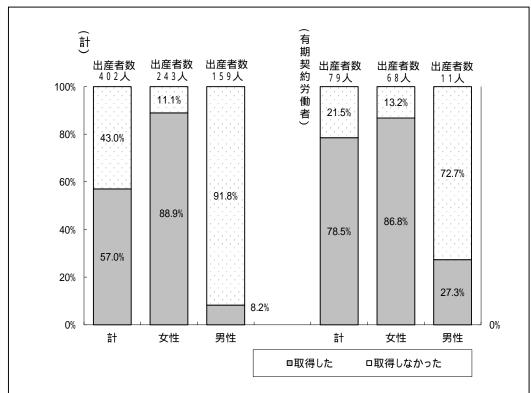


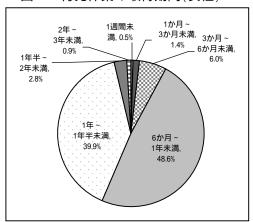
図46 育児休業取得状況

取得期間

で育児休業を取得した者の取得期間は、女性では「6か月~1年未満」(48.6%)が最も多く、次いで「1年~1年半未満」(39.9%)となっている。

男性では取得者が13人で、取得期間別人数は、「1週間未満」が6人、「1週間~1か月未満」「1か月~3か月未満」「3か月~6か月未満」がそれぞれ2人、「6か月~1年未満」が1人だった。

図47 育児休業の取得期間(女性)



育児休業時及び復職時の対応

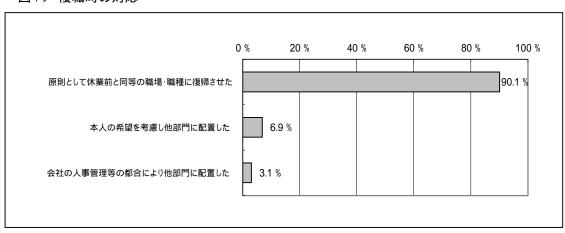
育児休業が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(50.4%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」(22.9%)となっている。(図 48)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(90.1%)が 最も多くなっている。(図 49)

60 % 50 % 10 % 20 % 30 % 40 % 50.4% 代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した 派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した 22.9% 事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた 12.2% 新たに正社員を雇用した 12.2% 2.3% その他

図48 育児休業時の対応

図49 復職時の対応



3. 男性の育児休業取得について(統計表 - 13)

男性の育児休業に対する状況や考え方

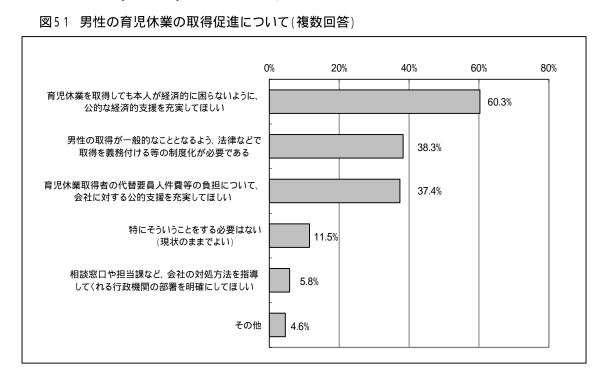
男性の育児休業に対する事業所の状況や考え方については、「同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう」(56.1%)、次いで「育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう」(53.0%)の割合が高くなっている。

20% 30% 40% 50% 60% 同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、 56.1% 男性従業員が取得をためらう 育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が 53.0% 取得をためらう 仕事が滞ったり取引先に迷惑がかかるなど、業務に 22.0% 影響するため積極的には取得を勧めない 育児休業をすれば個人のキャリアに空白が生じるため、 15.7% 男性従業員が取得をためらう 男性に対する育児支援は、会社として行う必要は 7.0% ないと考える 11.3% その他

図50 男性の育児休業に対する状況や考え方(複数回答)

取得促進について

男性の育児休業の取得促進についての考え方として、「育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい」(60.3%)が最も多く、次いで「男性の取得が一般的なこととなるよう、法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要である」(38.3%)となっている。



4.介護休業制度(統計表 - 11)

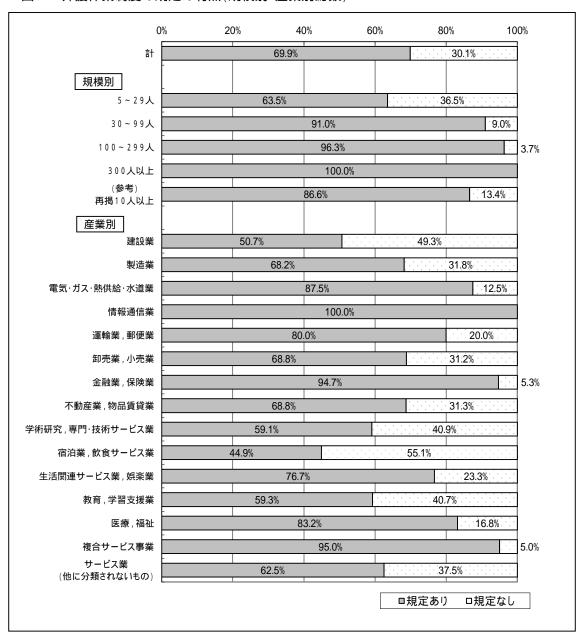
規定の有無

介護休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は 69.9%となっている。

規模別でみると、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっており、次いで「100~299人」(96.3%)、「30~99人」(91.0%)となっている。

産業別にみると、「情報通信業」のすべての事業所で「規定あり」となっている一方で「宿泊業、飲食サービス業」(44.9%)では半数を下回っている。

図52 介護休業制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



取得可能期間

介護休業制度がある事業所に取得可能期間をたずねたところ、法定期間である「93 日まで」と回答した事業所が84.3%と最も多くなっている。

介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度です。

5.**介護休業の利用状況**(統計表 - 11) 取得期間

回答事業所で介護休業取得期間は、女性では「1週間~1か月未満」(42.3%)が最も多く、次いで「1か月~3か月未満」(26.9%)、「3か月~6か月未満」(19.2%)となっている。

男性では、介護休業を取得したのは8人で、「1週間未満」「1週間~1か月未満」がそれぞれ2人、「1か月~3か月未満」が3人、「3か月~6か月未満」が1人だった。

図53 介護休業取得可能期間

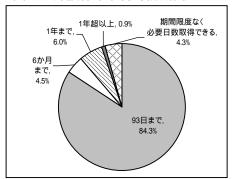
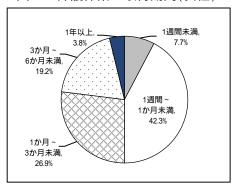


図54 介護休業の取得期間(女性)



介護休業時及び復職時の対応

介護休業者が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(63.6%)が最も多くなっている。(図 55)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(100%)となっている。(図 56)

図55 介護休業者が生じた際の対応

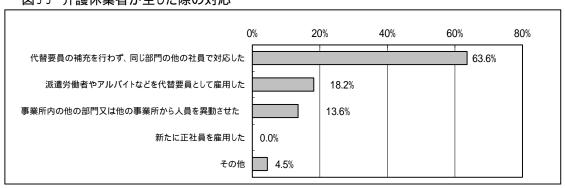
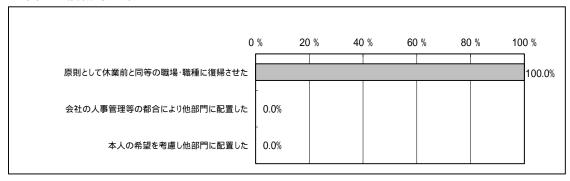


図56 復職時の対応



. 子の看護休暇制度・介護休暇制度

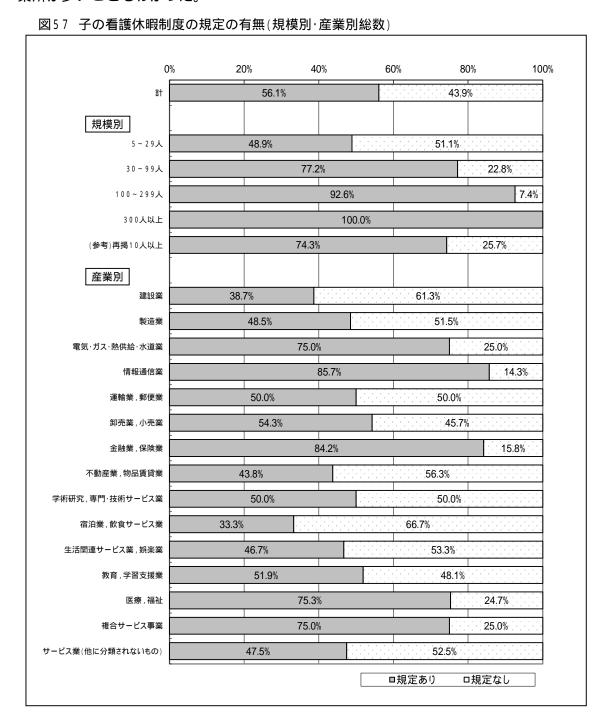
1.子の看護休暇制度(統計表 - 14)

規定の有無

子の看護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業 所は全体の56.1%で、半数を上回っている。

規模別にみると、「300人以上」の事業所では100%となっている一方、「5~29人」の 事業所では(48.9%)と半数を下回っている。

産業別にみると、「情報通信業」(85.7%)が最も多かったが、一方で半数を下回る事業所が多いこともわかった。



取得日数の限度等

子の看護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得可能日数の限度は「5日まで(2人以上は10日まで)」(92.6%) 取得可能な子の年齢は「小学校就学前」(87.6%)と、ともに法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図58、59)

また、時間単位の取得が「できる」は 45.3%、半日単位の取得が「できる」は 78.2% となっている。(図 60、61)

図58 取得日数限度

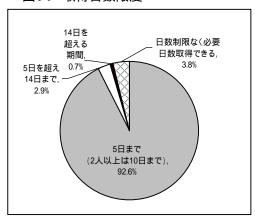


図59 利用可能な子の年齢

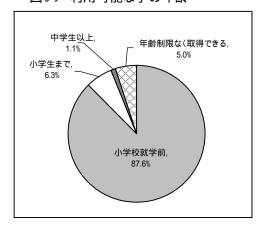


図60 時間単位の取得

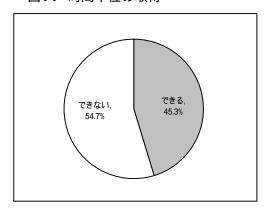
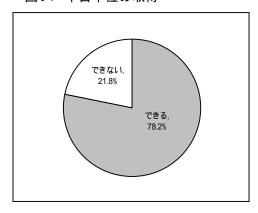


図61 半日単位の取得



2. 介護休暇制度(統計表 - 14)

規定の有無

介護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は 全体の56.3%で、半数を上回っている。

規模別でみると、「100~299 人」の事業所が96.3%と最も多い一方で、「5~29 人」の事業所は半数を下回っている。

産業別でみると、「金融業,保険業」(89.5%)が最も多く、次いで「複合サービス事業」(80.0%)、「情報通信業」(71.4%)となっている。(図62)

40% 50% 60% 90% 100% 10% 20% 30% 70% 80% 56.3% 43.7% 計 規模別 5~29人 48.9% 51.1% 30~99人 78.6% 21.4% 100~299人 3.7% 300人以上 14.3% (参考) 再掲10人以上 75.3% 24.7% 産業別 建設業 60.0% 製造業 50.0% 50.0% 電気・ガス・熱供給・水道業 37.5% 情報通信業 71.4% 28.6% 運輸業,郵便業 50.0% 50.0% 卸売業 小売業 56.1% 43.9% 金融業,保険業 89.5% 10.5% 不動産業,物品賃貸業 50.0% 50.0% 学術研究,専門・技術サービス業 50.0% 50.0% 宿泊業,飲食サービス業 34.8% 生活関連サービス業,娯楽業 53.3% 46.7% 51.9% 教育,学習支援業 48.1% 28.9% 医療 福祉 複合サービス事業 80.0% 20.0% サービス業(他に分類されないもの) 50.0% 50.0% □規定あり □規定なし

図62 介護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)

取得日数の限度等

介護休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで(2人以上は10日まで)」(89.7%)となっており、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図63)

また、時間単位の取得が「できる」は45.3%、 半日単位の取得が「できる」は81.6%となっ ている。(図64、65)

図64 介護休暇の時間単位の取得

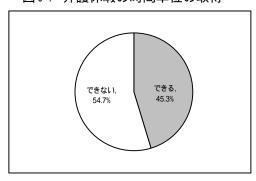


図63 介護休暇取得日数限度

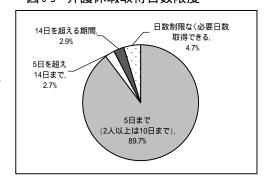
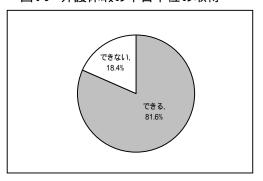


図65 介護休暇の半日単位の取得



. 高年齢者の雇用状況

1. **高年齢者雇用の概況について**(統計表 - 15) **高年齢者の雇用者数**

回答のあった事業所における 60 歳以上の雇用 者数を年齢別にみると、「60~64歳」(6.7%)が 最も多く、次いで「65~69歳」(4.5%)「70歳 以上」(2.8%)となっている。

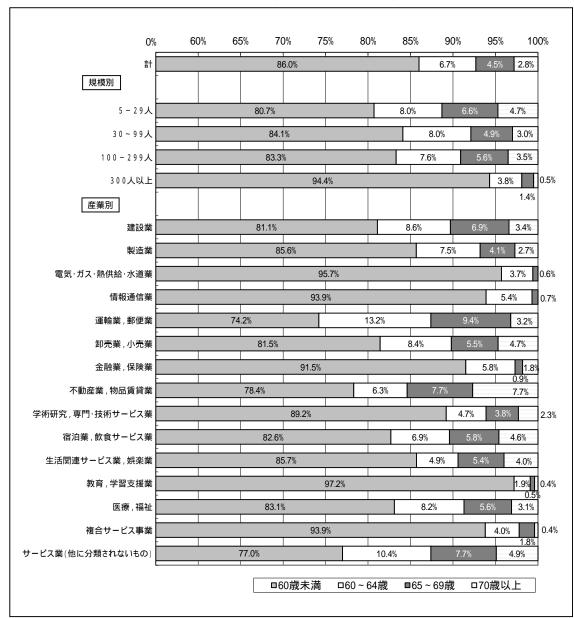
表2 雇用者全体に占める高年齢者の割合

年 齢	雇用者数	割合
雇用者全体	27,003	100.0%
60~64歳	1,817	6.7%
65~69歳	1,208	4.5%
70歳以上	762	2.8%
計	3,787	14.0%

規模別にみると、「5~29 人」の事業所で 60 歳以上の雇用者の割合が 19.3%と最も多く、次いで、「100~299 人」が 16.7% となっている。

産業別にみると、「運輸業,郵便業」(25.8%)が最も多く、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」(23.0%)「不動産業、物品賃貸業」(21.7%)となっている。

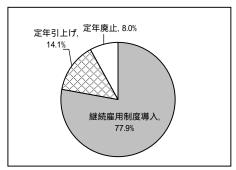
図66 雇用者全体に占める高年齢者の割合(規模別・産業別総数)



改正高年齢者雇用安定法への対応

改正高年齢者雇用安定法への対応済の事業所に おいては、「継続雇用制度導入」(77.9%)が最も多 く、次いで「定年引上げ」(14.1%)「定年廃止」 (8.0%)となっている。

図67 改正高年齢者雇用安定法への対応



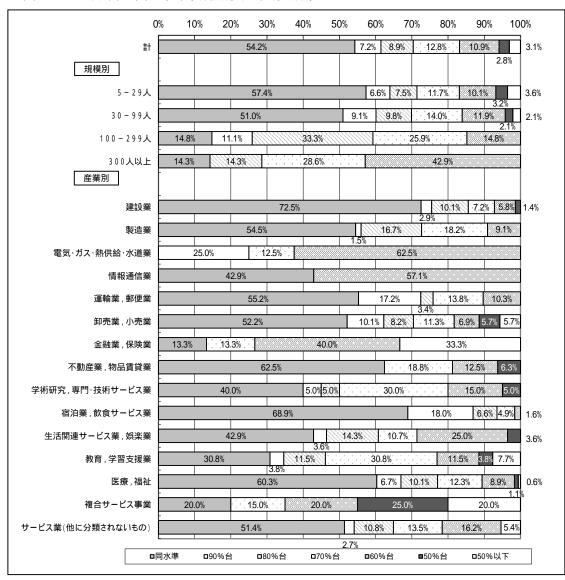
60歳以降の賃金水準

事業所における 60 歳以降の賃金水準は、60 歳到達時と比べ「同水準」(54.2%)が最も多く、次いで「70%台」(12.8%)、「60%台」(10.9%)となっている。

規模別にみると、「5~29人」の「同水準」が最も高く、57.4%となっている。

産業別にみると、60歳以降の賃金水準を「同水準」としているのは、「建設業」 (72.5%)が最も多く、次いで、「宿泊業,飲食サービス業」(68.9%)「不動産業,物 品賃貸業」(62.5%)となっている。

図68 60歳以降の賃金水準(規模別・産業別総数)



賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

で「同水準」と回答した事業所以外に、労働条件等で変更したものがあるかたずねたところ、「職務責任の軽減」(62.5%)が最も多く、次いで「仕事量の軽減」(42.5%)「勤務日数、勤務時間の短縮」(32.1%)となっている。また、「現行のまま変更していない」という事業所も21.4%あった。

図69 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

高年齢者の雇用維持への評価

事業所における高年齢者の雇用維持への評価について、「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した事業所は合わせて 59.8%で、「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」を合わせた 6.3%を上回っている。

このほか、「どちらともいえない」と回答した 事業所も33.8%あった。

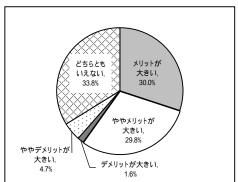


図70 高年齢者の雇用維持への評価

メリットが大きい理由(複数回答)

で「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した理由は、「労働力の安定確保ができるから」(78.6%)が最も多く、次いで「熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから」(72.5%)、「若手の教育・育成負担を軽減できるから」(26.3%)となっている。

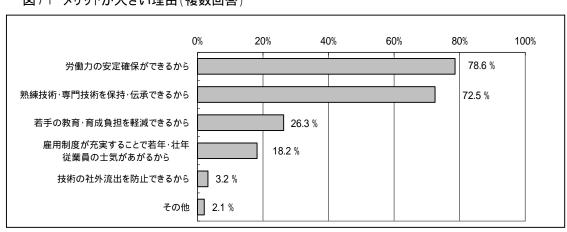


図71 メリットが大きい理由(複数回答)

デメリットが大きい理由(複数回答)

で「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」と回答した理由は、「身体的 (視力・記憶力・持久力など)な衰えにより作業能力が低下するから」(84.0%)が最も 多く、次いで「若手の採用抑制により組織の活力が低下するから」(24.0%)「職種(配 置)転換が困難であるから」(16.0%)となっている。

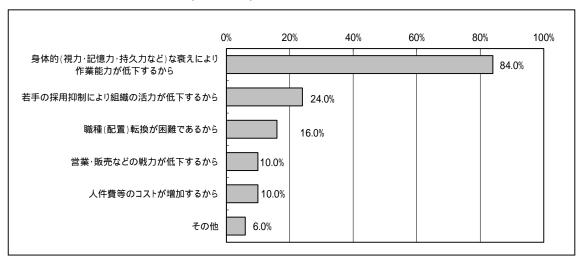


図72 デメリットが大きい理由(複数回答)

2. 高年齢者雇用に関する制度等について(統計表 - 16)

導入済または導入予定の制度等(複数回答)

高年齢者を雇用する上で、事業所において導入済または導入予定の制度等は、「60歳以 後の人件費を抑制」(46.5%)が最も多く、次いで「再雇用時の勤務内容に応じて弾力 的に設定 (23.1%) 「短時間や週2回勤務などによるワークシェアリングの実施(11.7%) となっている。

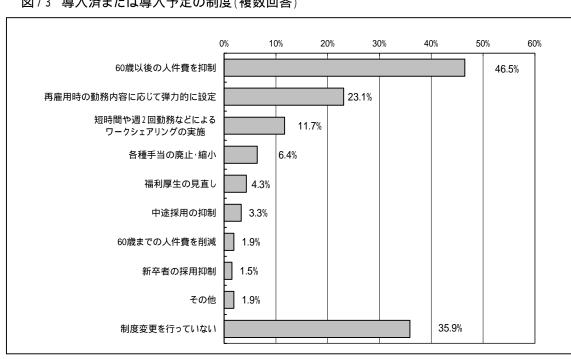
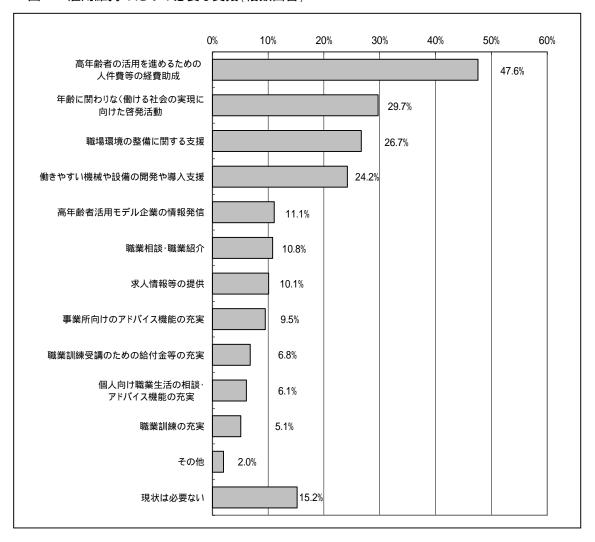


図73 導入済または導入予定の制度(複数回答)

高年齢者の雇用維持のための必要な支援(複数回答)

社会全体で高年齢者の雇用を維持するために必要だと考える支援は、「高年齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成」(47.6%)が最も多く、次いで「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動(29.7%)「職場環境の整備に関する支援(26.7%)となっている。

図74 雇用維持のための必要な支援(複数回答)



3. 統 計 表

サービス業(他に分類され ないもの)

		L			
産業	事業所数	5~ 29人	30~ 99人	100~ 299人	300人 以上
計	792	613	145	27	7
	100.0	77. 4	18. 3	3. 4	0.9
建設業	75	64	9	1	1
	9.5	85. 3	12.0	1.3	1.3
製造業	66	42	16	7	1
	8.3	63. 6	24. 2	10.6	1.5
電気・ガス・熱供給・水	8	7	1	0	0
道業	1.0	87. 5	12. 5	0.0	0.0
情報通信業	7	5	2	0	0
	0.9	71. 4	28. 6	0.0	0.0
運輸業,郵便業	30	24	5	1	0
	3.8	80.0	16. 7	3. 3	0.0
卸売業, 小売業	173	152	17	3	1
	21.8	87. 9	9.8	1. 7	0.6
金融業,保険業	19	18	1	0	0
	2.4	94. 7	5. 3	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	16	12	4	0	0
	2.0	75. 0	25. 0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サー	22	19	2	1	0
ビス業	2.8	86. 4	9. 1	4. 5	0.0
宿泊業,飲食サービス業	69	60	9	0	0
	8.7	87. 0	13. 0	0.0	0.0
生活関連サービス業, 娯楽	30	17	12	1	0
業	3.8	56. 7	40.0	3. 3	0.0
教育,学習支援業	27	19	7	0	1
	3.4	70. 4	25. 9	0.0	3. 7
医療,福祉	190	124	52	12	2
	24. 0	65. 3	27. 4	6. 3	1. 1
複合サービス事業	20	17	2	0	1
	2.5	85. 0	10.0	0.0	5. 0
サービス業(他に分類され	40	33	6	1	0
400 3 00					

82. 5

40 5. 1

上段:事	業所数	下段:%									上段:雇戶	用者数 -	下段:%
規	模							Ā	雇用者数				
3 0 ∼	100~	300人	事業所規模別産業別	事業所数		全体		会	社などの役	:員	正規	の職員・従	業員
99人	299人	以上			計	男	女	計	男	女	計	男	女
145	27	7	<u>-</u>	792	27, 003	12, 154	14, 849	936	669	267	15, 953	8, 465	7, 488
18. 3	3.4	0.9		100.0	100.0	45.0	55.0	100.0	71. 5	28. 5	100.0	53. 1	46. 9
9	1	1	5~29人	613	7, 907	3, 804	4, 103	634	443	191	4, 240	2, 506	1,734
12.0	1. 3	1.3		100.0	100.0	48. 1	51. 9	100.0	69. 9	30. 1	100.0	59. 1	40. 9
16	7	1	30~99人	145	7, 382	3, 369	4,013	219	164	55	4, 339	2, 387	1, 952
24. 2	10.6	1.5		100.0	100.0	45. 6	54. 4	100.0	74. 9	25. 1	100.0	55. 0	45. 0
1	0	0	100~299人	27	3, 881	1, 441	2, 440	60	42	18	2, 183	944	1, 239
12. 5	0.0	0.0		100.0	100.0	37. 1	62. 9	100.0	70.0	30.0	100.0	43. 2	56.8
2	0	0	300人以上	7	7, 833	3, 540	4, 293	23	20	3	5, 191	2, 628	2, 563
28. 6	0.0	0.0		100.0	100.0	45. 2	54.8	100.0	87. 0	13. 0	100.0	50. 6	49. 4
5	1	0	建設業	75	1, 885	1, 613	272	135	109	26		1, 334	174
16. 7	3. 3	0.0		100.0	100.0	85. 6	14. 4	100.0	80. 7	19. 3	100.0	88. 5	11. 5
17	3	1	製造業	66	3, 106	1, 550	1, 556	94	78	16	1,666	1,067	599
9.8	1. 7	0.6		100.0	100.0	49. 9	50. 1	100.0	83. 0	17. 0	100.0	64. 0	36. 0
1	0	0	電気・ガス・熱供給・水	8	161	111	50	1	1	0	1-0	102	23
5. 3	0.0	0.0	道業	100.0	100.0	68. 9	31. 1	100.0	100.0	0.0		81. 6	18. 4
4	0	0	情報通信業	7	147	100	47	7	6	1	94	74	20
25. 0	0.0	0.0		100.0	100.0	68. 0	32. 0	100.0	85. 7	14. 3	i -	78. 7	21. 3
2	1	0	運輸業,郵便業	30	681	611	70	51	43	8		479	32
9. 1	4. 5	0.0		100.0	100.0	89. 7	10. 3	100.0	84. 3	15. 7		93. 7	6.3
9	0	0	卸売業, 小売業	173	3, 579	1, 576	2,003	215	156	59		830	559
13. 0	0.0	0.0		100.0	100.0	44. 0	56. 0	100.0	72. 6	27. 4		59. 8	40. 2
12	1	0	金融業,保険業	19	329	155	174	4	2	2		137	96
40. 0	3. 3	0.0		100.0	100.0	47. 1	52. 9	100.0	50. 0	50. 0		58. 8	41. 2
7	0	1	不動産業,物品賃貸業	16	287	146	141	7	4	3	128	84	44
25. 9	0.0	3. 7		100.0	100. 0	50. 9	49. 1	100. 0	57. 1	42. 9		65. 6	34. 4
52 27. 4	6. 3	2	学術研究,専門・技術サービス業	22	100.0	284	160	100.0	19	10		242	80
	0.3	1. 1		100.0	100.0	64. 0	36. 0	100. 0	65. 5	34. 5		75. 2	24. 8
10.0	0. 0	5. 0	宿泊業,飲食サービス業	100.0	1, 168	428	740	100.0	35				
10.0	1	5.0	正光用E 1 、 、 、	100. 0	100. 0	36. 6	63. 4	100. 0	64. 8	35. 2		57. 1	42. 9
15. 0	2. 5	0.0	生活関連サービス業,娯楽業	30 100. 0	897 100. 0	369 41. 1	528 58. 9	17 100. 0	70. 6	5 29. 4		161 50. 8	156 49. 2
10.0	2.0	0.0		27						13		i	
			教育,学習支援業	100. 0	5, 190 100. 0	2, 172 41. 8	3, 018 58. 2	33 100. 0	60. 6	39. 4		1, 678 48. 3	1, 795 51. 7
			医棒 短头		7, 262	1,834	5, 428	242	145	97			
			医療,福祉	190 100. 0	100.0	25. 3	74. 7	100. 0	59. 9	40. 1		1, 292 27. 1	3, 470 72. 9
			佐久ル バッ 古光		846	603			10	1 40.1		335	
			複合サービス事業	100. 0	100. 0	71. 3	243 28. 7	1100.0	90. 9	9. 1	425 100. 0	78.8	90 21. 2
			11 18 7 44 (14.) - 八 4年 (-)			- t							
			サービス業(他に分類され ないもの)	100.0	1, 021	602 59. 0	419	100.0	29 80. 6		100.0		
			5., 0.27	100.0	100.0	59. 0	41. 0	100. 0	80.6	19. 4	100.0	69. 2	ას. 8

100.0

36. 7

63. 3

100.0

16.0

84.0

100.0

57.6

42.4

100.0

33. 3

100.0

100.0

100.0

59.0

41.0

100.0

50.0

50.0

雇用者数

-	上段:事業	所数 -	下段:%																		上段: /	人数 下	段:%
	事	業所の現	.况		_								採用	状況									
事業所規模別産業別	就業	規則の有	無	事業所	新卒・			新規学卒	者 男性			新規学卒	者 女性				中途採用	者男性			中途採用	者 女性	
	± 114=15 141.	<i>±</i>	fret	数	中途総合計	新規 学卒者	 正規の 職員・		非正規		正規の		非正規		中途 採用者	正規の職員・		非正規		正規の		非正規	
	事業所数	有	無		77.0 41		従業員	うち高卒	雇用	うち高卒	職員・ 従業員	うち高卒	雇用	うち高卒		従業員	うち高卒	雇用	うち高卒	職員・ 従業員	うち高卒	雇用	うち高卒
計	792	738 93. 2	54 6. 8	254	1, 331 100. 0	475	143 10. 7	73 5. 5	45		245	82	42 3. 2	15	856	199 15. 0	44	191	41	193 14. 5	42	273	86
5~29人		93. 2 559	54		268	35. 7 88	23	5. 5	3. 4		18. 4 37	6. 2	3. 2	1. 1	64. 3 180	15. 0	3.3	14. 4 19	3. 1	61	3. 2 28	20. 5 43	6. 5 21
9 20%	613	91. 2	8.8	141	100.0	32. 8	8. 6	3. 0	5. 2		13. 8	3. 4	5. 2	4. 1	67. 2	21. 3	10.8	7. 1	3. 7	22. 8	10. 4	16. 0	7.8
30~99人	145	145	0	82	331	88			3	_	45	22	4	1	243	28	6	41	19	49	8	125	50
100-2001		100. 0	0.0		100. 0 147	26. 6 83	10.9	5. 4	0.9		13. 6 61	6. 6	1. 2	0.3	73. 4 64	8. 5 18	1.8	12. 4	5. 7	14. 8	2. 4	37. 8 12	15. 1
100~299人	27	100.0	0.0	24	100.0	56. 5	12. 9		0.0	-	41. 5	32. 0	2. 0	2. 0	43. 5	12. 2	2.7	4.8	4. 1	18. 4	3. 4	8. 2	2. 7
300人以上	7	7	0	7	585	216	65	37	28	0	102	4	21	0	369	96	5	124	6	56	1	93	11
- t	'	100.0	0.0	<u>'</u>	100.0	36. 9	11.1	6. 3	4.8		17. 4	0.7	3. 6	0.0	63. 1	16. 4	0.9	21. 2	1.0	9. 6	0.2	15. 9	1. 9
建設業	75	89. 3	10. 7	16	100.0	49 71. 0	63. 8	58. 0	0.0		7. 2	5. 8	0.0	0.0	20 29. 0	24. 6	10. 1	2. 9	0.0	1.4	0.0	0. 0	0. 0
製造業		62	4		95	68	25	22	0.0		43	42	0.0	0.0	27	8	4	5	5	6	3	8	4
	66	93. 9	6. 1	17	100.0	71.6	26. 3	23. 2	0.0	0.0	45. 3	44. 2	0.0	0.0	28. 4	8.4	4.2	5. 3	5. 3	6. 3	3. 2	8.4	4. 2
電気・ガス・熱供給・水 道業	8	8	0	4	4	1	0	0	0		1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	2	1
情報通信業		100. 0	0.0		100.0	25. 0	0.0	0.0	0.0		25. 0	0.0	0.0	0.0	75. 0	25. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50. 0	25. 0
	7	100.0	0.0	2	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0		50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	30	29	1	5	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	2	1	0	0	0	0
for the Mr. I also Mr.	30	96. 7	3. 3	l °	100.0	16. 7	16. 7	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	83. 3	50.0	33. 3	33. 3	16. 7	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業, 小売業	173	92. 5	7. 5	52	165	29 17. 6		1.8	1. 2		7. 9	4. 2	0.0	0.0	136 82. 4	32 19. 4	13 7. 9	25 15. 2	9. 7	9. 1	3.6	64 38. 8	39 23. 6
金融業,保険業	10	19	0		9	7	4	0	0	†	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2
	19	100.0	0.0	5	100.0	77.8	44. 4	0.0	0.0	0.0	33. 3	0.0	0.0	0.0	22. 2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22. 2	22. 2
不動産業,物品賃貸業	16	16	0	3	15	4	1	0	0		3	0	0	0	11	4	1	3	0	1	0	3	0
学術研究,専門・技術サー		100. 0	0.0		100.0	26. 7	6.7	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	73. 3 8	26. 7	6. 7 0	20. 0	0.0	6. 7	0.0	20. 0	0.0
ビス業	22	86. 4		7	100.0	33. 3	16. 7	8. 3	0.0	0.0	_	16. 7	0.0	0.0	66. 7	25. 0	0.0	8. 3	0.0	25. 0	16. 7	8.3	0.0
宿泊業,飲食サービス業	69	55	14	12	36	8	0	0	3		4	0	1	0	28	7	7	5	3	9	5	7	6
化江胆丰		79. 7	20. 3		100.0		0.0	0.0	8. 3	1	11. 1	0.0	2.8	0.0	77. 8	19. 4	19. 4	13. 9	8. 3	25. 0	13. 9	19. 4	16. 7
生活関連サービス業,娯楽業	30	90. 0	10. 0	9	100.0	46. 7	6.7	3. 3	0.0		40. 0	30. 0	0.0	0.0	16 53. 3	3.3	3.3	6. 7	3. 3	20. 0	13. 3	23. 3	6. 7
教育,学習支援業	0.7	25	2	9	518				38		89	0	30	9	343	76		122	5	48	0	97	14
	27	92. 6	7. 4	9	100.0	33.8		†	7. 3	1.9	17. 2	0.0	5. 8	1.7	66. 2	14. 7	0.6	23. 6	1.0	9.3	0.0	18. 7	2. 7
医療,福祉	190	188 98. 9	1.1	92	326 100. 0	99 30. 4	23 7. 1		0.6	0.0	63 19. 3	4.3	3. 4	1.8	227 69. 6	38 11. 7	0.9	14	1.8	30. 7	6. 4	75 23. 0	14
複合サービス事業	+ -	98. 9	1. 1	<u> </u> 	9	50.4	2	1. 2	0.6	0.0	19. 3	4. 3	0.4	1.8	69. 6 4	11. 7	0.9	4. 3	1.8	30.7	0.4	23. 0 1	4.3
	20	100.0	0.0	6	100.0	55. 6	22. 2	11. 1	0.0	0.0	33. 3	33. 3	0.0	0.0	44. 4	0.0	0.0	33. 3	33. 3	0.0	0.0	11. 1	11. 1
サービス業(他に分類され	40	36	4	15	35	9	6	1	0		3	1	0	0	26	9	3	7	1	4	1	6	3
ないもの)		90.0	10.0		100.0	25. 7	17. 1	2. 9	0.0	0.0	8.6	2.9	0.0	0.0	74.3	25. 7	8.6	20.0	2.9	11.4	2.9	17. 1	8.6

												上段:事	業所数	下段:%
							酉	己置状況						
	女性労働	動者の配置	がない				女性労働	者の配置がな	い部署がある	5理由(複数	回答)			
事業所規模別産業別	事業所数	部署	無	事業所数	技能や資格 を持つ女性 がいない ため	女性の適任 者がいない ため	当該部門が 女性の配置 を希望しな いため	女性が配置 を希望しな いため	出張・転勤 があること に配慮する ため	家事・保育 など時間に 制約がある ため	深夜業や時 間外労働が 多いため	重量物運搬 やででを を を を を を を を を の の た が る た が の る た が た る た う た う た う た う た う た う た う た う た う	体力・筋力 を必要を る業 るため	その他
計	792	183	609	183	77	53	9	28	3	7	14	37	48	24
	100.0	23. 1	76. 9	100.0	42. 1	29. 0	4. 9	15. 3	1.6	3.8	7. 7	20. 2	26. 2	13. 1
5~29人	613	142	471	142	60	38	9	22	3	5	12	29	39	17
	100.0	23. 2	76. 8	100.0	42. 3	26. 8	6. 3	15. 5	2.1	3.5	8. 5	20.4	27. 5	12. 0
30~99人	145	30	115	30	9	12	0	5	0	2	2	7	6	6
	100.0	20. 7	79. 3	100.0	30. 0	40.0	0.0	16. 7	0.0	6. 7	6. 7	23. 3	20.0	20.0
100~299人	27	8	19	8	7	3	0	1	0	0	0	0	2	0
	100.0	29. 6	70. 4	100.0	87. 5	37. 5	0.0	12. 5	0.0	0.0	0.0	0.0	25. 0	0.0
300人以上	7	3	4	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	100.0	42. 9	57. 1	100.0	33. 3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33. 3	33. 3	33. 3
建設業	75	40	35	40	21	14	1	8	2	1	3	7	11	6
	100.0	53. 3	46. 7	100. 0	52. 5	35. 0	2. 5	20. 0	5.0	2. 5	7. 5	17. 5	27. 5	15. 0
製造業	66	35	31	35	12	10	1	4	0	2	1	12	14	2
	100.0	53. 0	47. 0	100. 0	34. 3	28. 6	2. 9	11. 4	0.0	5. 7	2. 9	34. 3	40.0	5. 7
電気・ガス・熱供給・水 道業	100.0	62. 5	37. 5	100.0	60. 0	80. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20. 0	20. 0	0.0
情報通信業	7	2	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	28. 6	71. 4	100.0	50. 0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	30	17	13	17	9	3	3	4	0	1	3	4	4	4
	100.0	56. 7	43. 3	100.0	52. 9	17. 6	17. 6	23. 5	0.0	5. 9	17. 6	23. 5	23. 5	23. 5
卸売業,小売業	173	35	138	35	12	6	2	5	1	2	4	9	9	2
	100.0	20. 2	79. 8	100.0	34. 3	17. 1	5. 7	14. 3	2.9	5. 7	11. 4	25. 7	25. 7	5. 7
金融業,保険業	19	4	15	4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0
	100.0	21. 1	78. 9	100.0	0.0	50.0	0.0	75. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	16	4	12	4	2	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	100.0	25. 0	75. 0	100.0	50. 0	25. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	25. 0	0.0	0.0	50.0
学術研究,専門・技術サービス業	100. 0	22. 7	17 77. 3	100.0	40.0	80. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<u> </u>	<u> </u>				! !	<u> </u>		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0
宿泊業,飲食サービス業	100. 0	7. 2	92. 8	100.0	60. 0	40. 0	0.0	20. 0	0.0	0.0	0. 0	0.0	20. 0	40. 0
A SCHOOL OF THE LEASE	30	1. 4	92. 8	100.0	00.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0
生活関連サービス業,娯楽業	100. 0	13. 3	86. 7	100. 0	0. 0	25. 0	0. 0	50. 0	0.0	0.0	0. 0	25. 0	75. 0	25. 0
***		10.0			<u> </u>	20.0		30.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0	40.0
教育,学習支援業	100. 0	14. 8	23 85. 2	100.0	50. 0	25. 0	0.0	25. 0	0.0	0.0	25. 0	0.0	0. 0	25. 0
	190.0	14. 0	180	100.0	7		0.0	25. 0	0.0	0.0	25. 0	0.0	0.0	20. U
医療,福祉	100. 0	5. 3	94. 7	100. 0	70.0	0.0	0. 0	0.0	0.0	0.0	0. 0	10.0	10. 0	20. 0
塩 人 ル ・	20	1	19	100.0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	20.0
複合サービス事業	100. 0	5. 0	95. 0	100. 0	100.0	0.0	0. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類され	40	12	28	12	2	3	2	0	0	1	1	2	3	2
かって (他に 分類されないもの)	100.0	30. 0	70. 0	100. 0	16. 7	25. 0	16. 7	0.0	0.0	8.3	8. 3	16. 7	25. 0	16. 7

	•																	上井	炎:事 栗所	数 Γ .	段:%
					Andre	7 - 10 / 10	- kaka sappa walul				管理	敞について		/	milds and a delication	H. 1. w	1. 1. 1.	to sent of	- W		
		hole were well .	71.	/n ==	管理職	及び女性の		am et le vi	with	KEL	with		1	1	職が1割未済			ない理由(ネ T	复数回答)		
事業所規模別産業別	事業所数	管理職全 (人)		役員 (人)	うち	部長相当 (人)		課長相当 (人)		係長相当 (人)		事業所数	知識・経験 ・判断力等 を有する女 性がいない	役職に就な ための在職 年数を満た していない 性がいない	管理職にな るまでしま か女性が りない	時間外労働が多次で表すがある。	出張・転勤 等に対応で きない女性 が多い	仕事内容が 体力的、精 神的にきつ	女性が希望 しない	女性従業員 が少ない又 はいない	その他
			うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		性がいない	性がいない	り気圧が多い	多い	が多い	<i>V</i>)			
計	670	4, 021	1, 232	936	267	695	188	1,040	284	1, 350	493	364	129		48	6	16	45	51	135	29
	-		30. 6		28. 5		27. 1		27. 3		36. 5	100.0	35. 4	 	1	1.6		12. 4	14. 0	37. 1	8.0
5~29人	500	1, 725	536 31. 1	634	30. 1	330	103 31. 2	365	96 26. 3	396	146 36. 9	270 100. 0	83 30. 7		38 14. 1	1. 5	4. 4	35 13. 0	36 13. 3	110 40. 7	8.9
30~99人	136	1, 079	329	219	55	212	57	323	88	325	129	80	39	 		2	3	8	14	21	4
	130	1,019	30. 5	213	25. 1	212	26. 9	525	27. 2	323	39. 7	100.0	48.8	25.0	11. 3	2. 5	3.8	10.0	17. 5	26. 3	5.0
100~299人	27	521	178	60	18 30. 0	95	21 22. 1	195	66 33. 8	171	73 42. 7	12 100. 0	7 58. 3	-	8.3	0	1 8.3	1 8.3	0	2 16. 7	8.3
	1		34. 2				22.1		-		—	100.0	t		<u> </u>	0.0	8.3	8.3	0.0	10. /	8.3
300人以上	7	696	189 27. 2	23	13. 0	58	12. 1	157	21. 7	458	145 31. 7	100.0	0.0	1	0.0	0.0	0.0	50.0	50. 0	100. 0	0.0
建設業			45		26		5		8		6	44	17	7	4	0	0	13	5	21	4
在 版本	66	438	10. 3	135	19. 3	95	5. 3	120	6. 7	88	6.8	100.0	38. 6	15. 9	9. 1	0.0	0.0	29. 5	11. 4	47. 7	9. 1
製造業	58	427	55	94	16	89	9	107	9	137	21	45	17	5	2	1	2	9	4	21	2
	30	121	12. 9	34	17.0	03	10. 1	101	8. 4	101	15. 3	100.0	37. 8	11.1	4. 4	2. 2	4. 4	20.0	8. 9	46. 7	4.4
電気・ガス・熱供給・水 道業	7	57	3	1	0	11	1	15	0	30	2	7	0	-	1	0	0	1	0	2	0
但未	<u> </u>		5. 3		0.0		9. 1		0.0	ļ	6. 7	100.0	0.0	57. 1	14. 3	0.0	0.0	14. 3	0.0	28. 6	0.0
情報通信業	6	39	7. 7	7	14.3	8	0.0	16	6. 3	8	12.5	5 100. 0	40.0	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40. 0	0.0
VE-1/2 W			15		8		0.0		0.0		12.0	18	7		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13	0.0
運輸業,郵便業	27	97	15. 5	51	15. 7	14	14. 3	16	12. 5	16	18. 8	100.0	38. 9	_	5. 6	11. 1	11. 1	11. 1	5. 6	72. 2	5. 6
卸売業, 小売業			168		59		26		37		46	74	24	16	9	0	7	6	11	30	4
BRIDLIK, 17 JUNK	133	569	29. 5	215	27. 4	80	32. 5	146	25. 3	128	35. 9	100.0	32. 4	21.6	12. 2	0.0	9. 5	8.1	14. 9	40. 5	5. 4
金融業,保険業	19	96	19	4	2	18	1	38	7	36	9	17	4	8	10	0	0	1	0	2	0
			19. 8		50. 0		5. 6		18. 4		25. 0	100.0	23. 5	†	58. 8	0.0	0.0	5.9	0.0	11. 8	0.0
不動産業,物品賃貸業	13	47	23. 4	7	42. 9	13	30. 8	18	11. 1	9	22. 2	100.0	37. 5	_	0.0	0.0	12. 5	12. 5	12.5	75. 0	12. 5
学術研究,専門・技術サー			30		10		3		5		12	10	 		0	0	1	1	0	5	0
一	18	130	23. 1	29	34. 5	23	13. 0	36	13. 9	42		100.0		30.0	0.0	0.0	10. 0	10. 0	0.0	50. 0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	49	143	52	54	19	34	13	24	6	31	14				3	0		0	_	5	
	<u> </u>		36. 4		35. 2		38. 2		25. 0		45. 2	100.0	25. 0	5.0	15. 0	0.0	5. 0	0.0	30. 0	25. 0	20.0
生活関連サービス業,娯楽業	26	70	22. 9	17	29. 4	13	30.8	23	8.7	17	5 29. 4	17 100. 0	41. 2	23. 5	41. 2	5. 9	0.0	11.8	41. 2	29. 4	0.0
	1										<u> </u>	! !	l I	1	41. 4	l	0.0	11.0	41. 4	29. 4	0.0
教育,学習支援業	23	418	137 32. 8	33	39. 4	35	16 45. 7	64	16 25. 0	286	92 32. 2	100.0	30.0		0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	40.0	20.0
医皮 短机			624		97		100		169		258	45	18	t		1	1	10.0	ω	40. 0	6
医療,福祉	170	1, 128	55. 3	242	40. 1	197	50. 8	296	57. 1	393	65. 6	100. 0	40. 0			2. 2	2. 2	4.4	20. 0	13. 3	13. 3
複合サービス事業			20		1		1		4		14	19	5	5	1	0	0	3	4	4	3
	20	189	10. 6	11	9. 1	34	2. 9	61	6. 6	83	16. 9	100.0	26. 3	26. 3	5. 3	0.0	0.0	15.8	21. 1	21. 1	15. 8
サービス業(他に分類され ないもの)	35	173	34	36	7	31	3	60	16	46	8	25	10		5	1	1	3	2	9	2
[.0.1		I	19. 7		19. 4		9. 7		26. 7	I	17. 4	100.0	40.0	12.0	20.0	4.0	4.0	12.0	8. 0	36. 0	8.0

42 -

																							上段:	事業所数		步:%
												女		の推進状	況											
		₩-0117 F	り証年ナフ	> 1, 20 4s	4事)。空	ないのまさ	このたみの	ナル の色	→ ※ 揺 /ロ Ж	:1ヶ田-ナフ			取組実	1			+ H+ 10 4t	力数揺の供	NU 878F +	空田職 51	ヨ佐の田は	412+440	I			
事業所規模別産業別	事業所数	いよう人	り評価する 事考課基準 定める	を明確に	制度を整備	備し、制度 促進する		担当者や	力発揮促進 責任者を選)体制を整	任するな える	女性が従 練を行っ	事するため て女性の登	の教育訓 用を促進	具	力面での差 ・設備の導	[入	発揮にある	刀発揮の状たっての間 を分析を行	題点の調 う	管理職や 能力発揮の	の重要性に 啓発	こついての	ージや	員の活躍を 社内報で紹	介する	その他
		実施している	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施している	実施なし 今後の実 施を検討		実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施している	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施している	実施なし 今後の実 施を検討		実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施している	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	
計	792	395	140	257	384	181	227	225	210	357	145	206	441	168	155	469	129	229	434	147	208	437	138	154	500	46
	100.0	49. 9	1	32. 4	48. 5	22. 9	28. 7	28. 4	26. 5	45. 1	18. 3	26. 0	55. 7	21. 2	19. 6	59. 2	16. 3	28. 9	54. 8	18. 6	26. 3	55. 2	17. 4	19. 4	63. 1	5.8
5~29人	100.0	301 49. 1	102 16. 6	210 34. 3	285 46. 5	138 22. 5	190 31. 0	170 27. 7	153 25. 0	290 47. 3	103 16. 8	153 25. 0	357 58. 2	116 18. 9	119 19. 4	378 61. 7	99 16. 2	167 27. 2	347 56. 6	105 17. 1	157 25. 6		94 15. 3	113 18. 4	406 66. 2	5. 9
30~99人	145	73		40	80	34	31	46	42	57	36	38	71	45	31	69	25	50	70		40		34	33	78	8
1.0.0.0.0.1	100.0	50. 3 15	 	27. 6	55. 2 15	23. 4	21. 4	31. 7	29. 0	39. 3	24. 8	26. 2	49. 0	31.0	21. 4	47. 6 17	17. 2	34. 5	48. 3		27. 6	49. 0	23. 4	22. 8	53. 8	5. 5
100~299人	100.0	55. 6		22. 2	55. 6	25. 9	18. 5	25. 9	10 37. 0	37. 0	18. 5	37. 0	12 44. 4	22. 2	14. 8	63. 0	7. 4	33. 3	59. 3		29. 6		18. 5	25. 9	15 55. 6	3. 7
300人以上	7 100. 0	6 85. 7	0.0	14.3	57. 1	28.6	14.3	28.6	5 71. 4	0.0	14.3	5 71. 4	1 14. 3	1 14.3	1 14. 3	5 71. 4	3 42. 9	3 42. 9	14.3	57. 1	3 42. 9	0 0.0	5 71. 4	1 14. 3	1 14. 3	14. 3
建設業	75	19		36		20.0	33	11	23	41	14. 5	19	48	6	16. 3	53	42. 9	24	46	6	23		8	14. 3	55	14.
建 取未	100.0	25. 3		48. 0	26. 7	29. 3	44. 0	14. 7	30. 7	54. 7	10. 7	25. 3	64. 0	8.0	21. 3	70. 7	6. 7	32. 0	61. 3	8. 0	30. 7	61. 3	10. 7	16. 0	73. 3	4. (
製造業	66	20	14	32	16	19	31	7	24	35	1	24	41	16	14	36	3	22	41	2	24	40	2	11	53	1
	100.0	30. 3	21. 2	48. 5	24. 2	28.8	47. 0	10.6	36. 4	53. 0	1. 5	36. 4	62. 1	24. 2	21. 2	54. 5	4.5	33. 3	62. 1	3.0	36. 4	60.6	3.0	16. 7	80.3	1.5
電気・ガス・熱供給・	8	6	1	1	7	1	0	0	2	6	4	2	2	4	2	2	4	3	1	4	3	1	4	1	3	(
水道業	100.0	75. 0	12. 5	12. 5	87. 5	12. 5	0.0	0.0	25. 0	75. 0	50. 0	25. 0	25. 0	50.0	25. 0	25. 0	50.0	37. 5	12. 5	50. 0	37. 5	12. 5	50.0	12. 5	37. 5	0.0
情報通信業	100.0	71. 4	0.0	28.6	42. 9	42. 9	14.9	0.0	3 42. 9	57. 1	14.2	28. 6	57. 1	14.3	14.3	5 71. 4	14.2	28.6	57. 1	14.3	28.6	57.1	14.9	28.6	57. 1	0. (
運輸業,郵便業	30	11. 4	 	16	42. 9	44.9	14. 3 15	0.0	42. 9	20	14. 3	20.0	19	14. 3	14. 3	24	14. 3	6	23	14. 3	20.0	23	14. 3	20.0	19	0.0
連 制 来, 野 使 来	100.0	36. 7		53. 3	43. 3	6.7	50. 0	3. 3	30.0	66. 7	6. 7	30. 0	63. 3	3.3	16. 7	80. 0	3.3	20. 0	76. 7	3. 3	20. 0		20.0	16. 7	63. 3	13. 3
卸売業, 小売業	173	96		49	81	44	48	48	45	80	28	47	98	45	30	98	35	50	88	32	48	1	30	36	107	8
	100.0	55. 5	16. 2	28. 3	46. 8	25. 4	27. 7	27. 7	26.0	46. 2	16. 2	27. 2	56. 6	26.0	17. 3	56. 6	20. 2	28. 9	50. 9	18. 5	27. 7	53.8	17. 3	20.8	61.8	4. (
金融業,保険業	19	19	0	0	18	1	0	15	4	0	9	10	0	5	2	12	9	9	1	15	4	0	13	3	3	
	100.0	100.0	0.0	0.0	94. 7	5. 3	0.0	78. 9	21. 1	0.0	47. 4	52. 6	0.0	26. 3	10. 5	63. 2	47. 4	47. 4	5. 3		21. 1	0.0	68. 4	15. 8	15.8	5. 3
不動産業,物品賃貸業	16	8	2	6	5	5	6	4	4	8	1	6	9	2	4	10	3	3	10		4	9	4	2	10	1
学生开 在 去甲 社经1	100.0	50. 0	 	37. 5	31. 3	31. 3	37. 5	25. 0	25. 0	50. 0 11	6. 3	37. 5	56. 3 12	12. 5	25. 0	62. 5	18.8	18. 8	62. 5 14	18. 8	25. 0	56. 3	25. 0	12. 5	62. 5 17	6. 3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0			22. 7		13. 6	27. 3	31. 8	18. 2		18. 2	27. 3	54. 5		9. 1	72. 7	13. 6	22. 7	63. 6		13. 6			9. 1	77. 3	4. 5
宿泊業,飲食サービス業	69	30	 	19	 	20		18			12	19	38	<u> </u>	17	41	<u> </u> 		38	-	17	<u> </u>		22	41	
旧山来, 跃及 / 二八来	100.0	43. 5	29. 0	27. 5	36. 2	29. 0	34. 8	26. 1	29.0	44. 9	17. 4	27. 5	55. 1	15. 9	24. 6	59. 4	18.8	26. 1	55. 1	23. 2	24. 6	52. 2	8.7	31. 9	59. 4	1. 4
生活関連サービス業,娯	30	20	6	4	16	7	7	16	12	2	12	9	9	9	5	16	12	11	7	10	13	7	12	7	11	(
楽業	100.0	66. 7	20.0	13. 3	53. 3	23. 3	23. 3	53. 3	40.0	6. 7	40.0	30. 0	30. 0	30.0	16. 7	53. 3	40.0	36. 7	23. 3	33. 3	43. 3	23. 3	40.0	23. 3	36. 7	0.0
教育,学習支援業	27	17		6	15	5		8	5	14	8	2	17	5	5	17	5	4	18		3	18	7	2	18	4
	100.0	63. 0	 	22. 2	55. 6	18. 5		29. 6		51. 9	29. 6	7.4	63. 0	18. 5	18. 5	63. 0	18. 5	14. 8	66. 7	22. 2	11. 1	66. 7		7.4	66. 7	14.8
医療,福祉	190	98 51.6		63		17.4		67	42	81	91.6	32	117		16.9	105	26		112		39				125 65. 8	10.0
佐人 ユーロッ 古光	100.0	51. 6 17	 	33. 2	65. 8 15	17. 4	16.8	35. 3 15		42. 6	21. 6	16. 8	61. 6	27.9	16.8	55. 3	13. 7	27. 4	58. 9	16. 8	20. 5	62.6	15. 3	18. 9	ან. 8 7	10.
複合サービス事業	100.0	85. 0		5. 0		20. 0	5. 0	75. 0		5. 0	50. 0	30. 0	20. 0	30.0	40. 0	30.0	30.0	30.0	40. 0	45. 0	20. 0	35. 0	45. 0	20. 0	35. 0	10.
サービス業(他に分類さ	40	16	 	17		12		8	9	23	4	13	23	0	12	28		14	23	 	15	1		9	27	
れないもの)	100.0	40. 0	17. 5	42. 5	30. 0	30.0		20. 0	22. 5	57. 5	10. 0	32. 5	57. 5	0.0	30. 0	70.0	7. 5	35. 0	57. 5		37. 5			22. 5	67. 5	2. 5

													上段	:事業所	剱 Γ	段:%			
									女性の活	5躍推進の									
			女性活躍推	生進の取組	目的(回答	2つ以内)				<u> </u>	で性従業員に	こ強く望む	こと(回答	(2つ以内)			一般	事業主行動	計画
事業所規模別産業別	事業所数	従業員の職 業意識や価 値観の多様 化に対応す るため	企業イメー ジ向上など 、企業戦略 として	顧客のニー ズに対応す るため	企業の社会 的責任であ るから	人的資源を 有効に活用 し、労働力 を確保する ため	職場の風土 改善により 組織を活性 化させるた め	その他	事業所数	転勤や配置 転換に応じ てほしい	妊娠・出産 後もやめず に働き続け てほしい	新たな業務 にも積極的 に取り組ん でほしい	管理職の昇 進に積極レン にチャレし い い	時間外労働 を敬遠しな いでほしい	その他	現状は特 に望むこ とはない	事業所数	策定してい る	策定してい ない
計	720 100. 0	300 41. 7	61 8. 5	93 12. 9		454 63. 1	140 19. 4	34 4. 7	771 100. 0	50 6. 5	329 42. 7	340 44. 1	168 21. 8	37 4. 8	11	239 31. 0	792 100. 0	163 20. 6	629 79. 4
5~29人	549	218	45	73	83	347	93	23	594	29	241	257	112	29	6	204	613	112	501
30~99人	100. 0 138	39. 7 64	8. 2	13. 3 17		63. 2 85	16. 9 40	4. 2	100. 0 144	4.9	40. 6 69	43. 3	18. 9 43	4.9	1. 0	34. 3 29	100. 0 145	18. 3	81. 7 115
100~299人	100. 0 26	46. 4 12	9.4	12. 3 3	13. 0	61. 6 16	29.0	5. 8 2	100. 0 26	11. 1	47. 9 13	49. 3 9	29. 9 9	5. 6 0	2. 1	20. 1	100. 0 27	20.7	79. 3 13
	100.0	46. 2	11. 5	11.5	7. 7	61. 5	23. 1	7. 7	100.0	19. 2	50.0	34. 6	34. 6	0.0	7. 7	19. 2	100.0	51. 9 7	48. 1
300人以上	100.0	85. 7	0.0	0.0	0.0	85. 7	14. 3	14. 3	100.0	0.0	85. 7	42. 9	57. 1	0.0	0.0	14. 3	100.0	100.0	0.0
建設業	58 100. 0	19 32. 8	13. 8	5 8. 6	9 15. 5	29 50. 0	14 24. 1	3. 4	67 100. 0	3.0	19 28. 4	19 28. 4	9.0	3.0	0.0	37 55. 2	75 100. 0	6 8.0	69 92. 0
製造業	59 100. 0		6.8	9 15. 3	8 13.6	40 67. 8	9 15. 3	7 11. 9	62 100. 0	1 1.6	20 32. 3	34 54. 8	9 14. 5	6.5	3. 2	17 27. 4	66 100. 0	8 12. 1	58 87. 9
電気・ガス・熱供給・水 道業	100.0	2 25. 0	1 12. 5	0.0	1	6 75. 0	6	0.0	8 100.0	0, 0	7 87. 5	7 87. 5	0.0	0, 0	0.0	1 12. 5	100.0	5 62. 5	3 37. 5
情報通信業	6	1	0	0	3	5	2	0	7	1	4	4	2	1	0	0	7	2	5
運輸業,郵便業	100. 0 26	16. 7 12	0. 0 7	0.0	50. 0	83. 3 17	33. 3	0.0	100.0	14. 3	57. 1 6	57. 1 12	28.6	14. 3	0.0	0.0	100.0	28. 6 5	71. 4
卸売業, 小売業	100. 0 165	46. 2 72	26. 9 15	0.0		65. 4 110	15. 4 25	3.8	100. 0 172	3.4	20. 7	41. 4 78	10. 3	6. 9 8	3. 4	41. 4 53	100. 0 173	16. 7 37	83. 3 136
	100.0	43. 6	9. 1	23. 6		66. 7	15. 2	0.6	100.0	12. 2	42.4	45. 3	19. 2	4. 7	0.6	30.8	100.0	21. 4	78. 6
金融業,保険業	18 100. 0	61. 1	5. 6	2 11. 1	16. 7	61. 1	38. 9	0.0	18 100. 0	0.0	61. 1	10 55. 6	61. 1	0.0	0. 0	5. 6	19 100. 0	63. 2	36. 8
不動産業,物品賃貸業	100.0	5 35. 7	7. 1	2 14. 3	14. 3	57. 1	50. 0	0.0	16 100. 0	0.0	7 43. 8	50. 0	5 31. 3	6.3	0.0	25. 0	16 100. 0	25. 0	12 75. 0
学術研究,専門・技術サービス業	19 100. 0	l	0.0	5. 3	5 26. 3	13 68. 4	1 5. 3	0.0	21 100. 0	4.8	7 33. 3	7 33. 3	4.8	0, 0	0.0	10 47. 6	22 100. 0	7 31. 8	15 68. 2
宿泊業,飲食サービス業	62	28	7	10	9	32	10	2	69	2	21	27	16	5	1	26	69	10	59
生活関連サービス業,娯楽	100. 0	19	11. 3	16. 1 6	14. 5	15	8	3. 2	30	2.9	10	39. 1 18	23. 2 15	7. 2	1. 4	37. 7 6	100.0		20
教育,学習支援業	100. 0 26		13. 3	20.0	10.0	50. 0 12	26. 7 7	3.3	100. 0 26	10.0	33. 3 12	60. 0	50. 0 6	6.7	0.0	20.0	100.0	33.3	66. 7 24
医療,福祉	100. 0 178		7. 7	15. 4 13		46. 2 125	26. 9 28	7. 7 15		0.0		42. 3 79	23. 1	3.8	0.0	30. 8 43	100. 0 190	11. 1 36	88. 9 154
	100.0	42. 7	3. 4	7.3		70. 2	15. 7	8. 4	100.0	8.0	61. 0	42. 2	21. 9	4.8	2. 7	23. 0	100.0	18. 9	81. 1
複合サービス事業	19 100. 0		3 15. 8	10. 5	3 15. 8	10 52. 6		0.0	20 100. 0	5.0	8 40. 0	13 65. 0	70. 0	0.0	0. 0	10.0	20 100. 0	10 50. 0	10 50. 0
サービス業(他に分類され ないもの)	32 100. 0		6.3	0.0	5 15. 6	21 65. 6	5 15. 6	9. 4	39 100. 0	5.1	10 25. 6	13 33. 3	6 15. 4	2 5. 1	2. 6	19 48. 7	40 100. 0	8 20.0	32 80. 0

県 合 計

上段:事業所数 下段:%

				,	ヽラスメント防	ıŀ				ワーク・		→ 未別 数 √ス(仕事と家庭	「段・70
		取組状況			・テハティ 下例	<u> </u>	(複数回答)			<i>J</i> 9		プス(仏事と家庭 3状況	- ~ / 財明 年月
事業所規模別産業別	事業所数	取り組んでいる	取り組んで いない	事業所数	ハラスメント 防止の社内方 針の明確化と 周知・啓発			相談窓口や担 当部署など苦 情処理機関を 設置する	その他	事業所数		聞いたことは あるが、内容 は知らない	言葉も内容も 知らない
計	792	521	271	521	395	219	172	322	19	792	421	252	119
	100.0	65. 8	34. 2	100.0	75. 8	42.0	33. 0	61. 8	3. 6	100.0	53. 2	31.8	15. 0
5~29人	613	369	244	369	274	157	122	212	14	613	291	215	107
	100.0	60. 2	39. 8	100.0	74. 3	42. 5	33. 1	57. 5	3.8	100.0	47. 5	35. 1	17. 5
30~99人	145		25	120		48			4	145	103		11
	100.0	82. 8	17. 2	100.0	79. 2	40.0	30.0	69. 2	3. 3	100.0	71.0		7.6
100~299人	27	25	2	25		9	10		0	27	20		1
	100.0	92. 6	7. 4	100.0	76. 0	36.0	40. 0	80. 0	0.0	100.0	74. 1	22. 2	3. 7
300人以上	7 100. 0	100.0	0.0	100. 0	100.0	5 71. 4	57. 1	100. 0	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0
z à ≒∿₩	75	30	45	30	<u> </u>	6	9		14. 0	75	24	29	22
建設業	100. 0		60. 0	100.0	80. 0	20.0			3. 3	100.0	32.0		29. 3
製造業	66	40	26	40	<u> </u>	14	l e		2	66	26		14
表 但未	100.0	60. 6	39. 4	100.0	70. 0	35. 0			5. 0	100.0	39. 4	39. 4	21. 2
電気・ガス・熱供給・水	8	6	2	6	6	5	5	5	0	8	7	1	0
道業	100.0	75. 0	25. 0	100.0	100.0	83. 3		83. 3	0.0	100.0	87. 5	12. 5	0.0
情報通信業	7	5	2	5	3	3	2	3	2	7	5	2	0
17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1	100.0	71. 4	28. 6	100.0	60.0	60.0	40.0	60. 0	40.0	100.0	71. 4	28. 6	0.0
運輸業,郵便業	30	17	13	17	16	8	4	9	0	30	15	11	4
Z 1111/K) ZF ZZ XK	100.0	56. 7	43. 3	100.0	94. 1	47. 1	23. 5	52. 9	0.0	100.0	50.0	36. 7	13. 3
卸売業, 小売業	173	109	64	109	83	55	38	74	1	173	87	59	27
	100.0	63. 0	37. 0	100.0	76. 1	50. 5	34. 9	67. 9	0.9	100.0	50. 3	34. 1	15.6
金融業,保険業	19	18	1	18	15	14	12	15	0	19	17	1	1
	100.0	94. 7	5. 3	100.0	83. 3	77.8	66. 7	83. 3	0.0	100.0	89. 5	5. 3	5.3
不動産業,物品賃貸業	16	11	5	11	8	4	4	7	0	16	10	5	1
	100.0	68.8	31. 3	100.0	72. 7	36. 4	36. 4	63. 6	0.0	100.0	62. 5	31. 3	6.3
学術研究,専門・技術サー	22	13	9	13		5	4	7	0	22	11	7	4
ビス業	100.0	59. 1	40. 9	100.0	76. 9	38. 5	<u> </u>		0.0	100.0	50.0	31. 8	18. 2
宿泊業, 飲食サービス業	69		24	45		11			3	69	27		16
	100.0	65. 2	34. 8	100.0	51. 1	24. 4	1		6. 7	100.0	39. 1	37. 7	23. 2
生活関連サービス業,娯楽	30		5	25	1	6	8		0	30	18		2
未	100.0	83. 3	16. 7	100.0	80. 0	24.0	1	72. 0	0.0	100.0	60.0		6. 7
教育,学習支援業	27	20	7	20		11		7	0	27	18		3
	100.0	74. 1	25. 9	100.0	80. 0	55. 0	 		0.0	100.0	66. 7	.	11. 1
医療,福祉	190	143	47	143		57			6	190	125		17
★ ◇ 11 13 → 士业	100.0	75. 3	24. 7	100.0	77. 6	39. 9		<u> </u>	4. 2	100.0	65. 8		8.9
複合サービス事業	100.0	18 90. 0	10. 0	18 100. 0	1	12 66. 7		10	3 16. 7	100.0	10 50. 0		10.0
1. 12つサ/加ァ八年から	100. 0	90. 0	10. 0		1	8	38.9		10. /		21		10.0
サービス業(他に分類され ないもの)	100.0		47. 5	21 100. 0	66. 7	38. 1	42. 9		4.8	100. 0	52. 5		15. 0
	100.0	04. 0	41.0	100.0	1 00. /	JO. 1	44. 9	00. /	4.0	100.0	52. 5	34. 0	10.0

上段· 車業所数 下段·%

																						上段:	事業所数	数 下.	段:%	
											ワーク	・ライフ	・バラン	ス(仕事	と生活の	調和)										
事 类形扭扭即		取組状況												取組内	容(複数				₩35 []-#1			フェイナ	文学(屋) ェ	歴由され	/井(古) > 目目	
事業所規模別産業別	事業所数	取り組ん でいる	取り組ん でいない	事業所数	育児休業 制度	子の看護 休暇制度	事業所内 託児施設 の設置	育児に関 する経済 的支援	介護休業 制度	介護休暇 制度	介護に関 する経済 的支援	復職支援	所定外労 働の免除	育児な情に を で に 間 期度	テレワーク (ICTを 用すの (ETを (ETを (ETを (ET) (ET) (ET) (ET) (ET) (ET) (ET) (ET)	テクイクラフ レ(ルやイィス リーバーティス (本)	フレック スタイム 制度	始業・終 業時刻の 繰上げ・ 繰下げ	業務体制 ・見直る仕事 ・見る効率化	休暇取得 の促進	残業の削 減	ナ援域動の支施 大震な 大変な 大変な 	産業とと まるリング機会 設定	置・治療等に対す	職研修や	その他
計	792 100. 0	659 83. 2	133 16. 8	659 100. 0	604 91. 7	448 68. 0	3.0	36 5. 5	555 84. 2	442 67. 1	10	133 20. 2	192 29. 1	231 35. 1	36 5. 5	15 2. 3	4. 2	58 8. 8	207 31. 4	177 26. 9	216 32. 8		34 5. 2		141 21. 4	
5~29人	613	483	130	483	432	302	6	24	387	297	5	95	122	150	28	10	22	43	141	124	158	157	21	81	104	47
30~99人	100. 0 145	78. 8 142	21. 2	100. 0 142	89. 4 138	62. 5 114	1. 2	5. 0 7	80. 1 135	61. 5 114	1.0	19. 7	25. 3 52	31. 1 65	5.8	2. 1	4.6	8. 9	29. 2 51	25. 7 43	32. 7 43		4. 3			17
100~299人	100. 0	97. 9 27	2. 1	100. 0 27	97. 2 27	80. 3 25	6.3	4. 9 5	95. 1 26	80. 3 26	2.1	20. 4	36. 6 13	45. 8 10	3.5	2.8	4. 2	7.0	35. 9 9	30. 3	30. 3	22. 5	7.7	20. 4	21. 1	12.0
300人以上	100.0	100.0	0.0	100. 0	100.0	92. 6 7	11. 1	18. 5 0	96. 3 7	96. 3 5	3.7	18. 5 4	48. 1 5	37. 0 6	7.4	3.7	0.0	7. 4	33. 3 6	29. 6 2	40.7	37. 0	7.4	40. 7	11. 1	11. 1
建設業	100. 0 75	100.0	0. 0 27	100. 0 48	100. 0 45	100. 0 29	28. 6	0.0	100. 0	71. 4 29	14. 3	57. 1 3	71. 4 10	85. 7 9	14. 3	0.0	0.0	42. 9 3	85. 7 9	28. 6	57. 1 8	57. 1	0.0	71. 4	57. 1	42. 9
	100.0	64. 0	36. 0	100.0	93. 8	60. 4	0.0	0.0	79. 2	60. 4	0.0	6.3	20.8	18.8	0.0	4.2	2. 1	6. 3	18. 8	10. 4	16. 7	i	0.0	8.3	8.3	6.3
製造業	100.0	53 80. 3	13 19. 7	53 100. 0	46 86. 8	32 60. 4	1.9	0.0	46 86. 8	33 62. 3	0.0	6 11. 3	20. 8	9 17. 0	3.8	1.9	1.9	7. 5	12 22. 6	8 15. 1	12 22. 6	2 13 5 24. 5	0.0	9 17. 0	8 15. 1	1.9
電気・ガス・熱供給・水 道業	100.0	100.0	0.0	8 100. 0	7 87. 5	6 75. 0	0.0	5 62. 5	7 87. 5	5 62. 5	50. 0	50.0	5 62. 5	75. 0	50. 0	0.0	50. 0	5 62. 5	12.5	5 62. 5	87. 5	5 62. 5	50.0	5 62. 5	6 75. 0	6 75. 0
情報通信業	7 100. 0	7 100. 0	0.0	7 100. 0	7 100. 0	6 85. 7	0.0	0.0	7 100. 0	5 71. 4	14.3	1 14. 3	3 42. 9	3 42. 9	3 42. 9	0.0	0.0	1 14. 3	4 57. 1	2 28. 6	57. 1	3 42.9	0.0	- ·	14.3	28.6
運輸業,郵便業	30	28	2	28	25	17	0	1	24	16	0	2	5	8	2	1	0	1	8	6	3	4	0	5	8	1
卸売業, 小売業	100. 0 173	93. 3 143	6. 7	100. 0 143	89. 3 131	60. 7 93	0.0	3.6	85. 7 119	57. 1 95	0.0	7. 1	17. 9 45	28. 6 48	7.1	3.6	9	3. 6 11	28. 6 48	21. 4 47	10. 7 51	14. 3	0.0	17. 9 27		
金融業,保険業	100. 0 19	82. 7 19	17. 3	100. 0 19	91. 6 18	65. 0 15	0.0	1. 4	83. 2 17	66. 4 16	0.0	19. 6 13	31. 5 12	33. 6 15	6.3	0.7	6.3	7.7	33. 6 13	32. 9 7	35. 7 16	35. 7 16	5. 6	18. 9	16. 1	
不動産業,物品賃貸業	100. 0 16	100. 0 13	0.0	100. 0 13	94. 7 11	78. 9 7	5. 3 0	52. 6 0	89. 5 11	84. 2 8	5. 3	68. 4 4	63. 2 2	78. 9 6	15. 8 1	0.0	15. 8 1	52. 6 1	68. 4 7	36. 8 5	84. 2	84. 2	5. 3 0	63. 2	73. 7	52. 6
	100.0	81. 3	18. 8	100. 0	84. 6	53. 8	0.0	0.0	84. 6	61. 5	0.0	30. 8	15. 4	46. 2	7. 7	0.0	7. 7	7. 7	53. 8	38. 5	30. 8	15. 4	0.0	7.7	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	100.0		31.8		-	80. 0	0.0	6. 7	93. 3	+	0.0	40. 0	33. 3	26. 7	20.0	0.0	0.0	13. 3	53. 3	20. 0	26. 7	53. 3	0.0	26. 7	20. 0	20. 0
宿泊業,飲食サービス業	69 100. 0	42 60. 9	27 39. 1	42 100. 0	35 83. 3	23 54. 8	2. 4	2.4	31 73. 8		0.0	6 14. 3	7 16. 7	7 16. 7	2.4	2. 4	4.8	1 2. 4	10 23. 8	7 16. 7	6 14. 3	9. 5 9. 5	0.0	9.5	19. 0	7. 1
生活関連サービス業,娯楽業	30 100. 0	28 93. 3	6. 7	28 100. 0	24 85. 7	14 50. 0	0.0	0.0	23 82. 1	16 57. 1	0.0	8 28. 6	7 25. 0	9 32. 1	7.1	3.6	0.0	4 14. 3	13 46. 4	6 21. 4	7 25. 0	6 21.4	0.0	7.1	6 21. 4	3.6
教育, 学習支援業	27	22 81. 5	5 18. 5	22	19 86. 4	16 72. 7	2 9. 1	9.1	16 72. 7	14	0.0	4	4 18. 2	7 31.8	9.1	0	9. 1	3 13. 6	9 40. 9	6 27. 3	8 36. 4	8	9. 1	4	5	3
医療,福祉	190	181	9	181	174	143	14	13	157	133	3	35	65	84	1	8	1	3	52	54	60	52	15	28	44	17
複合サービス事業	100.0	95. 3 20	4. 7	100. 0	96. 1 20	79. 0 15	7. 7	7.2	86. 7 19		1.7	19. 3 9	35. 9 5	46. 4	0.6	0	0.6	1. 7 5	28. 7	29. 8 9	33. 1 14	. 13	8. 3	14	6	4
サービス業(他に分類され	100. 0	100. 0 32	0.0	100. 0 32	100. 0 28	75. 0 20	0.0	0.0	95. 0 26	85. 0 20	5. 0	45. 0 4	25. 0 6	40.0	0.0	0.0	5.0	25. 0 4	45. 0 4	45. 0 7	70. 0	65.0	20.0	70.0	30. 0	20.0
ないもの)	100.0	80. 0	20.0	100.0	87. 5	62. 5	3. 1	3. 1	81. 3	62. 5	0.0	12. 5	18.8	25. 0	9.4	0.0	9. 4	12. 5	12. 5	21. 9	37. 5	28. 1	0.0	12. 5	15. 6	12. 5

上段·事業所数 下段·%

													上段	: 事業所数	汉 []	没:%
						ワーク	・ライフ	・バラン	ス(仕事	と生活の	調和)					
					取り組	且んでいた	い理由	(回答3つ)	以内)					N	プかの知名	宮
事業所規模別産業別	事業所数	従業員から の要望がな いから	人手不足だ から	労務管理が 複雑になる から	代替要員の 確保が困難 だから	従業員の負担や不公平 感が増大するから	業務の特性 上、残業や 休日出勤が 多くなる	コストがか かる	生産性・売 り上げが減 少する	メリットが あるかわか らない	どういうも のかわから ないから	行政の支援 が不足して いるから	その他	事務所数	知っている	知らない
計	133		39	9	7	11	7	2	3	18	44	5	14	792	169	623
5 001	100.0	<u> </u>	29. 3	6.8	<u> </u>		5. 3	1.5	2.3	13. 5	 	3.8	10. 5	100.0	21. 3	78. 7
5~29人	130		38 29. 2	6.9			3. 8	1.5	2.3	17 13. 1	33. 8	3.8	10.8	613 100. 0	98 16. 0	515 84. 0
30~99人	3	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	145	51	94
	100.0	0.0	33. 3	0.0	33. 3	0.0	66. 7	0.0	0.0	33. 3	0.0	0.0	0.0	100.0	35. 2	64. 8
100~299人	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0	· ·	0	0	27	15	12
	0.0		0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.0	55. 6	44. 4
300人以上	0.0	·	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0, 0		0.0	0.0	100.0	71. 4	28. 6
建設業	27	<u> </u>	9	0			2	0	1	4			2.	75	12	63
是 版术	100.0		33. 3	0.0	0.0		7.4	0.0	3. 7	14. 8		3. 7	7. 4	100.0	16. 0	84. 0
製造業	13	5	3	1	0	2	1	1	1	1	5	1	1	66	10	56
	100.0	38. 5	23. 1	7. 7	0.0	15. 4	7.7	7. 7	7. 7	7.7	38. 5	7. 7	7. 7	100.0	15. 2	84. 8
電気・ガス・熱供給・水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	3
道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	62. 5	37. 5
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	5
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	28. 6	71. 4
運輸業,郵便業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	30	2	28
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	6. 7	93. 3
卸売業, 小売業	30		9	2	2		3	1	0	2			4	173	28	145
	100.0	43. 3	30.0	6. 7	6. 7	16. 7	10. 0	3. 3	0.0	6. 7	!	3. 3	13. 3	100.0	16. 2	83. 8
金融業,保険業	0	·	0	0	0	· ·	0		0	0		0	0	19	13	6
	0.0		0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0		 	0.0	100.0	68. 4	31. 6
不動産業,物品賃貸業	100.0	_	1	0.0	0.0		0	0, 0	0.0	0.0		0	0.0	16 100, 0	25, 0	75. 0
 学術研究, 専門・技術サー	700.0	90.7	33. 3	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3	33. 3	0.0	0.0	100.0	25.0	18
子州研先, 専門・投州リー ビス業	100.0	42. 9	28. 6	42. 9	0.0	14. 3	0.0	0.0	0.0	42. 9	14. 3	0.0	14. 3		18. 2	81. 8
 宿泊業, 飲食サービス業	27				-		0.0	0.0		42.3			3			62
旧山来、妖及り こハ来	100.0		40. 7	7.4			3. 7	0.0		14. 8			11. 1	100.0	10. 1	89. 9
生活関連サービス業,娯楽	2	1	1	1	0		0	l	0	1	0	0	0	30	4	26
業	100.0	50. 0	50. 0	50.0			0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0		13. 3	
教育,学習支援業	5	1	0	0	0	0	0	i	0	0	i	0	2	27	3	24
	100.0	20. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	40.0	100.0	11. 1	88. 9
医療,福祉	9	3	2	0	3	0	0	0	0	1	3	0	0	190	60	130
	100.0	33. 3	22. 2	0.0	33. 3	0.0	0.0	0.0	0.0	11. 1	33. 3	0.0	0.0	100.0	31. 6	68. 4
複合サービス事業	0		0	0			0	0	0	0		0	0	20	8	12
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	40. 0	60.0
サービス業(他に分類され ないもの)	100.0		10.5	0.0			0		0	1 12. 5	25.0		10.5	100.0	7	33
1 3	100.0	62. 5	12. 5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	25. 0	12.5	12. 5	100.0	17. 5	82. 5

令和02年度

						年	次有給休	暇					
				年間延べ		年間延べ				一人当	当たり		
事業所規模別産業別	事業所数	労働者数 (人)	うち 女性	付与日数 (日) A	うち 女性	取得日数 (日) B	うち 女性	付与日数 (日)	うち女性	取得日数	うち女性	取得率 B/A (%)	うち女性
計	762	18, 001	9, 762	285, 494	146, 985	157, 146	86, 272	15. 9	15. 1	8.7	8.8	55. 0	58. 7
5~29人	587	5, 914	3, 003	91, 548	44, 093	49, 962	26, 277	15. 5	14. 7	8.4	8.8	54. 6	59. 6
30~99人	142	6,002	3, 280	95, 523	48, 882	52, 642	29, 932	15. 9	14. 9	8.8	9. 1	55. 1	61. 2
100~299人	27	3, 307	2, 064	52, 472	30, 179	29, 093	17, 185	15. 9	14. 6	8.8	8. 3	55. 4	56. 9
300人以上	6	2, 778	1, 415	45, 951	23, 831	25, 449	12, 878	16. 5	16. 8	9. 2	9. 1	55. 4	54. 0
建設業	74	1, 578	198	28, 560	3, 334	14, 060	1, 927	18. 1	16.8	8.9	9. 7	49. 2	57.8
製造業	64	2, 394	1, 194	38, 232	17, 970	21, 168	9, 814	16. 0	15. 1	8.8	8. 2	55. 4	54. 6
電気・ガス・熱供給・水 道業	8	153	43	2, 833	705	1, 955	533	18. 5	16. 4	12.8	12. 4	69. 0	75. 6
情報通信業	7	91	22	1,726	406	1, 048	284	19. 0	18. 5	11. 5	12. 9	60. 7	70. 0
運輸業,郵便業	29	495	54	7, 710	783	3, 615	440	15. 6	14. 5	7.3	8. 1	46.9	56. 2
卸売業, 小売業	169	2, 614	1, 460	38, 642	20, 696	17, 909	10, 766	14.8	14. 2	6.9	7. 4	46.3	52. 0
金融業,保険業	19	283	118	5, 859	2, 476	3, 313	1, 542	20. 7	21.0	11. 7	13. 1	56. 5	62. 3
不動産業,物品賃貸業	16	351	161	4, 641	1, 760	1, 729	855	13. 2	10. 9	4. 9	5. 3	37. 3	48. 6
学術研究, 専門・技術サー ビス業	22	347	100	6, 350	1, 749	3, 854	1, 003	18. 3	17. 5	11. 1	10. 0	60. 7	57. 3
宿泊業,飲食サービス業	60	665	392	9, 151	5, 382	3, 879	2, 636	13.8	13. 7	5.8	6. 7	42. 4	49. 0
生活関連サービス業, 娯楽 業	26	650	413	10, 196	4, 631	5, 746	3, 923	15. 7	11. 2	8.8	9. 5	56. 4	84. 7
教育,学習支援業	23	391	232	6, 606	3, 654	3, 983	2, 390	16. 9	15.8	10. 2	10. 3	60. 3	65. 4
医療,福祉	186	6, 324	4, 804	101, 342	75, 879	60, 155	44, 835	16. 0	15.8	9. 5	9. 3	59. 4	59. 1
複合サービス事業	20	817	227	11,820	3, 075	7, 914	2, 169	14. 5	13. 5	9. 7	9. 6	67. 0	70. 5
サービス業(他に分類され ないもの)	39	848	344	11,826	4, 485	6, 818	3, 155	13. 9	13. 0	8.0	9. 2	57. 7	70. 3

																				:段:事	美 所 级	卜段:	%
											年次有	 育給休暇											
						計画的付	与制度									半	日または	時間単位	立取得制度	变			
事業所規模別産業別							計画	画的付与	∃数					 取得	取得			半日ま	たは時間	単位取行	导日数		
	事業所数	制度あり	制度なし 	事業所数	1~2日	3~4日	5~6日	7~8日	9~10日	11~12日	13~14日	15日以上	事業所数	取得 できる	できない	事業所数	1日	2日	3日	4日	5日	6~9日 1	10日以上
計	792	245	547	245	4	13	179	3	14	10	2	20	792	553	239	553	3	8	8	1	135	11	387
	100.0	30. 9	69. 1	100.0	1. 6	5. 3	73. 1	1. 2	5. 7	4. 1	0.8	8. 2	100.0	69. 8	30. 2	100.0	0. 5	1.4	1. 4	0.2	24. 4	2.0	70.0
5~29人	613	182	431	182	2	8	132	1	12	9	2	16	613	410	203	410	3	7	6	1	85	7	301
	100.0	29. 7	70. 3	100.0	1. 1	4. 4	72. 5	0.5	6. 6	4. 9	1. 1	8.8	1	66. 9		100.0	0. 7	1.7	1. 5	0.2	20. 7	1.7	73. 4
30~99人	145 100. 0	53 36. 6	92 63. 4		3.8	3 5. 7	40 75. 5	3.8	3.8	1.9	0.0	3 5. 7	145 100. 0	115 79. 3		115 100. 0	0.0	0.9	0. 9	0, 0	39	3.5	70 60. 9
100~299人	27	 	20	1	0.0	9. 1	13. 3	0.0	0.0	1. 9	0.0	1	27	21		21	0.0	0. 9	0. 3	0.0	6	0.0	14
100~299人	100.0	25. 9	74. 1	100.0	0.0	28. 6	57. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	14. 3		77.8		100.0	0.0	0.0	4. 8	0.0	28. 6	0.0	66. 7
300人以上	7	3	4	3	0	0	3	0	0	0	0	0	7	7	0	7	0	0	0	0	5	0	2
	100.0	42. 9	57. 1	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71. 4	0.0	28. 6
建設業	75	19	56		1	1	16	0	1	0	0	0	75	51		51	1	2	1	0	7	0	40
	100.0	25. 3	74. 7	100.0	5. 3	5. 3	84. 2	0.0	5. 3	0.0	0.0	0.0	100.0	68. 0	32.0	100.0	2. 0	3. 9	2.0	0.0	13. 7	0.0	78. 4
製造業	66	16	50		1	0	12	0	3	0	0	0	66	41	25		0	0	1	0	9	0	31
	100.0	24. 2	75. 8	100.0	6. 3	0.0	75. 0	0.0	18. 8	0.0	0.0	0.0	100.0	62. 1	37. 9	100.0	0.0	0.0	2. 4	0.0	22. 0	0.0	75. 6
電気・ガス・熱供給・水 道業	100.0	25. 0	75. 0	100.0	0. 0	0. 0	50. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	50. 0	100.0	87. 5	12.5	100. 0	0.0	0.0	0. 0	0. 0	57. 1	0.0	42. 9
情報通信業	7	3	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	7	6	1	6	0	1	0	0	1	2	2
III IWEIII X	100.0	42. 9	57. 1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85. 7	14. 3	100.0	0.0	16. 7	0.0	0.0	16. 7	33. 3	33. 3
運輸業,郵便業	30	11	19	11	0	0	9	0	1	0	0	1	30	18	12	18	0	0	0	0	5	0	13
	100.0	36. 7	63. 3	100.0	0.0	0.0	81. 8	0.0	9. 1	0.0	0.0	9. 1	100.0	60.0	40.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.8	0.0	72. 2
卸売業, 小売業	173	50	123		1	1	40	0	3	0	0	5	173	102		102	0	1	3	0	25	3	70
	100.0	28. 9	71. 1	100.0	2. 0	2.0	80. 0	0.0	6.0	0.0	0.0	10.0	100.0	59. 0		100.0	0.0	1.0	2. 9	0.0	24. 5	2. 9	68. 6
金融業,保険業	19	14	5	14	0	0	4	0	1	9	0	0	10	18		18	0	0	0	0	4	1	13
	100.0	73. 7	26. 3		0.0	0.0	28. 6	0.0	7.1	64. 3	0.0	0.0		94. 7	5. 3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22. 2	5. 6	72. 2
不動産業,物品賃貸業	100. 0	31. 3	68. 8		0. 0	0.0	80. 0	20. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	10	56. 3	43. 8	100. 0	11. 1	0.0	0. 0	0. 0	22. 2	0.0	66. 7
兴华开 尔 声明 计徐耳	22	 	19		0.0	0.0	30.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22	17		17	11. 1	0.0	0.0	0.0	22. 2	0.0	14
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	13. 6	86. 4		0.0	0.0	100. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		77. 3		100.0	0.0	0.0	0. 0	0.0	17. 6	0.0	82. 4
宿泊業,飲食サービス業	69		59	<u> </u>		0	9	0	1	0	0	<u> </u>	<u> </u>	34	i i		0	0	2	1	7	1	23
旧印来,队及り一し个未	100.0	14. 5	85. 5		0.0	0.0	90. 0	0.0	10.0	0.0				49. 3			0.0	0.0	5. 9	2. 9	20. 6	2. 9	67. 6
生活関連サービス業,娯楽	30	†	20		0	0	7	0	1	0	0	2	30	16	14	16	0	0	1	0	6	0	9
業	100.0	33. 3	66. 7	100.0	0.0	0.0	70. 0	0.0	10.0	0.0	0.0	20. 0	100.0	53. 3	46. 7	100.0	0.0	0.0	6. 3	0.0	37. 5	0.0	56. 3
教育,学習支援業	27	11	16	11	0	0	10	0	1	0	0	0	27	21	6	21	0	0	0	0	5	0	16
	100.0	40. 7	59. 3	100.0	0.0	0.0	90. 9	0.0	9. 1	0.0	0.0	0.0	100.0	77.8	22. 2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.8	0.0	76. 2
医療,福祉	190	67	123		1	8	47	2	2	1	1	5	190	164		164	1	4	0	0	42	3	114
	100.0	35. 3	64. 7	100.0	1. 5	11. 9	70. 1	3.0	3.0	1. 5	1. 5	7. 5	100.0	86. 3	13. 7	100.0	0.6	2. 4	0.0	0.0	25. 6	1.8	69. 5
複合サービス事業	20		7	13		0	7	0	0	0	0	6	20	19		19	0	0	0	0	6	0	13
	100.0	65. 0	35. 0		0.0	0.0	53. 8	0.0	0.0	0.0	0.0	46. 2	100.0	95. 0			0.0	0.0	0.0	0.0	31. 6	0.0	68. 4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0		29 72. 5		0	0	10	0	0	0	1	0	100.0	30 75. 0			0	0	0	0	90.0	1	20 66.7
1.01	100.0	27. 5	12.5	100.0	0.0	0.0	90. 9	0.0	0.0	0.0	9. 1	0.0	100.0	75.0	25. 0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	3. 3	66. 7

											上段	: 事業所数	下段:%
						年次	有給休暇						
	半日または	時間単位取得		まない理由				取得促進のた	めの取組				
事業所規模別産業別	事業所数	従業員が同時に 仕事をしなけれ ばならず、取得 が困難だから	半日単一は 間単に は取す、 にない には には には には には には には にが にい にい にい にい にい にい にい にい にい にい	その他	事業所数	実施している(複数回答)	年(月)初めの計画書の提出	事業所全体の 一斉付与	時間・半日単 位の分割付与	管理・監督者 の率先取得	残日数を社員 に通知	その他	実施していな い
計	239	100	109	30	792	656	181	118	375	103	449	67	136
	100.0	41.8	45.6	12.6	100.0	82.8	27. 6	18. 0	57. 2	15. 7	68. 4	10. 2	17. 2
5~29人	203	82	96	25	613	489	133	98	267	72	326	52	124
	100.0	40. 4	47.3	12. 3	100.0	79.8	27. 2	20.0	54. 6	14. 7	66. 7	10.6	20. 2
30~99人	30			5	145	133	39		82	26		9	12
	100.0	53. 3	30.0	16. 7	100.0	91. 7	29. 3	12. 8	61. 7	19. 5		6.8	8.3
100~299人	6	2	4	0	27		5	3	20	2	22		0
	100.0	33. 3	66. 7	0.0	100.0	100.0	18. 5	11. 1	74. 1	7. 4	81. 5	22. 2	
300人以上	0	0	0	0	7	7	4	0	6	3	5	0	0
	0.0			0.0	100.0	100.0	57. 1	0.0	85. 7	42. 9		0.0	i e
建設業	24	ł	14	2	75		11	16	28	5 0.0	32		23 30. 7
that yet, yet.	100. 0	33.3	58.3	8.3	100. 0	69. 3 54	21. 2	30.8	53. 8 34	9.6	61. 5	9.6	12
製造業	100.0	52. 0		16. 0	100. 0	81.8	13. 0		63. 0	1. 9		13. 0	
電気・ガス・熱供給・水	100.0	32.0	32.0	10.0	100.0	01.0	13. 0	1	3	1. 3	70.4	10.0	0
電気・ルク・熱供給・水 道業	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	62. 5	12. 5	37. 5	12. 5	62. 5	12. 5	
情報通信業	1	0	<u> </u>	1	7	7	1	3	55	2	5	9	0
	100.0	0.0	· ·	100.0	100.0	100.0	14. 3	42. 9	71. 4	28. 6	71. 4	28. 6	
運輸業,郵便業	12		6	1	30			3	14	7	15	1	5
产	100.0	41.7	50.0	8. 3	100.0	83. 3	36. 0	12. 0	56. 0	28. 0	60. 0	4.0	16. 7
卸売業, 小売業	71	27	37	7	173	144	45	27	67	31	101	14	29
Prozest, 4 ozok	100.0	38.0	52. 1	9.9	100.0	83. 2	31. 3	18.8	46. 5	21. 5	70. 1	9.7	16.8
金融業,保険業	1	0	1	0	19	19	14	0	13	2	12	3	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	73. 7	0.0	68. 4	10. 5	63. 2	15.8	0.0
不動産業,物品賃貸業	7	3	2	2	16		7	2	4	2	10	2	4
	100.0	42. 9	28.6	28. 6	100.0	75. 0	58. 3	16. 7	33. 3	16. 7	83. 3	16. 7	
学術研究,専門・技術サー	5	1	3	1	22		1	4	10	3	11	2	5
ビス業	100.0	ł			100.0		5. 9		†	17. 6	l l		i
宿泊業,飲食サービス業	35				69		4	7	15	5	26		
	100.0	1	42. 9	14. 3	100.0	59. 4	9.8		36. 6	12. 2	i	7.3	40.6
生活関連サービス業,娯楽	14		9	1	30				9	6	22		2
業	100.0	28.6	1	7. 1	100.0	93. 3	35. 7	14. 3		21. 4	1		
教育,学習支援業	6	1	2	3	27			11	18	3	12		6
	100.0	16. 7	33. 3	50. 0	100.0	77.8	14. 3		85. 7	14. 3		0.0	
医療,福祉	100.0			7.7	190	178 93. 7			124	23			<u> </u>
佐人ル バッ古米	100.0	61.5	30.8	1.1	100.0		25. 8 10	1	69. 7	12. 9	69. 1	12. 4	6.3
複合サービス事業	100.0	100.0	0.0	0.0	100. 0	85. 0	58.8			41. 2			
サービス業(他に分類され	100.0		0.0 1	1	40			5.0	18	41. 2	22		75.0
サービス栗(他に分類され ないもの)	100.0		40.0	10.0	100.0			15. 2		15. 2	1		17. 5
	L	L	1	10.0	100.0	L 52.0		L 19. 5	L	10.5	L	12. 1	1

県 合 計

上段:事業所数 下段:%

	•													上段:爭刻	<u> </u>	下段:%
									について							
		週休 2	2日制度(通	箇用労働者	割合)	•		週夕	▶2日制度	(事業所割	合)		完全週份		2移行できな	い理由
事業所規模別産業別	労働者数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2 日制より実 質的に少な い	完全週休2日制	完全週休2 日制より 多い	事業所数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2 日制より実 質的に少な い	完全週休2日制	完全週休2 日制より 多い	事業所数	決まって	移行は可能だが、従業員かないためがないため	その他
計	23, 531	2, 230	18, 299	4, 531	13, 768	3, 002	786	157	540	212	328	89	425	307	23	95
	100.0	9. 5	77.8	19. 3	58. 5	12.8	100.0	20.0	68. 7	27. 0	41.7	11. 3	100.0	72. 2	5. 4	22. 4
5~29人	6, 338	1, 217	4, 302	1, 447	2, 855	819	607	141	401	153	248	65	335	248	22	65
	100.0	19. 2	67. 9	22. 8	45. 0	12. 9	100.0	23. 2	66. 1	25. 2	40.9	10. 7	100.0	74. 0	6. 6	19. 4
30~99人	6, 195	759	4, 468	1, 936	2, 532	968	145		109	50	59	21	78	51	1	26
	100.0	12. 3	72. 1	31. 3	40. 9	15. 6	100.0	10. 3	75. 2	34. 5	40.7	14. 5	100.0	65. 4	1. 3	33. 3
100~299人	3, 227	254	2, 430	681	1,749	543	27	1	24	8	16	2	11	8	·	3
	100.0	7.9	75. 3	21. 1	54. 2	16.8	100.0	3. 7	88. 9	29. 6	59. 3	7. 4	100.0	72. 7	0.0	27. 3
300人以上	7,771	0	7, 099 91. 4	467 6. 0	6, 632 85. 3	672 8. 6	100.0	0	85. 7	14.3	71. 4	14.3	100.0	0	· ·	100.0
74. 20. 204	1,636	0.0	1, 294	441	85. 3	8.6	75	0.0	85. <i>t</i>		21	14. 3	100. 0 54	0.0	<u> </u>	100.0
建設業	1,030	20.3	79. 1	27. 0	52. 1	0, 6	100.0	30.7	66. 7	38.7	28. 0	2.7	100. 0	68. 5		25. 9
製造業	2,643	194	1, 356	665	691	1,093	66		50	24	26. 6	6	38	22		15
	100.0	7.3	51. 3	25. 2	26. 1	41. 4	100.0		75. 8		39. 4	9. 1	100. 0	57. 9		39. 5
電気・ガス・熱供給・水	152	0	149	19	130	3	8	0	7	2	5	1	2	2	0	0
道業	100.0	0.0	98. 0	12. 5	85. 5	2.0	100.0	0.0	87. 5	+	62. 5	12. 5	100.0	100.0	0.0	0.0
 情報通信業	101	4	97	19	78	0	7	0	7	1	6	0	2	0	0	2
	100.0	4.0	96. 0	18. 8	77. 2	0.0	100.0	0.0	100.0	14. 3	85. 7	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
運輸業,郵便業	547	86	417	281	136	44	30	6	19	9	10	5	18	14	1	3
	100.0	15. 7	76. 2	51. 4	24. 9	8.0	100.0	20.0	63. 3	30.0	33. 3	16. 7	100.0	77. 8	5. 6	16. 7
卸売業, 小売業	2, 951	617	1, 982	663	1, 319	352	171	41	111	48	63	19	102	76	7	19
	100.0	20.9	67. 2	22. 5	44. 7	11.9	100.0	24. 0	64. 9	28. 1	36.8	11. 1	100.0	74. 5	6. 9	18.6
金融業,保険業	288	0	257	0	257	31	19	0	16	0	16	3	0	0	0	0
	100.0	0.0	89. 2	0.0	89. 2	10.8	100.0	0.0	84. 2	0.0	84. 2	15. 8	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	228	43	159	86	73	26	16		12	7	5	2	10	8	·	2
	100.0	18.9	69. 7	37. 7	32. 0	11. 4	100.0		75. 0		31.3	12. 5	100.0	80. 0		20.0
学術研究,専門・技術サービス業	378	0	366	117	249	12	22	-	22	7	15	0	7	5	0	2
7.7	100.0	0.0	96.8	31.0	65. 9	3.2	100.0		100.0	31.8	68. 2	0.0	100.0	71. 4	0.0	28. 6
宿泊業,飲食サービス業	780	203		1				-		1			47		1 1	5
	100.0	26.0	44. 7	31. 2	13. 6	29. 2	100.0		42. 4	19. 7	22. 7	28. 8	100. 0	83. 0		10. 6
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	100 14. 4	369 53. 2	219 31. 6	150 21. 6	225 32. 4	100.0		16 53. 3		26. 7	20. 0	100.0	15 71. 4		28. 6
		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		ļ				20.0		<u> </u>	 	20.0
教育,学習支援業	5, 011	0.2	4, 906 97. 9	110 2. 2	4, 796 95. 7	94	26 100. 0	3.8	80. 8		12 46. 2	15. 4	11 100. 0	54. 5		36. 4
医库 福利	6, 418	417	5, 243	1, 458	3, 785	758	190.0		139		97	16. 4	84	64		17
医療,福祉																20. 2
加入北」 ビフ車 業		1		1								1			1	1
後ロリーレク事業	100. 0	-	90.0	1								5. 0	100. 0	83. 3		16. 7
サービス業(他に公粨され				l				 	i			5				5
ないもの)	100. 0	17. 5		19. 4	50. 0		100.0	-		1		12. 5	100. 0	60. 9		21. 7
複合サービス事業 サービス業(他に分類され ないもの)	870	6. 5 71 8. 5 152 17. 5	751 90. 0 604	22. 7 41 4. 9 169 19. 4	435	11. 8 12 1. 4 114 13. 1	100. 0 20 100. 0 40 100. 0	3 15. 0 9	26	3 15. 0 10	16	5	23	14	0 0.0 4	

																上	.段:事業店	折数 下	段:%
									労	働時間につ	いて								
事 类:::		近	 围所定労働時	寺間		労働時間	fl短縮のための	り取組状況					取組	内容(複数回	回答)				
事業所規模別産業別	事業所数	38時間 以下	38時間超 40時間 未満	40時間	40時間超 44時間 以 下	事業所数	実施している	・実施してい ない	事業所数	所定内労働 時間の短縮	所定外労働 時間の削減	変形労働時 間制の導入 ・活用	週休制の 改善	年次有給休 暇の付与日 数の増加	年次有給休 暇の計画的 付与の実施	連続休暇制 度の導入・ 拡大	ノー残業デ ー・ノー残 業ウィーク の設定	従業員の 増員	その他
計	792 100, 0	74 9. 3	126 15. 9		47 5. 9				518 100. 0	80 15. 4	188 36, 3		27 5. 2			49 9. 5		113 21. 8	32 6. 2
5~29人	613	69 11. 3	95 15. 5		47	613	379	234	379 100. 0		137 36. 1	-	23	32	112	39	132	76 20. 1	25 6. 6
30~99人	145 100. 0	2 1.4	20	123 84. 8	0 0.0	145	110	35		13	43		3 2. 7	15	41	7	27	31 28. 2	5 4. 5
100~299人	27	3	6	18	0	27	23	3 4	23	0	5	7	1	4	6	2	11	5	2
300人以上	7	0	22. 2		0.0	7	6	5 1	100.0	0.0	21.7	30. 4	4.3	0	3	8.7	3	21. 7	8.7
建設業	100. 0 75	0.0	71. 4	28. 6 57	0.0	75	42	2 33	100. 0		50. 0	83. 3	0.0	5	10	4	8	16. 7	0.0
製造業	100. 0	5. 3	8. 0 17	76. 0 44	0	100. 0	43	3 23	100. 0	23.8	26. 2	23	7. 1	3	11	2	12	19. 0	7. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	7.6	25. 8	2	0.0	8	6	5 2	100.0	18. 6	30. 2	53. 5	2.3	0	1	1	5	0	9.3
情報通信業	100. 0	0.0	75. 0 0	, ,	0.0	7	6	5 1	100.0	0.0	66.7	16. 7	0.0	0	3	2	3	0.0	0.0
運輸業,郵便業	100. 0	28.6	0.0	71. 4	0.0	100.0	+		100. 0 20	16. 7	33. 3 5	0.0	0.0	0.0	50.0	33. 3	50. 0	0.0	0.0
卸売業, 小売業	100. 0 173	6. 7	16. 7 27	76. 7 112	0.0	 		1	100. 0 119	30. 0	25. 0 50		5. 0 4	20. 0			20. 0	20. 0	0.0
金融業,保険業	100. 0 19	9.2	15. 6 0	64. 7 17	10. 4	100. 0 19	+	1	100. 0 18	19. 3 1	42. 0 12		3. 4		31. 1 5	6. 7 12		21. 8	5. 9 1
不動産業,物品賃貸業	100. 0 16	10.5	0.0	89. 5 11	0.0	100.0	+	1	100. 0	5. 6	66. 7 4	5.6	0.0	5.6	27. 8	66.7	83. 3	0.0	5. 6 2
学術研究,専門・技術サー	100. 0	12.5	6.3	68. 8 12	12. 5	100. 0 22	+		100.0	0.0	40.0	20.0	10. 0	0.0	40.0	0.0	10.0	10.0	20.0
ビス業 宿泊業,飲食サービス業	100. 0	9. 1	31. 8		4. 5		45. 5	54. 5	100.0	0.0			0.0	0.0	20. 0	20.0	80. 0	20. 0	
	100.0	21. 7	13. 0	58. 0	7. 2	100.0	58. 0	42.0	100.0	35. 0			15. 0	-	15. 0	10.0	10.0	27. 5	5. 0
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	0.0	30. 0		0.0	100.0	70.0	30.0	100.0	28. 6	42.9		14. 3	9.5	38. 1	0.0	28. 6	19. 0	4.8
教育,学習支援業	100. 0	3 11. 1	14. 8	20 74. 1	0.0	27 100. 0					5 31. 3	75. 0	6. 3	0.0	5 31. 3	6.3	6 37. 5	18.8	0.0
医療,福祉	190 100. 0	16 8. 4	23 12. 1	143 75. 3		190 100. 0				7. 1	35 27. 6		5 3. 9	15 11. 8			37 29. 1	41 32. 3	11 8. 7
複合サービス事業	20 100. 0	0.0	0.0		0.0	20 100. 0					7 41. 2	2 11. 8	0.0	2 11.8	10 58. 8		10 58. 8	2 11. 8	0.0
サービス業(他に分類され ないもの)	100.0	5 12. 5	12 30. 0		5 12. 5						10 43. 5		2 8. 7	3 13.0	17. 4	8.7	9 39. 1	5 21. 7	4.3

ト段· 事業所数 下段・%

											時間につい	ハて							段:事業原	71 奴 1	段:%
-	司后令	之内労働時	よ胆 の 絞 油	の検討有無	#					刀铡			光	が長くなる	西田 (海	米同 欠)					
事業所規模別産業別	1917 	<u> </u>	計画の7相例	が焼削作用	#					I	別化外		力制时间が仕事の性格		安凶 (後:	数凹合 <i>)</i> 		T		1	
	事業所数	て給討中	営業日、営 業時間でおい さい ない ない	従業員から の要望がな いため検討 していない	その他	事業所数	人手不足だ から	所定内労働 時間できない 仕事量だか ら	一部の人に 仕事が偏る ことがある ため	従業員の技 術不足によ り時間がか かるから	事業活動の 繁閑の差が 大きいため	業績、により ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ は い よ が き い に り り に い よ う た う た う た た う た た う た た た た た た た た	上、休日できないとできるという。	組織又は個	取引先の関 係で、時間 をあわせる から から	従業員が残業手当や休日手当を当てにしてるから	従業員が上 司の残らに の残らあるから 気がら	+ 価されるレ	木を工りた	げがたせる	その他
計	792 100. 0	120 15. 2	507 64. 0	125 15. 8	40 5. 1	647 100. 0	236 36. 5	134 20. 7	125 19. 3	57 8. 8	184 28. 4	16 2. 5	165 25. 5		147 22. 7	42 6. 5	1.7				
5~29人	613 100. 0	90 14. 7	388 63. 3	98 16. 0	37 6. 0	493 100. 0	173 35. 1	91 18. 5	97 19. 7	42 8. 5	143 29. 0		121 24. 5		122 24. 7	28 5. 7		8 11 6 2.2			
30~99人	145 100. 0	26 17. 9	94	23 15. 9	2 1.4	124 100. 0	49	34 27. 4	18 14. 5	12 9. 7	30 24. 2	2	34	+	23	10	;	3 3	3	4 60) {
100~299人	27	2	20	4	1	24	12	5	9	3	7	0	8	1	2	4	(0 1	. (9) ;
300人以上	7	7. 4	74. 1 5	14. 8	3.7	100.0	50.0	20. 8	37. 5	12. 5	29. 2	0.0	33. 3	1	8.3	16. 7	0. (0 () () 5	5 (
建設業	100. 0 75	28. 6	71. 4 35	0.0	0.0	100. 0	33. 3	66. 7	16. 7	0.0	66. 7		28	1	0. 0 26	0.0	0.0	1 (2	2 31	. 4
製造業	100. 0 66	21. 3	46. 7 38	29. 3 16	2. 7	100. 0 58	50. 0	29. 4	11. 8 17	16. 2	27. 9 24	<u> </u>	14	1	38. 2 19	8.8		2 3	3	21	. (
電気・ガス・熱供給・水	100. 0	10. 6	57. 6 7	24. 2	7. 6	100. 0	27. 6	19. 0	29. 3	6. 9	41. 4	0.0	24. 1 5	1.7	32. 8 4	17. 2	3. 4	5. 2	i	36. 2	10.5
道業 情報通信業	100. 0	0.0	87. 5 6	12. 5 0	0.0	100.0	28.6	14. 3	14. 3	0.0	57. 1 3	0.0	71. 4	0.0	57. 1 5	0.0	0.0	0.0	0.0	1	14. 3
運輸業,郵便業	100. 0 30	0. 0 7	85. 7 14	0.0	14. 3 2	100. 0 27	33. 3 6	33. 3 9	0.0	0.0	50. 0 9	0.0	50. 0		83. 3 13	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
卸売業, 小売業	100. 0 173	23. 3 37	46. 7 106	23. 3 20	6. 7 10	100. 0 135	22. 2 58	33. 3 22	7. 4 26	3. 7 16	33. 3 42	0.0	59. 3 20		48. 1	11. 1	0.0	3.7	0.0	29.6	-
金融業,保険業	100. 0	21. 4	61. 3	11. 6	5.8	100.0	43. 0	16. 3	19. 3	11. 9	31. 1	3. 7	14. 8		25. 2	10. 4	3. ′	7 2.2	†		4.4
	100.0	10. 5	84. 2	5.3	0.0	19 100. 0	10. 5	5. 3	10. 5	5. 3	21. 1	26. 3	5. 3	0.0	31.6	0.0	0. (<u> </u>			
不動産業,物品賃貸業	16 100. 0	6. 3	68.8	2 12. 5	12. 5	14	14. 3	7. 1	2 14. 3	0.0	5 35. 7	0.0	7. 1	0.0	6 42. 9	0.0	0. (0 0.0	7.	1 8 1 57. 1	0.0
学術研究,専門・技術サー ビス業	22 100. 0	0.0	15 68. 2		9.1	20 100. 0	20. 0	3 15. 0	9 45. 0	5. 0	10 50. 0		40. 0	5.0	7 35. 0	5. 0		0 5. (0. (* - ·	5. (
宿泊業, 飲食サービス業	69 100. 0	14 20. 3	45 65. 2	8 11. 6	2.9	55 100. 0	31 56. 4	8 14. 5	11 20. 0	7 12. 7	15 27. 3		7 12. 7	3.6	7 12. 7	7.3	1.8	1 1 8 1.8	0.0) 13) 23. 6	
生活関連サービス業, 娯楽 業	30 100. 0	8 26. 7	19 63. 3	3 10. 0	0.0	23 100. 0	8 34. 8	6 26. 1	5 21. 7	2 8. 7	6 26. 1	0.0	4 17. 4	0.0	4 17. 4	2 8. 7	0. (0 4.3	0.0) 11	
教育,学習支援業	27 100. 0	3 11. 1	20 74. 1	4 14. 8	0.0	19 100. 0	3 15. 8	6	5 26. 3	0.0	6 31. 6	2	8 42. 1	5.3	0,0	0 0.0		1 2	:	3 8	3
医療,福祉	190 100. 0	18	139 73. 2	24	9	144 100. 0	53	32	30 20.8	10	17 11. 8	1	35	6	6 4. 2	2		1 2		1 67	7 20
複合サービス事業	20	9. 5	11	3	2	18	8	8	4	1	8	1	7	0	1	0	(0 () () 6	6
サービス業(他に分類されないもの)	100. 0	3	55. 0 25		10.0	100. 0	7	44. 4	22. 2	5. 6	44. 4 12	0	8	1	5. 6	0.0	(0 1	. () 12	2
'& V · D V/)	100.0	7. 5	62. 5	22. 5	7. 5	100.0	20.6	11.8	8.8	8.8	35. 3	0.0	23. 5	2.9	26. 5	0.0	0.0	0 2.9	0.0	35. 3	5.

上段:事業所数 下段:%

上段:人数 下段:%

日本語の							工权	:争業別領	× 1 ·	段:%	育児休業制度								マ・八数	1.较	,,,
一 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は						育児休業制度	まについて									出産	全者数				
・	事業所規模別産業別							取得期間								1					
一きらからい は 1900 で		事業所数	規定あり	規定なし	事業所数	原則満1歳、 一定の場合1 歳6か月まで	無条件に1 歳6か月ま	満2歳	満3歳 まで	それ以上	期間限度なし	事業所数		有期契約 労働者数	有期契約	女	有期契約 労働者数	育休対象 有期契約 労働者数	男(妻)	有期契約 労働者数	育休対象 有期契約 労働者数
10-10 75-20 75	計	792	596	196	596	443	42	58	30	5	18	100	402	79	74	243	68	63	159	11	11
196. 196.		100.0	75. 3	24. 7	100.0	74. 3	7. 0	9. 7	5. 0	0.8	3.0	190	100.0	19. 7	18. 4	60. 4	28.0	25. 9	39. 6	6.9	6. 9
90〜99人 116 136 93 0.2 1060 708 137 138 9 136 137 138 139 130 130 130 130 130 130 130 130 130 130	5~29人							1		4		93									
100〜2 90人 93.8 6.2 190.0 76.5 4.4 14.0 3.7 9.0 15.5 7 100.0 17.1 14.5 8.9 20.0 25.0 40.1 4.3 4.3 4.3 10 ○~2 9 10 10 10 10 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0								<u> </u>	<u> </u>	0.9								-	<u> </u>	<u> </u>	10. 4
日の一と9 9 9 人 日で 10 0 10 0 0 10 0 0 0 0 0 10 0 0 0	30~99人									0	_	71				<u> </u>				_	3
30 O A J A L A L A L A L A L A L A L A L A L	100-001						4. 4	l I	3. /	0.0	l 			17.1	14. 5	1	28.0	23. 2	<u> </u>	 	
3 O O A 以上	100,02997						11 1		3 7	3 7	Ů	20		5.3	5.3		2.1	2 1			_
接接機	300人以上	7		0	7	1	1	l I	<u> </u>	0.1	l					<u> </u>	<u> </u>	1		1	1
映画・	, , ,	100.0		0.0	100.0	14. 3	14. 3	0.0		0.0	0.0	6		17. 0	17. 0	1	23. 1	23. 1			0.0
製造権	建設業	75	44	31	44	28	7	1	3	1	4	10	30	8	8	7	4	4	23	4	4
照数、ガメ・熱情緒・水温素 8 7 1 7 7 8 7 8 1 0 0 8 8 2 3 1 8 100 0 8 4 4 8 8 9 8 7 1 7 7 8 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		100.0	58. 7	41.3	100.0	63. 6	15. 9	2. 3	6.8	2. 3	9. 1	16	100.0	26. 7	26. 7	23. 3	57. 1	57. 1	76. 7	17. 4	17. 4
強強、・大が、無熱性・木溶薬(8 7 1 1 7 3 3 0 44 9 4 9 9 22 0.0 0 0 10.0 12.8 7.7 41.0 31.3 18.8 50.0 0.0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	製造業						2	4	1	0	V	21		5	3	16	5	3			0
接触性性素 100 87.5 12.5 100 42.9 0.0 57.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0		100.0		31.8	100.0	84. 4		8. 9	<u> </u>	0.0			100.0		7. 7	41.0	31.3	18.8	59.0	1	0.0
情報語解解	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		10.5	7	3	v	57.1		0	Ů	3	100.0	, and the second	0	1	0	0	3	·	0
### Paragraph (10.0 10.0		100.0				42.9	0.0	l	0.0	0.0			100.0	0.0	0.0	25. 0	0.0	0.0	75.0	 	
#無常・群 <table-cell>い葉の様葉の様葉の様葉のでは、いっといった。 15 2 5 2 2 3 3 2 2 3 3 2 2 3 3 3 3 3 3 3</table-cell>		100.0				85.7	0.0		14 3	0.0		5	100.0	12.5	12.5	50 0	25 0	25 0	50.0	·	· ·
100 83.3 16.7 100 80.0 12.0 80.0 12.0 80.0 10.0 0.0	運輸業.郵便業						3	İ	<u> </u>	0.0			6		 	1	<u> </u>	 	1	1	
金融業、保険業 19 19 19 0 19 10 2 77 0 0 0 0 0 0 0 100.0 10							12. 0	8. 0	0.0	0.0	0.0	3	100.0	0.0	0.0	16. 7	0.0	0.0	83. 3	0.0	0.0
金融業、保険業	卸売業, 小売業	173	127	46	127	96	10	13	1	1	6	0.7	47	22	22	34	22	22	13	0	0
・		100.0	73. 4	26. 6	100.0	75. 6	7. 9	10. 2	0.8	0.8	4. 7	27	100.0	46. 8	46. 8	72. 3	64. 7	64. 7	27. 7	0.0	0.0
不動産業 物品質貨業 16 11 5 11 7 1 1 1 1 0 1 3 10.0 1 3 3 1 1 1 2 0 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金融業,保険業		19	0	19	10	2	7	0	0	0	5	8	1	1	3	1	1	5	0	0
学術研究、専門・技術サービス 2 13 9 13 10 0 63.6 9.1 9.1 9.1 9.0 0 0 9.1 9.0 0 0 9.1 9 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		100.0			100.0		10. 5	36. 8	0.0	0.0	0.0		100.0	12. 5	12. 5	1	33. 3	33. 3	62. 5	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業、娯楽器	不動産業,物品賃貸業 						1	1	1	0	1	3	3	1	1		0	·	1	1 100 0	1 100 0
業	学练研究 専用・世後サービュ							l	9.1	0.0	_		100.0	33. 3	33. 3	66. 7	0.0	0.0	33.3	 	<u> </u>
宿泊業,飲食サービス業,娯楽業 69 35 34 35 32 0 1 1 1 0 0 1 4 6 4 4 5 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	学術研究、専門・技術サービス						- v		7 7	0 0	_	4	100 0	11 1	11 1	11 1	100 0	100 0	88 9		
生活関連サービス業, 娯楽業 30 24 6 24 21 0 1 0 1 0 1 1 1 1 4 9 66 3 9 6 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	 宿泊業, 飲食サービス業							1	l I	0.0	1		6	4	4	1	<u> </u>	1	1	1	1
数育、学習支援業 27 19 8 19 15 1 1 2 0 0 0 100.0 87.5 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0								2. 9	2. 9	0.0	2. 9	4	100.0	66. 7	66. 7	83. 3	60.0	60.0	16. 7	100.0	100.0
教育,学習支援業 27 19 8 19 15 1 1 2 0 0 0 6 6 0 0 0 4 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	生活関連サービス業, 娯楽業	30	24	6	24	21	0	1	0	1	1	4	9	6	3	9	6	3	0	0	0
医療,福祉 100.0 70.4 29.6 100.0 78.9 5.3 5.3 10.5 0.0 0.0 6 100.0 0.0 66.7 0.0 0.0 33.3 0.0 0.0 医療,福祉 190 173 17 173 135 10 15 10 0 3 72 196 26 26 26 145 22 22 51 4 4 100.0 91.1 8.9 100.0 78.0 5.8 8.7 5.8 0.0 1.7 100.0 13.3 13.3 74.0 15.2 15.2 26.0 7.8 7.8 複合サービス事業 20 20 0 20 9 4 0 7 0 0 8 11 3 3 6 2 2 5 1 1 サービス業(他に分類されない 40 27 13 2 16 2 2 2 2 2 2 2 1 1 5 1 1 1 5 0 0 0		100.0	80.0	20.0	100.0	87. 5	0.0	4. 2	0.0	4. 2	4. 2	4	100.0	66. 7	33. 3	100.0	66. 7	33. 3	0.0	0.0	0.0
医療、福祉 190 173 17 173 135 10 15 10 0 3 72 196 26 26 145 22 22 51 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	教育, 学習支援業						1	1		0		6	6			4					-
複合サービス事業 20 20 20 20 20 20 9 4 0 7 0 0 8 100.0 13.3 13.3 74.0 15.2 15.2 26.0 7.8 7.8 複合サービス事業 20 20 0 20 9 4 0 7 0 0 8 11 3 3 6 2 2 2 5 1 1 100.0 100.0 100.0 0.0 100.0 45.0 20.0 0.0 35.0 0.0 0.0 8 100.0 27.3 27.3 54.5 33.3 33.3 45.5 20.0 20.0 サービス業(他に分類されない 40 27 13 27 13 2 6 2 2 2 2 1 1 5 1 1 15 0 0								†	1	0.0						<u> </u>		<u> </u>		.	0.0
複合サービス事業 20 20 0 20 9 4 0 7 0 0 8 11 3 3 6 2 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	医療,福祉									0	_	72				1					4
100.0 100.0 100.0 0.0 100.0 45.0 20.0 0.0 35.0 0.0 0.0 8 100.0 27.3 27.3 54.5 33.3 33.3 45.5 20.0 20.0 1 1 1 1 1 1 1 1 1	カヘルー ビュ車光							<u> </u>		0.0						 	-	1	 		1
サービス業(他に分類されない 40 27 13 27 13 2 6 2 2 2 2 2 0 1 1 5 1 1 15 0 0								· ·	· ·	0		8				<u> </u>	_	_		_	_
$\frac{1}{2}$	サービス業(他に分類されたい						20.0	<u> </u>	i	9	9.0			1	1	54.0	1	1	1	1	20.0
		100.0			100. 0	48. 1	7.4			7.4	7.4	9	100.0	5. 0	5.0	25. 0	20.0	20. 0			0.0

																			上具	设:事業所	数下	段:%
						ID / I - 346-7-11 T	1#088 / 88 /	rt. N			育	尼休業制度		 11	⊒ / [. 2 6 → / 2 × /	10 & 17/10 on 4	مارا		* 19	/ [. All(4) == 1,-3, 1,-	7 / H TS h T + 0 -	Ja J pril 10
		1	1		育 _.	児休業利月 	月期間(男h T	生) 【	1	1				育児 代替要員の	見休業者が生 事業所内の	じた際の対			育児		る復職時の	
事業所規模別産業別	事業所数	1 週間 未満	1週間~ 1か月 未満	1か月~ 3か月 未満	3か月~ 6か月 未満	6か月~ 1年未満	1年~ 1年半 未満	1年半~ 2年未満	2年~ 3年未満	3年以上	合計	退職者	事業所数	補充を行わず、同じ部 門の他の社	他他に 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	新たに正社 員を雇用し た	派遣労働者 ルマンとを を ととと を 展用した	その他	事業所数	原則として 休業前として 等の職場を 職種に復帰 させた	本人の布室	会社の人事 管理等り他 合により他 した
計	11	6	2	2	2	1	0	0	0	0	13	0	131	66	16	16		3	131	118	9	
	1	46. 2	15. 4	15. 4	15. 4	7. 7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100. 0	50. 4	12. 2	12. 2	22. 9	2.3		90. 1	6. 9	3.
5~29人	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0. 0	62 100. 0	53. 2		7 11. 3	15 24. 2	1.6	62	56 90. 3	6. 5	3.
30~99人	5	33. 3	33.3	16.7	1 16. 7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6 100. 0	0.0	48 100. 0	22 45. 8	6 12. 5	7 14. 6	11 22. 9	4. 2	48	45 93. 8	3 6. 3	0.
100~299人	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	160.0	10	3	2	1	4. 2	160.0	93. 8	2	0.
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	62. 5	18.8	12. 5	6.3	0.0	100.0	75. 0	12. 5	12.
300人以上	2	0.0	0.0	33. 3	33. 3	33. 3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	5 100. 0	20.0	20.0	0.0	60. 0	0.0	5 100.0	5 100. 0	0.0	0. (
建設業	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	2	0	1	2	0	5	4	0	
生几个光		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	40.0	0.0	20. 0	40.0	0.0		80. 0	0.0	20.
製造業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	100.0	0. 0	100.0	80.0	10.0	0. 0	10.0	0.0	100.0	90.0	0.0	10. (
電気・ガス・熱供給・水		0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	100.0	00.0	0	0.0	10.0	0.0	100.0	30. 0	0.0	10.
道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100. 0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
情報通信業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	1	0	1	0	3	3	0	-
	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	33. 3	33. 3	0.0	33. 3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
運輸業,郵便業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0, 0	0.0	0. 0	100.0	0.0	0.0	0. 0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
卸売業,小売業		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20	10	1	3	5	1	20	17	3	
四元,70人	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100. 0	50. 0	5. 0	15. 0	25. 0	5. 0		85. 0	15. 0	0.
金融業,保険業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	2	0	0	0) 4	4	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100. 0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
不動産業,物品賃貸業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50. 0	0.0	50. 0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
学術研究,専門・技術サー		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0	0.0	0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
ビス業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100. 0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.
宿泊業,飲食サービス業	0	0.0				1	0.0	- ·		_	0.0	0.0	100.0	2 66. 7	0.0	33. 3	0.0	0.0		100.0	0.0	0. (
生活関連サービス業,娯楽	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	2	0	4	3	1	
業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	25. 0	25. 0	0.0	50. 0	0.0	100.0	75. 0	25. 0	0.
教育,学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	0	0	0	0	100.0	4	0	
医療, 福祉	<u> </u>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	100. 0 62	100. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100. 0 57	0.0	0.
[四原,惟化	5	16. 7	16. 7	16. 7	33. 3	16. 7	0.0	ľ		0.0	100.0	0.0	100. 0	48. 4	9.7	17. 7	21. 0	3. 2		91. 9	6. 5	1.
複合サービス事業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	3	3	0	1	0	7	5	1	-
	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	42. 9	42. 9	0.0	14. 3	0.0	100.0	71.4	14. 3	14.
サービス業(他に分類されないもの)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	2	0	4	4	0	
(* 1 . D A)	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0

						男性	生の育児休暇	段取得につい	ハて					
		男性の	の育児休業だ	が進まないヨ					_		こついて (复数回答)	_	
事業所規模別産業別	事業所数	男性に対するは、 大学を は、 大学を は、 でになる でになる でいる できる	業務に影響 するため積 極的には取 得を勧めな い	周囲に迷惑 がかかるた め、男性従 業員が取号 をためらう	個人のキャウ リアにじる性 が、 員が と ためらう	収入が減る ため、男性 従業員が取 得をためら う	その他	事業所数	本人への公 的な経済支 援を充実し て欲しい	上 キャノ (カース) マギャノ	代替要費の 人会 会 力 を う し い と と と と と い と い と い と い と い と い り い い い い	方法を指導 してくれる 行政機関の	現状のまま でよい	その他
# T	715	50	157	401	112	379	81	738		283	1			1
	100.0	7. 0	22. 0	56. 1	15. 7	53. 0	11. 3	100.0	60. 3	38. 3	37. 4	5. 8	1	i e
5~29人	546 100. 0	45 8. 2	127 23. 3	298 54. 6	81 14. 8	276 50. 5	59 10. 8	563 100. 0		214 38. 0		36 6. 4		
30~99人	135	5	23	84	23		18	141	91	53	İ	1	1	l
30~99人	100. 0	3. 7	17. 0	62. 2	17. 0	58. 5	13. 3	100.0		37. 6				
100~299人	27	0	7	15	6	19	3	27	19	12	11	2	2	
100 2007	100.0	0.0	25. 9	55. 6		70. 4	11. 1	100.0		44. 4	40. 7			3.
300人以上	7	0	0	4	2	5	1	7	4	4	1	0	2	
	100.0	0.0	0.0	57. 1	28. 6	71. 4	14. 3	100.0	57. 1	57. 1	14. 3	0.0	28. 6	0.0
建設業	69		26	35	12	39	5	73		21				
	100.0	17. 4	37. 7	50. 7	17. 4	56. 5	7. 2	100.0	58. 9	28. 8		2. 7	17.8	1.
製造業	61	7	18	36	5		7	60		16				
	100.0	11.5	29. 5	59. 0	1		11.5		l I	26. 7	1	<u> </u>	†	1
電気・ガス・熱供給・水 道業	100.0	0	0.0	_	5		0	100.0		7	_		0	0 (
	100.0	0.0	0.0	75. 0 6	62.5		0.0	100.0	l I	87. 5	l I	l I	0.0	0.0
情報通信業	100.0	0.0	33.3	100.0			33. 3	100.0		42. 9			14. 3	14. 3
	29	2	6	1	2		4	29		8		2	1	
	100.0	6. 9	20. 7	37. 9	6. 9	65. 5	13.8	100.0	51. 7	27. 6	24. 1	6. 9	31.0	3. 4
卸売業,小売業	163	9	36	88	22	80	15	166	106	64	64	11	14	;
	100.0	5. 5	22. 1	54. 0	13. 5	49. 1	9. 2	100.0	63. 9	38. 6	38. 6	6.6	8.4	1.
金融業,保険業	13		1	10			1	13	4	6			0	
	100.0	7. 7	7.7	76. 9	0.0		7. 7	100.0		46. 2	23. 1	7. 7	1	
不動産業,物品賃貸業	14	0	4	11	3		0	14		4	_	2		
	100. 0	0.0	28. 6	78. 6	 	57. 1	0.0	100.0	l I	28. 6	l I	<u> </u>	1	0.
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0		22. 2	61. 1	5.6	50.0	22. 2	18 100. 0		22. 2	44. 4			11.
	55		13		t		10	57	i	14	1	i	8	111.
旧仁未,以及り「こへ来	100.0			49. 1	12. 7		18. 2	100. 0		24. 6	1		14. 0	10.
生活関連サービス業, 娯楽	29	2	4	13	5		2	30	<u> </u>	14	l I	3	3	
業	100.0	6. 9	13. 8	44. 8	17. 2	62. 1	6.9	100.0	50.0	46. 7	23. 3	10.0	10.0	0.
教育,学習支援業	22	2	7	18	6	13	1	25	14	14	9	3	6	
	100.0	9. 1	31.8	81.8	27. 3	59. 1	4. 5	100.0	56. 0	56. 0	36. 0	12. 0	24. 0	0.
医療,福祉	171	7	24	94	28	91	27	180	112	81	71	7	14	
	100.0	4. 1	14. 0	55. 0	16. 4	53. 2	15.8	100.0	62. 2	45. 0	39. 4	3. 9	7.8	7.
複合サービス事業	20		4	15			1	20		12	1			
	100.0	0.0	! 	75. 0			5.0			60. 0	I	l I	1	10.
サービス業(他に分類され ないもの)	37	4	8				2	38		15				
よりのり	100.0	10.8	21.6	54. 1	16. 2	51. 4	5. 4	100.0	55. 3	39. 5	42. 1	5. 3	2.6	2.

						<u> </u>	.段:事業	所数	下段:%							上段:	八级	下段:%
				_					介護休	業制度								
***************************************						取得	期間						介護	養休業利用	期間(女	(性)		
事業所規模別産業別	事業所数	規定あり	規定なし	事業所数	93日まで	6か月 まで	1年まで	1年超以上	期間限度なし	事業所数	1週間未 満	1週間〜1 か月未満	1か月〜3 か月未満	3か月〜6 か月未満	6か月~1 年未満	1年以上	合計	退職者
計	792	554	238	554	467	25	33	5	24	18	2	11	7	5	0	1	26	4
	100.0	69. 9	30. 1	100.0	84. 3	4.5	6. 0	0.9	4.3	10	7.7	42. 3	26. 9	19. 2	0.0	3.8	100.0	15. 4
5~29人	613	389	224	389	325	16	25	4	19	5	1	2	0	1	0	1	5	0
	100.0	63. 5	36. 5	100.0	83. 5	4. 1	6. 4	1.0	4.9	Ů	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0	20.0	100.0	0.0
30~99人	145	132	13		117	5	5	1	4	10	0	8	6	1	0	0	15	3
	100.0	91. 0	9.0	100.0	88. 6	3.8	3. 8	0.8	3.0	10	0.0	53. 3	40.0	6. 7	0.0	0.0	100.0	20. 0
100~299人	27	26		26	23	1	1	0	1	2	1	0	-	0	0	0	2	0
	100.0	96. 3	3. 7		88. 5	3.8	3. 8	0.0	3.8		50.0	0.0	50. 0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
300人以上	7	7	0		2	3	2	0	0	1	0	1	0	3	0	0	4	1
74 30 10	100.0	100.0	0.0	.	28. 6	42. 9	28. 6	0.0	0.0		0.0		0.0	75. 0	0.0	0.0	100.0	25. 0
建設業	75	38				2	2	0	5	1	1	0	0	0	0	0	100.0	0
4-11 > 11- > 11-	100.0	50. 7	49. 3		76. 3	5. 3	5. 3	0.0	13. 2		100.0			0.0		0.0	100.0	0.0
製造業	100.0	45	31. 8		43	2. 2	0	0	1	3	0	0	_	20.0	0	20. 0	100.0	0.0
表 デュー 執件公 J	100.0	68. 2	31. 8	100.0	95. 6 2	2. 2	0.0	0.0	2.2		0.0		0.0	20.0	0.0	20. 0	100.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水 道業	100.0	87. 5	12. 5	100.0	28. 6	14. 3	0.0	57. 1	0.0	0	0.0			·	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	7	12.0	7	20.0	14. 0	0.0	07.1	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100.0	100. 0	0.0	100.0	57. 1	14. 3	28. 6	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	30	24	6		21	1 1. 0	20.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建柳 来,野风来	100.0	80. 0	20. 0	100.0	87. 5	4. 2	8. 3	0.0	0.0	0	0.0	·	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	173	119	54		101	3	9	0	6		0	†	0	0	0	0	2	0
1 July 1 July 1	100. 0	68. 8	31. 2		84. 9	2. 5	7. 6	0.0	5. 0	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
金融業,保険業	19	18	1	18	13	1	4	0	0		0	0	0	1	0	0	1	0
	100.0	94. 7	5. 3	100.0	72. 2	5. 6	22. 2	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	16	11	5	11	8	0	1	0	2		0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	68. 8	31. 3	100.0	72. 7	0.0	9. 1	0.0	18. 2	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サー	22	13	9	13	9	1	3	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
ビス業 	100.0	59. 1	40. 9	100.0	69. 2	7. 7	23. 1	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	69	31			28	0	2	0		1	0		0	0	0	0	1	0
	100.0	44. 9	55. 1	100.0	90. 3	0.0	6. 5	0.0	3. 2	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽	30	23		23		0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	76. 7		.		0.0	8. 7	0.0	4. 3	ľ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	27	16				3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	59. 3	40. 7	 	75. 0	18. 8	6. 3	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療,福祉	190	158				5	1	1	7	9	0	8	4	3	0	0	15	4
	100.0	83. 2	16. 8	!	91. 1	3. 2	0. 6	0.6	4.4		0.0	<u> </u>	26. 7	20.0			100.0	26. 7
複合サービス事業	20	19		19		5	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0
	100.0	95. 0	5. 0		73. 7	26. 3	0.0	0.0	0.0		0.0	1		0.0	0.0		0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	40	25				1	4	0	1	1	1	0		0	0	0	1	0
(* v . p ^))	100.0	62. 5	37. 5	100.0	76. 0	4.0	16. 0	0.0	4.0		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

上段:人数 下段:% 上段:事業所数 下段:%

	,						上段:	八奴	下段:%								上段:事	未归数	下段:%
					護休業制度						Λ =	# / \\\\ \ + \ \ \\\	1 10 1 mm - 1		業制度		3##// AWA 1 _ 1 - 1 1	or / to mile the so I	و ل
			1	ク ドも	隻怀 美利用	期間(男性	E)					隻休業者が生	Eした際のヌ			21	護休業におけ 		
事業所規模別産業別	事業所数	1 週間未 満	1週間〜1 か月未満	1か月~3 か月未満	3ヶ月~6 か月未満	6か月~1 年未満	1年以上	合計	退職者	事業所数	代替要員の 補充、同のお に で 対 で 対 た に の た に の た に の た た に の た 、 の た た た う た う た う た う た う た う た う た う た	事業の 単他は 所が 門事 人さ 大さ 大さ たま た	新たに正社 員を雇用し た	派遣労 働 ボ 造 ア か ど 長 し し た し た に に に に に に に に に に に に に	その他	事業所数	原則として 休業職場・ 職種に をせた	を考慮し他	会社の人事管理等のも部門に配配した
計	5	2 25. 0	2 25. 0	3 37. 5	1 12. 5	0.0	0.0	8 100. 0	0.0	22 100. 0	14 63. 6	3 13. 6	0.0	4 18. 2	1 4. 5	22 100. 0		0.0	0.0
5~29人	3	50. 0	2 50. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	100. 0	0.0	8 100. 0	2 25. 0	3 37. 5	0.0	2 25. 0	1 12. 5	8 100. 0	8 100.0	0.0	0.0
30~99人	0	0.0	0, 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10 100. 0	80.0	0, 0	0, 0	20.0	0, 0	10 100. 0		0.0	0.0
100~299人	0	0.0	0 0.0	0.0	0.0	0 0.0	0.0	0	0	2 100.0	2 100. 0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0, 0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
300人以上	2	0	0	3	1	0	0	0.0	0.0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
建設業	0	0.0	0.0	75. 0 0	25. 0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
製造業	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100. 0	0.0	100.0	50. 0	0.0	0.0	50. 0	0.0	100.0	İ	0.0	0.0
道業 情報通信業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	<u> </u>	0.0	0.0
	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業, 小売業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	0. 0	0.0	100.0	50. 0	50. 0	0.0	0.0	0.0	100.0		0.0	0.0
金融業,保険業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	· ·	0.0	0.0
学術研究, 専門・技術サービス業	0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0, 0	0.0	0, 0		1	0.0	0
生活関連サービス業,娯楽業	0	0.0	0 0.0	0.0	0	0.0		0.0	0.0	0.0	0 0.0	0 0.0	0.0	0.0	0, 0	0.0	0	0.0	
教育,学習支援業	2	33. 3	0.0	2 66. 7	0.0	0		3	0.0	2	1 50. 0	0.0	0.0	0.0	1 50. 0	2	2		0
医療,福祉	2	33. 3	0	33. 3	33. 3	0.0	0.0	3 100.0	0.0	10	70.0	1 10.0	0.0	20.0	0 0.0	100.0	10	0.0	0.0
複合サービス事業	0	0.0	0	0 0.0	0	0		0.0	0.0	0	0	0 0.0	0.0	0 0.0	0.0	0.0	0	0.0	0
サービス業(他に分類されないもの)	0	0.0	0	0.0	0.0	0		0.0	0.0	0. 0 1 100. 0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1 100.0	1	0.0	

														段:事業	所级	下段:%)		
									子の表	香護休暇制度	Ē								
					耳	文得日数限周	度		_	子(の年齢の限	度		時	間単位の取	(得	半日	日単位の取	:得
事業所規模別産業別	重業部粉	規定あり	相定かり		法定期間		2える期間			法定期間		える期間							
	尹本川奴	ASEAE OF T	NYLNE'S U	事業所数	5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間	日数制限 なし	事業所数	小学校 就学前	小学生 まで	中学生 以上	年齢制限なし	事業所数	できる	できない	事業所数	できる	できない
計	792	444	348	444	411	13	3	17	444	389	28	5	22	444	201	243	444	347	97
	100.0	56. 1	43. 9	100.0	92. 6	2.9	0.7	3.8	100.0	87. 6	6. 3	1.1	5. 0	100.0	45. 3	54. 7	100.0	78. 2	21.8
5~29人	613	300	313	300	277	8	2	13	300	258	22	4	16	300	131	169	300	239	
	100.0	48. 9	51. 1	100.0	92. 3	2. 7	0.7	4.3	100.0	86. 0	7. 3	1.3	5. 3	100.0	43. 7	56. 3	100.0	79. 7	20. 3
30~99人	145		33		104	4	1	3	112	104	4	0	4	112	55	57	112	85	
	100.0	77. 2	22. 8	100.0	92. 9	3. 6	 	2. 7	100.0	92. 9	3. 6	0.0	3. 6	100.0	49. 1	50. 9	100.0	75. 9	24. 1
100~299人	27	25	2	25	24	0		1	25	22	2	0	1	25	11	14	25	21	10.0
2.0.0.1.01.1.	100.0	92. 6	7.4	100.0	96.0	0.0	0.0	4.0	100.0	88. 0 5	8. 0	0.0	4. 0	100.0	44. 0	56. 0 3	100.0	84. 0	16. 0
300人以上	100.0	100.0	0.0	100.0	85. 7	14. 3	0.0	0. 0	100.0	71. 4	0.0	14. 3	14. 3	100.0	57. 1	42. 9	100.0	28.6	
建設業	75		46	29	24	2	 	3	29	24	1	0	4	29	11	18	29	24	1
是以未	100.0	38. 7	61. 3	100. 0	82. 8	6. 9	!	10. 3	100.0	82. 8	3. 4	0.0	13. 8	100.0	37. 9	62. 1	100.0	82. 8	
製造業	66	32	34	32	30	1	0	1	32	29	1	1	1	32	18	14	32	24	
	100.0	48. 5	51. 5	100.0	93. 8	3. 1	0.0	3. 1	100.0	90. 6	3. 1	3. 1	3. 1	100.0	56. 3	43. 8	100.0	75. 0	25. 0
電気・ガス・熱供給・水	8	6	2	6	6	0	0	0	6	2	4	0	0	6	0	6	6	6	0
道業	100.0	75. 0	25. 0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33. 3	66. 7	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0
情報通信業	7	6	1	6	4	2	0	0	6	3	2	0	1	6	3	3	6	6	0
	100.0	85. 7	14. 3	100.0	66. 7	33. 3	0.0	0.0	100.0	50.0	33. 3	0.0	16. 7	100.0	50. 0	50. 0	100.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	30		15	15	15	0	0	0	15	14	1	0	0	15	10		15	9	6
	100.0	50.0	50. 0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	93. 3	6. 7	0.0	0.0	100.0	66. 7	33. 3	100.0	60.0	
卸売業,小売業	173		79	94	89	2		3	94	81	7	0	6	94	37	57	94	74	
V 37 7 10 10 7 7 10	100.0	54. 3	45. 7	100.0	94. 7	2. 1	0.0	3. 2	100.0	86. 2	7. 4	0.0	6. 4	100.0	39. 4	60. 6	100.0	78. 7	
金融業,保険業	100. 0	16 84. 2	15. 8	100.0	100.0	0.0	· ·	0.0	100.0	13 81. 3	6.3	12. 5	0.0	16	25. 0	75. 0	16	9 56. 3	43. 8
不動産業,物品賃貸業	160.0	1	13. 6	7	7	0.0	i i	0.0	l	61. 5	1	0	0.0	7	3	13.0	7	6	1
(个别) 庄采, 彻 吅 貝 貝 采	100.0	43. 8	56. 3	100. 0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85. 7	14. 3	0.0	0. 0	100.0	42. 9	57. 1	100.0	85. 7	14. 3
学術研究,専門・技術サー	22		11	11	10	1	0	0	11	9	2	0	0	11	3	8	11	9	2
ビス業	100.0		50. 0	100.0	90. 9	9. 1	0.0	0.0	100.0	81. 8	18. 2	0.0	0.0		27. 3	72. 7		81.8	18. 2
宿泊業,飲食サービス業	69	23	46	23	20	0	0	3	23	20	1	0	2	23	15	8	23	16	7
	100.0	33. 3	66. 7	100.0	87. 0	0.0	0.0	13. 0	100.0	87. 0	4. 3	0.0	8. 7	100.0	65. 2	34. 8	100.0	69. 6	30. 4
生活関連サービス業,娯楽	30	14	16	14	11	1	0	2	14	11	1	0	2	14	7	7	14	9	5
美	100.0		53. 3	100.0	78. 6	7. 1	0.0	14. 3	100.0	78. 6	7. 1	0.0	14. 3	100.0	50. 0	50.0	100.0	64. 3	35. 7
教育, 学習支援業	27			14	11	0			14	11	0	0	3	14	9		14	12	
	100.0		48. 1	100.0	78. 6	0.0	1	7. 1	100.0	78. 6	0.0	0.0	21. 4	100.0	64. 3		100.0	85. 7	
医療,福祉	190		I	143	137	2		3	143	139	1	1	2	143	64	79		118	
佐人ル バッキツ	100.0	-	24. 7	100.0	95. 8	1. 4	0.7	2.1	100.0	97. 2	0. 7	0.7	1. 4	100.0	44. 8	55. 2		82. 5	
複合サービス事業	100. 0		25. 0	100.0	93. 3	0.0		6. 7	15 100. 0	93. 3	6. 7	0.0	0.0	15 100. 0	53. 3	46. 7	15 100. 0	13 86. 7	
井一 ビュ 笠 (山) 戸八 転 キム	40	-	-	<u> </u>	93. 3		 	0.7	<u> </u>		0. /		0.0		<u> </u>	l			
サービス業(他に分類され ないもの)	100.0			19	89. 5	10.5	-		100.0	13 68. 4	21. 1	5. 3	5. 3	19	47. 4	10 52. 6		63. 2	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100.0	41.0	02.0	100.0	O9. 0	I 10. 5	1 0.0	0.0	100.0	00.4	41.1	0.3	J 0. 3	100.0	41.4	52.0	100.0	05. 2	JU. 8

上段:事業所数 下段:%

									上段:事	表別級	卜段:%	0		
							介護休暇	段制度						,
						取得期間			時	間単位の取	.得	半	日単位の取	 .得
事業所規模別産業別	市光元米	担合さり	担合わり		法定期間	法定を超	える期間							
	争美/// 数	規定あり	規定なし	事業所数	5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間	日数制限なし	事業所数	できる	できない	事業所数	できる	できない
計	792	446	346	446	400	12	13	21	446	202	244	446	364	82
	100.0	56. 3	43. 7	100.0	89. 7	2. 7	2. 9	4.7	100.0	45. 3	54. 7	100.0	81. 6	18. 4
5~29人	613	300	313	300	269	7	10	14	300	130	170	300	249	51
	100.0	48. 9	51. 1	100.0	89. 7	2. 3	3. 3	4.7	100.0	43. 3	56. 7	100.0	83. 0	17. 0
30~99人	145	114	31	114	102	5	1	6	114	57	57	114	90	24
	100.0	78. 6	21. 4	100.0	89. 5	4. 4	0.9	5. 3	100.0	50.0	50. 0	100.0	78. 9	21. 1
100~299人	27	26	1	26	24	0	1	1	26	11	15	26	22	4
	100.0	96. 3	3. 7	100.0	92. 3	0.0	3.8	3.8	100.0	42. 3	57. 7	100.0	84. 6	15. 4
300人以上	7	6	1	6	5	0	1	0	6	4	2	6	3	3
	100.0	85. 7	14. 3	100.0	83. 3	0.0	16. 7	0.0	100.0	66. 7	33. 3	100.0	50. 0	50.0
建設業	75	30	45	30	23	1	2	4	30	11	19	30	24	6
	100.0	40.0	60. 0	100.0	76. 7	3. 3	6. 7	13. 3	100.0	36. 7	63. 3	100.0	80.0	20.0
製造業	66	33	33	33	30	1	1	1	33	19	14	33	27	6
	100.0	50. 0	50. 0	100.0	90. 9	3. 0	3.0	3.0	100.0	57. 6	42. 4	100.0	81. 8	18. 2
電気・ガス・熱供給・水	8	5	3	5	5	0	0	0	5	0	5	5	5	0
道業	100.0	62. 5	37. 5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0
情報通信業	7	5	2	5	4	1	0	0	5	3	2	5	5	0
	100.0	71. 4	28. 6	100.0	80. 0	20.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40. 0	100.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	30	15	15	15	15	0	0	0	15	8	7	15	11	4
	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	53. 3	46. 7	100.0	73. 3	26. 7
卸売業, 小売業	173	97	76	97	87	2	4	4	97	37	60	97	80	17
	100.0	56. 1	43. 9	100.0	89. 7	2. 1	4. 1	4.1	100.0	38. 1	61. 9	100.0	82. 5	17. 5
金融業,保険業	19	17	2	17	17	0	0	0	17	5	12	17	10	7
	100.0	89. 5	10. 5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	29. 4	70. 6	100.0	58. 8	41. 2
不動産業,物品賃貸業	16	8	8	8	8	0	0	0	8	4	4	8	6	2
	100.0	50. 0	50. 0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50. 0	100.0	75. 0	25. 0
学術研究,専門・技術サー	22	11	11	11	10	1	0	0	11	3	8	11	9	2
ビス業	100.0	50.0	50. 0	100.0	90. 9	9. 1	0.0	0.0	100.0	27. 3	72. 7	100.0	81. 8	18. 2
宿泊業,飲食サービス業	69	24	45	24	21	0	1	2	24	14	10	24	17	7
	100.0	34. 8	65. 2	100.0	87. 5	0.0	4. 2	8.3	100.0	58. 3	41. 7	100.0	70.8	29. 2
生活関連サービス業,娯楽	30		14	16	12	2	0	2	16	8	8	16	11	5
美 	100.0	53. 3	46. 7	100.0	75. 0	12. 5	0.0	12. 5	100.0	50.0	50. 0	100.0	68. 8	31. 3
教育,学習支援業	27	14	13	14	10	0	2	2	14	9	5	14	13	1
	100.0	51. 9	48. 1	100.0	71. 4	0.0	14. 3	14. 3	100.0	64. 3	35. 7	100.0	92. 9	7. 1
医療,福祉	190	135	55	135	126	2	3	4	135	62	73	135	118	17
	100.0	71. 1	28. 9	100.0	93. 3	1.5	2. 2	3.0	100.0	45. 9	54. 1	100.0	87. 4	12. 6
複合サービス事業	20	16	4	16	14	0	0	2	16	9	7	16	15	1
	100.0	80. 0	20. 0	100.0	87. 5	0.0	0.0	12. 5	100.0	56. 3	43. 8	100.0	93.8	6. 3
サービス業(他に分類され	40		20	20	18	2	0	0	20	10	10	20	13	
ないもの)	100.0	50.0	50.0	100.0	90.0	10.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50. 0	100.0	65.0	35. 0

県 合 計

上段:事業所数 下段:%

		高年齢者の雇用状況														1 12 . 70			
事業所規模別産業別								改正高	年齢者雇用	男安定法への	の対応								
			年齢別層	E 用者数				対	応		60歳以降の賃金水準								
	事業所数	全体(人)	60歳未満 (人)	60~ 64歳 (人)	65~ 69歳 (人)	70歳 以上 (人)	事業所数	定年廃止	定年 引上げ	継続雇用 制度導入	事業所数	同水準	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	50%未 満	
1	792	27, 003	23, 216	1, 817	1, 208	762	653	52	92	509		401	53	66	95	81	21	23	
5 001		100.0	86. 0	6.7	4.5	2. 8	100. 0 485	8.0	14. 1 75	77. 9 363		54. 2	7. 2	8. 9	12. 8 66	10. 9 57	2.8		
5~29人	613	7, 907 100. 0	6, 383 80. 7	632 8, 0	523 6. 6	4. 7	100. 0	9. 7	15. 5	74. 8		323 57. 4	6.6	7. 5	11. 7	10. 1	3. 2		
30~99人		7, 382	6, 210	592	360	220	136	5	15	116		73	13	14	20		3		
	145	100.0	84. 1	8.0	4.9	3. 0	100.0	3. 7	11.0	85. 3	100.0	51.0	9. 1	9.8	14.0	11. 9	2. 1	2. 1	
100~299人	27	3, 881	3, 232	296	218	135	26	0	1	25	27	4	3	9	7	4	0	0	
	21	100.0	83. 3	7. 6	5. 6	3. 5	100.0	0.0	3.8	96. 2	100.0	14.8	11. 1	33. 3	25. 9	14.8	0.0	0.0	
300人以上	7	7, 833	7, 391	297	107	38	6	0	1 10.5	5		1	0	1	2	3	0		
7+, =11, 344		100. 0 1, 885	94. 4 1, 528	3. 8 163	1. 4 130	0. 5 64	100. 0	0.0	16. 7 11	83. 3 42	100. 0	14. 3 50	0.0	14. 3	28. 6	42. 9	0.0	0.0	
建設業	75	1,885	81. 1	8.6	6.9	3. 4	100. 0	13. 1	18. 0	68. 9	100. 0	72. 5	2. 9	10. 1	7. 2	5.8	1.4	0.0	
製造業	66	3, 106	2,660	233	128	85	57	7	5	45		36	1	11	12	6	0		
		100. 0	85. 6	7. 5	4. 1	2. 7	100.0	12. 3	8.8	78. 9	100.0	54. 5	1. 5	16. 7	18. 2	9. 1	0.0	0.0	
電気・ガス・熱供給・水道	0	161	154	6	1	0	8	0	0	8	8	0	2	0	1	5	0	0	
業	٥	100.0	95. 7	3. 7	0.6	0.0	100.0	0.0	0.0	100. 0	100.0	0.0	25. 0	0.0	12. 5	62. 5	0.0	0.0	
情報通信業	7	147	138	8	1	0	5	0	0	5		3	0	0	0	_	0		
		100.0	93. 9	5. 4	0.7	0.0	100.0	0.0	0.0	100. 0	100.0	42. 9	0.0	0.0	0.0	57. 1	0.0		
運輸業,郵便業	30	681	505 74. 2	90	64	22	28	1	5 17. 9	78. 6			5 17. 2	1	10.0	10. 3	0		
卸売業,小売業	173	100. 0 3, 579	2, 917	13. 2	9. 4 196	3. 2	100. 0 135	3. 6 13	17.9	106		55. 2 83	17. 2	3. 4	13. 8 18	10. 3	0.0	0.0	
即冗耒, 小冗耒 		100. 0	81.5	8. 4	5. 5	4. 7	100. 0	9.6	11. 9	78. 5		52. 2	10. 1	8. 2	11. 3	6. 9	5. 7	5. 7	
金融業,保険業	19	329	301	19	3	6	18	0	2	16			0	0	2	6	0		
		100.0	91.5	5. 8	0.9	1.8	100.0	0.0	11. 1	88. 9		13. 3	0.0	0.0	13. 3	40. 0	0.0	33. 3	
不動産業,物品賃貸業	16	287	225	18	22	22	14	0	2	12	16	10	0	0	3	2	1	0	
	10	100.0	78. 4	6.3	7. 7	7. 7	100.0	0.0	14. 3	85. 7	100.0	62.5	0.0	0.0	18.8	12. 5	6.3	0.0	
学術研究,専門・技術サー	22	444	396	21	17	10	19	2	2	15		8	1	1	6	3	1	0	
ビス業 宿泊業,飲食サービス業		100.0	89. 2	4. 7	3.8	2. 3	100.0	10. 5	10. 5	78. 9		40.0	5. 0	5. 0	30.0		5.0		
	69	1, 168	965 82. 6	6. 9	68 5. 8	54	100.0	17. 4	7 15. 2	31 67. 4	100.0	42 68. 9	11 18. 0	6. 6	4.9		0.0		
生活関連サービス業,娯楽業		100. 0 897	769	6. 9	5. 8	4. 6	100. 0	11.4	15. 2	17			18. 0	6.6	4.9	1.6	0.0	0.0	
	30	100. 0	85. 7	4.9	5. 4	4. 0	100. 0	12. 5	16. 7	70.8		42. 9	3. 6	14. 3	10. 7	25. 0	3.6	0.0	
教育,学習支援業	27	5, 190	5, 043	101	27	19	18	1	1	16			1	3	8	3	1	2	
		100.0	97. 2	1.9	0.5	0. 4	100.0	5. 6	5. 6	88. 9		30.8	3.8	11. 5	30. 8	11. 5	3.8	7. 7	
医療,福祉	100	7, 262	6, 035	594	409	224	168	9	28	131	179	108	12	18	22	16	2	1	
	190	100.0	83. 1	8.2	5. 6	3. 1	100.0	5. 4	16. 7	78. 0	100.0	60.3	6. 7	10. 1	12. 3	8.9	1. 1	0.6	
複合サービス事業	20	846	794	34	15	3	19	0	5	14			0	0	3	4	5		
	20	100.0	93. 9	4.0	1.8	0. 4	100.0	0.0	26. 3	73. 7		20.0	0.0	0.0	15. 0		25. 0		
サービス業(他に分類されないもの)	40	1,021	786	106	79	50	33	0	4	29			1	4	5		0		
('AV' DV)		100.0	77.0	10.4	7.7	4. 9	100.0	0.0	12. 1	87. 9	100.0	51.4	2.7	10.8	13. 5	16. 2	0.0	5.4	

	1															<u>_</u>	段:事業	所数 下	段:%	
										冷者の雇用 マラロホカ		-1-								
事業所規模別産業別	改正高年齢者雇用安定法への対応 原用 (特殊原体)												11 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	賃金引下げ時の変更内容(複数回答)							雇用維持評価						メリットが大きい理由(複数回答)						
	事業所数	勤務日数、 勤務時間の 短縮	仕事量 の軽減	職務責任 の軽減	その他	現行のまま 変更してい ない	事業所数	メリットが 大きい	やや メリットが 大きい	デメリット が大きい	やや デメリット が大きい	どちらとも いえない	事業所数	熟練技術・ 専門技術を 保持を できるから	労働力の安 定確保がで きるから	若手の教育 ・育成負担 を軽減でら るから	技術の社外 流出を防止 できるから	若年・壮年 従業員の士 気があがる から	その他	
計	355 100. 0	114 32. 1	151 42. 5		8 2. 3	76 21. 4	789 100. 0	237 30. 0	235 29. 8	13 1. 6	37 4. 7	267 33. 8	472 100. 0		371 78. 6	124 26. 3		86 18. 2	10 2. 1	
5~29人	256 100. 0	83	114 44. 5	152	6 2.3	58 22. 7	610	169 27. 7	! 	11	31 5. 1	†	347 100. 0	257	266 76. 7	91 26, 2	12	59 17. 0	8 2. 3	
30~99人	70	22	24	49	 	11	145 100. 0	57	46	2	4 2.8	36	103	70	85 82. 5	 	3	25	1	
100~299人	100. 0	8	10	17	0	6	27	7	11	0	2	7	100. 0	11	16	3	0	24. 3	1.0	
300人以上	100.0	1	43. 5	4	0.0	1	100. 0	25. 9	0	0.0	7.4	3	100.0	4	88. 9	1	0	5. 6 1	5.6	
建設業	100. 0	5	50. 0 8	11	0.0	5	100. 0 75			0.0	0.0	42. 9	100. 0 48	41	100. 0 33		2	25. 0 1	0.0	
製造業	100. 0	25. 0 11	40. 0 10	t	0.0	25. 0 8	100. 0 66	32. 0 29	†	1.3	4.0	30. 7 15	100. 0 48		68. 8 36	35. 4 14		2. 1 5	2. 1	
電気・ガス・熱供給・水	100.0	35. 5 2	32. 3 2	64. 5 7	0.0	25. 8 1	100.0	43.9	28.8	0.0	4.5	22.7	100.0	75. 0 7	75. 0 8	29. 2	8.3	10. 4	0.0	
道業 情報通信業	100.0	25.0	25. 0 2	87. 5 4	0.0	12. 5	100.0	25. 0 2	75. 0 2	0.0	0.0	0.0	100.0	87. 5 4	100.0	87. 5 2	12. 5 0	75. 0 1	0.0	
運輸業,郵便業	100.0	25. 0 2	50. 0 6	100.0	0.0	0. 0 5	100. 0 30	 	28. 6	14. 3	0.0	28. 6 17	100. 0 11	100.0	50. 0 10	50.0	0.0	25. 0 1	0.0	
卸売業, 小売業	100. 0	†	42. 9 37	 	14. 3	35. 7 13	100. 0 173	26. 7 39	10. 0	0.0	6. 7	56. 7 72	100.0		90. 9 69	27. 3 19	.	9. 1 17	9. 1	
金融業,保険業	100. 0 15	34. 1	45. 1 12	67. 1 14	3.7	15. 9	100. 0 19	22.5	28. 3	1.7	5.8	41. 6	100.0	68. 2	78. 4	21.6	3.4	19. 3	2. 3	
不動産業,物品賃貸業	100.0	73. 3	80.0		0.0	0.0	100.0	36.8	5.3	0.0	0.0		100.0		50. 0	12. 5	0.0	50. 0	0.0	
	100.0	50.0	66. 7	100.0	16. 7	0.0	100.0	31.3	50.0	0.0	12. 5	6.3	100.0	76. 9	76. 9		7.7	15. 4	0.0	
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	41.7		58. 3	0.0	16. 7	100.0	22. 7	i	4.5	0.0		i	84. 6		 	0.0	7. 7	0.0	
宿泊業,飲食サービス業	100.0	35. 0	9 45. 0	40.0	0.0	30. 0	68 100. 0	23. 5		2.9	7. 4	27 39. 7	34 100. 0		28 82. 4	17. 6	2.9	11.8	2.9	
生活関連サービス業,娯楽業	17 100. 0		8 47. 1	8 47. 1	0.0	23. 5	30 100. 0		9 30. 0	0.0	6.7	14 46. 7	14 100. 0		10 71. 4	1	0.0	2 14. 3	0.0	
教育, 学習支援業	18 100. 0		10 55. 6		0.0	3 16. 7	26 100. 0			0.0	3.8	5 19. 2	20 100. 0		12 60. 0		5. 0	20. 0	5. 0	
医療,福祉	74 100. 0	_	23 31. 1	44 59. 5		22 29. 7	189 100. 0			5 2. 6	6 3. 2	52 27. 5	126 100. 0		110 87. 3	27 21. 4		32 25. 4	3. 2	
複合サービス事業	16 100. 0	_	6 37. 5	11 68. 8		4 25. 0	20 100. 0			0.0	1 5. 0	5 25. 0	14 100. 0		11 78. 6			2 14. 3	0.0	
サービス業(他に分類され ないもの)	18 100. 0	-	7 38. 9	12 66. 7		3 16. 7	40 100. 0			0.0	2 5. 0	15 37. 5	23 100. 0		20 87. 0		1 4.3	4 17. 4	0.0	

7.5

10.0

30.0

100.0

ないもの)

令和02年度 上段:事業所数 下段:% 高年齢者の雇用状況 導入済・導入予定制度等について 事業所規模別産業別 雇用維持のための必要な支援 (複数回答) 個人向け職 業生活の相 働きやすい 職業訓練受 高年齢者活 職場環境の 事業所向け 職業相談 機械や設備 活用を進め 講のための給付金等の 求人情報等 職業訓練の 整備に関する支援 のアドバイ 用モデル企 ス機能の充 業の情報発 事業所数 るための人 件費等の経 費助成 その他 現状は必要 職業紹介 る社会の実 の開発や導 の提供 充実 イス機能の 充実 現に向けた 啓発活動 入支援 充実 計 790 211 120 191 376 235 100.0 9.5 11.1 26.7 24.2 47.6 10.1 10.8 5. 1 6.8 6.1 29.7 2.0 15.2 5~29人 611 64 68 153 140 287 60 28 43 35 183 10 100 100.0 10.5 11.1 25.0 22.9 47.0 10.3 9.8 4.6 7.0 5.7 30.0 1.6 16.4 145 44 18 10 12 $30 \sim 99人$ 40 70 14 44 16 100.0 5.5 27.6 48.3 9.7 12.4 6.9 5.5 8.3 30.3 2.8 11.0 10.3 30.3 100~299人 27 12 10 14 7.4 7.4 3. 7 0.0 100.0 11.1 44.4 37.0 51.9 14.8 7.4 22.2 3.7 14.8 300人以上 100.0 14.3 28.6 28.6 14.3 71.4 14. 3 42.9 14.3 14.3 14.3 28.6 14. 3 0.0 75 10 12 29 20 14 建設業 16.0 10.7 26.7 100.0 9.3 2.7 13.3 38.7 9.3 4.0 6.7 2.7 2.7 18.7 製造業 17 26 42 16 3.0 39.4 63.6 7.6 4. 5 4.5 3.0 12.1 100.0 25.8 24.2 3.0 3.0 4. 5 電気・ガス・熱供給・水 100.0 87.5 75.0 62.5 87.5 62.5 62.5 62.5 50.0 50.0 62.5 75.0 0.0 0.0 情報通信業 100.0 28.6 0.0 57.1 0.0 0.0 0.0 14.3 0.0 28.6 0.0 0.0 14.3 42.9 運輸業,郵便業 30 12 6.7 3. 3 100.0 6.7 13.3 16.7 16.7 40.0 13.3 6.7 3.3 23.3 0.0 30.0 卸売業,小売業 173 12 21 37 37 85 19 22 13 14 45 31 7.5 26.0 17.9 100.0 6.9 12.1 21.4 21.4 49.1 11.0 12.7 8.1 4.6 1.2 金融業,保険業 19 10.5 42.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 42.1 0.0 100.0 21. 1 26.3 21.1 10.5 不動産業,物品賃貸業 16 10 12.5 100.0 12.5 31.3 18.8 18.8 62. 5 12.5 18.8 6.3 18.8 12.5 0.0 12.5 学術研究,専門・技術サー 11 ビス業 100.0 13.6 13.6 22.7 27.3 50.0 4. 5 18.2 0.0 4.5 18.2 18.2 4. 5 22.7 宿泊業,飲食サービス業 5 68 18 22 22 25 10 100.0 7.4 5.9 26.5 32.4 32.4 5.9 7.4 5.9 4.4 4.4 36.8 2.9 14.7 生活関連サービス業,娯楽 30 13 6.7 6.7 3. 3 0.0 30.0 100.0 13.3 20.0 10.0 43.3 10.0 10.0 0.0 23.3 27 11 教育,学習支援業 14 10 18.5 14.8 14.8 51.9 29.6 14.8 22.2 37.0 0.0 14.8 100.0 18.5 40.7 14.8 医療,福祉 189 15 21 62 49 90 17 13 62 21 100.0 7.9 32.8 25.9 47.6 12.2 9.0 1.6 6.9 3.7 32.8 3.7 11.1 11.1 複合サービス事業 20 12 11 35.0 5.0 0.0 0.0 5.0 30.0 55.0 10.0 10.0 35.0 0.0 100.0 10.0 60.0 サービス業(他に分類され 40 12 20 12

17.5

50.0

7.5

5.0

0.0

7.5

10.0

30.0

0.0

15.0

4. 調 査 票

規	模	事	業別	f番·	号	市	町木	寸番·	号	彦	主業:	分類	番号	}

(※この欄には記入しないでください)

令和2年度長崎県労働条件等実態調査 調査票



I 事業所の現況

問1 事業所の現況について

4 . TAMINESONOITE C						
調 査 事 業 所 名 (調査票が送付された事業所名)						
調査事業所の所在地	I					
記入担当者氏名			担当者	電話番)
事 業 分 類 (○で囲んでください)	(4) (7) (9) (1) (1) (1) (1)	報通信業 5 融業,保険業	運輸第 ⑧ 不 技術 ^も 業,妈	美, 郵便業 動産業, 物 ナービス業 呉楽業 ①	⑩ 宿泊業,飲教育,学習支援	小売業 食サービス業
調査事業所の事業内容						
				男性	女性	計
	会 社	tなどの役員		人	人	人
	正規	の職員・従業員		人	人	人
		パート		人	人	人
調査事業所の	非	アルバイト		人	人	人
雇 用 者 数 (R2.6.30 現在)	正坦	派遣社員		人	人	人
	規 雇	契約社員		人	人	人
	推 用	嘱託		人	人	人
	т	その他		人	人	人
		合 計		人	人	人
 就業規則の有無(○で囲んでください)				本	•	無

- ※上記には、臨時、日雇いを除く雇用者数を記入してください。
- (注) 1. 「**会社などの役員**」とは、一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者(役員報酬を受けている者は除く)
 - 2. 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者
 - 3. 「パート」とは、就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
 - 4. 「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
 - 5. 「派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者
 - 6. 「契約社員」とは、専門的職種に従事されることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
 - 7. 「嘱 託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、嘱託職員又はそれに近い名称で呼ばれている者
 - 8. 「その他」とは、上記以外の呼称の場合

Ⅱ 雇用と取組

問2 採用状況について

貴事業所における令和2年4月の採用者数を「新規学卒者」・「中途採用者」ごと男女別・雇用形態別に記入してください。【数値を記入】

- * 「新規学卒者」とは令和2年3月に学校等を卒業した者、「中途採用者」とは新規学卒者以外の者をさします。
- * 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

今和 9年	ニュー 日の坂田老粉	男	性	女	性
77 74 2 4	令和2年4月の採用者数		うち高卒		うち高卒
新規学卒者	正規の職員・従業員	人	人	人	人
利	非正規雇用	人	人	人	人
中途採用者	正規の職員・従業員	人	人	人	人
一下处 球用有	非正規雇用	人	人	人	人

問3 配置状況

① 貴事業所では現在、女性労働者の配置がない部署がありますか。【○印は1つ】

1	有	•	2	無

② ①で「1.有」とされた事業所に伺います。その部門で男性のみ配置している理由で該当するものすべてに○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	技能や資格を持つ女性がいないため	
2	女性の適任者がいないため	
3	当該部門が女性の配置を希望しないため	
4	女性が配置を希望しないため	
5	出張、転勤があることに配慮するため	
6	家事・保育などのため就業時間に制約があるため	
7	深夜業や時間外労働が多いため	
8	重量物を取り扱う業務や有害物を発散する場所での業務 ^(注) があるため	
9	労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため	
1 0	その他(具体的に)

(注) <u>**重量物を取り扱う業務**</u>とは、断続作業30kg、継続作業20kg以上の重量物を取り扱う業務をいいます。 <u>有害物を発散する場所での業務</u>とは、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンそ の他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

問4 管理職等について

- ① 貴事業所には係長以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。【数値を記入】
 - * 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

管理職区分	管理職の人数	うち女性の 人数
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

*ここでの「管理職等」とは、

- ・ 企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を 指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職 等と呼ばれている役職を含みます。
- ・ 部長・課長等の役職名を採用していない場合など、 貴事業所の実態によりどの管理職区分に該当する か適宜判断してください。
- ② ①で、女性の管理職が1割未満、あるいは全くいない管理職区分が1つでもある場合、該当する理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいないため
2	将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいないため
3	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう女性が多いため
4	時間外労働が多い、または深夜業を敬遠する女性が多いため
5	出張、転勤等に対応できない女性が多いため
6	女性にとって仕事内容が体力的・精神的にきついため
7	女性が希望しないため
8	女性従業員が少ない又はいないから
9	その他(具体的に)

問5 女性の活躍の推進状況について

① 女性の活躍推進のための取組として貴事業所で実施しているものはありますか。取組事項ごとに該当番号に○をつけてください。【各々○印は1つ】

取組状況 取組事項	実施している	実施なし、 今後の実施 を検討	実施なし、 実施予定 なし
性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める	1	2	3
仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する	1	2	3
女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体 制を整備する	1	2	3
女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する	1	2	3
女性の体力面での差を補う器具・設備の導入(例:渉外用バイクを スクーターに替える、作業用の踏み台を設置するなど)	1	2	3
女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析	1	2	3
管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発を行う	1	2	3
女性従業員の活躍をホームページや社内報で紹介する	1	2	3
その他(具体的に)

② 貴事業所における女性の活躍推進のための取組の目的を2つまで選んでください。

【〇印は2つ以内】

1	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため
2	企業イメージ向上のためなど、企業戦略として
3	商品開発やマーケティング等、顧客のニーズに対応するため
4	企業の社会的責任であるから
5	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため
6	職場風土の改善により組織を活性化させるため
7	その他(具体的に)

③ 貴事業所が女性従業員に強く望むことを2つまで選んでください。【〇印は2つ以内】

1	転勤や配置転換に応じてほしい	
2	妊娠・出産後も辞めずに働き続けてほしい	
3	新たな業務にも積極的に取り組んでほしい	
4	管理職の昇進に積極的にチャレンジしてほしい	
5	時間外労働を敬遠しないでほしい	
6	その他(具体的に)
7	現状は特に望むことはない	

④ 貴事業所では、一般事業主行動計画を策定していますか。

1 策定している	2 策定していない
----------	-----------

(注) 一般事業主行動計画とは、女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(300人以下の中小企業は努力義務)。

※令和4年4月1日からは義務化の対象が101人以上に拡大されます。

問6 ハラスメント防止について

① 貴事業所では、職場におけるハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど)の防止対策に取り組んでいますか。

1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
-----------	------------

② ①で「1 取り組んでいる」と回答した事業所に伺います。職場におけるハラスメント防止対策の 取組内容について、該当番号に○印をつけてください。【○印はいくつでも】

1	ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発	、ラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発		
2	管理職・従業員に対する研修を行う			
3	被害を受けた労働者へのケアや再発防止			
4	相談窓口や担当部署など、苦情処理機関を設置する			
5	その他(具体的に)		

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

問7 ワーク・ライフ・パランスについて

① ワーク・ライフ・バランスという言葉をどの程度ご存知ですか。 (経営者・管理者・人事担当者などどなたがお答えになっても構いません)

【○印は1つ】

1	言葉も内容も知っている		
2	聞いたことはあるが、内容は知らない		
3	言葉も内容も知らない		

(注) ワーク・ライフ・バランスとは、 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、 地域生活、個人の自己啓発など、さ まざまな活動について、自ら希望す るバランスで展開できることをい います。企業が、ワーク・ライフ・ バランスを推進することにより、優 秀な人材の確保と定着、生産性、顧 客満足度、業績、社員のやる気の向 上など様々なメリットをもたらし ます。

②貴事業所ではワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますか。【〇印は1つ】

1 取り組んでいる 2 取り組んでいない

③ ②で「1. 取り組んでいる」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに関して、導入もしくは実施している制度等がありますか。該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】また、項目1、2、5、6で法定を上回る内容の規定をされている場合は、上乗せして実施している取組の内容を記入してください。

1	育児休業制度 ^(注1) (光度を上回る現在の場合、 上乗せして実施している取組)
2	子の看護休暇制度(注2) (法定を上回る規定の場合、 上乗せして実施している取組)
3	事業所内託児施設の設置	
4	育児に関する経済的支援(保育料の補助等)	
5	介護休業制度 ^(注 3) (法定を上回る規定の場合、 上乗せして実施している取組)
6	介護休暇制度 ^(注 4) (法定を上回る規定の場合、 上乗せして実施している取組)
7	介護に関する経済的支援(介護サービス費用の補助等)	
8	復職への支援(社内報等による休業中の情報提供、復職後の研修等)	
9	所定外労働の免除	
1 0	育児介護など事情に応じた短時間勤務制度 ^(注5) (労基法に基づく育児時間を除く)	
1 1	テレワーク (ICT ^(注6) を活用するなどの在宅勤務制度)	
1 2	テレワーク (顧客先や移動中にパソコン等を活用して働くモバイルワークや勤務先以外のオフスペースでパソコン等を活用して働くサテライトオフィス勤務を実施)	フィス
1 3	フレックスタイム制度(注7)	
1 4	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ^(注8)	
1 5	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化	
1 6	休暇取得の促進 (特別休暇制度の拡充等)	
1 7	残業の削減 (ノー残業デーの設置等)	
1 8	地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する 地域貢献活動の実施	
1 9	産業医によるカウンセリング機会の設定	
2 0	従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援 ^(注9)	
2 1	健康に関する管理職研修や従業員への講話の機会の設定	

- (注1) <u>(法定)育児休業制度</u>とは、労働者がその事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親ともに取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)の間、育児休業をすることができる制度。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで(再延長で2歳まで)育児休業をすることができます。
- (注2) <u>(法定) 子の看護休暇制度</u>とは、小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が 1 人であれば年 5 日まで、2 人以上であれば年 10 日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる制度。
- (注3) <u>(法定)介護休業制度</u>とは、労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を 上限として、介護休業を分割して取得することができる制度。
- (注4) <u>(法定)介護休暇制度</u>とは、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる制度。
- (注5) <u>短時間勤務制度</u>とは、所定労働時間を通常より短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望 する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を設けることを事業主に義務付けています。
- (注6) <u>ICT</u>とは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。
- (注7) フレックスタイム制とは、一日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつでも 出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねる制度です。
- (注8) **始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ**とは、一日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度です。
- (注9) **従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援**とは、法定の健康診断は除きます。
- ④ ②で「2. 取り組んでいない」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに取り組まない(取り組めない)理由の該当番号に○をつけてください。【○印は3つまで】

1	従業員からの要望がないから
2	人手不足だから
3	労務管理が複雑になるから
4	育児休業などによる代替要員の確保が困難だから
5	従業員の負担や不公平感が増大するから
6	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなることが避けられないから
7	コストがかかるから
8	生産性や売り上げが減少するから
9	ワーク・ライフ・バランスを推進することに、どのようなメリットがあるかわからないから
1 0	そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから
1 1	行政の支援が不足しているから
1 2	その他(具体的に)

⑤ 長崎県では、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認証制度(誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度「Nぴか」)を推進しています。この「Nぴか」を知っていますか。 【〇印は1つ】

1 知っている	2 知らない
---------	--------

Ⅳ 労働時間

問8 年次有給休暇について

① 令和元年(又は平成30会計年度)1年間における、**常用労働者**(注1)への年次有給休暇(注2)について記入してください。【数値を記入】

令和元年(又は平成 30 会計年度) 中に		人
取得資格のある労働者数うち女性		人
年間延べ付与日数 ^(注3) (前年繰越日数を除く)		日
(取得資格のある労働者全員の合計日数)	うち女性	日
年間延べ取得(消化)日数 (注4)		日
(取得資格のある労働者全員の合計日数)	うち女性	日

※時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入

- (注 1)**常用労働者**とは、事業所に常時雇用されている 者で、期間を定めずに雇用されている者または 1か月以上の期間を定めて雇用されている者で す。
- (注 2)**年次有給休暇**とは、労働者が休日以外に賃金を もらいながら希望する日に休みを取ることがで きる労働基準法で定められた制度です。
- (注 3)**年間延べ付与日数**とは、1年間に新たに付与された年次休暇の日数の合計です。(前年繰越分は除きます)
- (注 4) <u>年間延べ取得日数</u>とは、1年間に実際に取得(消化) した年次有給休暇の日数の合計です。

② 貴事業所では年次有給休暇の休暇取得日を割り振ることができる制度(計画的付与制度^(注))がありますか。【〇印は1つ】

制度がある	1	——→ 年間を通じて、 <u>計画的に付与</u> する年次有給休暇は一人当
制度がない	2	たり何日ですか。

(注)<u>計画的付与制度</u>とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。(例)一斉付与(事業場休業)、班別の交代制付与、年次有給休暇取得計画表による個人別付与など。

③ 貴事業所では年次有給休暇を半日または時間単位で取得できますか。【〇印は1つ】

取得できる	1		年間を通じて、半日または	
取得できない	2	_	<u>時間単位</u> で取得できる年次 有給休暇は	日
			一人当たり何日ですか。	

3-1 3で「取得できない」とされた事業所に伺います。半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない(取り組めない)理由の該当番号に0をつけてください。00印は10

1	業種的に従業員が同時に仕事をしなければならず、半日または時間単位での取得が困難だから
2	半日または時間単位の取得は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない
3	その他(具体的に)

④ 貴事業所では年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していますか。実施している取組について該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	年(月)初めの計画書の提出
2	事業所全体の一斉付与
3	時間・半日単位の分割付与
4	管理・監督者の率先取得
5	年次有給休暇の残日数を社員に通知
6	その他(具体的に)
7	実施していない

問9 週休制について

① 貴事業所における**常用労働者**(注1)の週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。【数値を記入】

週休制の形態		適用労働者数
週休1日制又は週休1日半制		人
何らかの	完全週休2日制より休日日数が実質 的に少ない制度(注2)	人
週休2日制	完全週休2日制	人
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)		人
計		人

- (注1) **常用労働者**とは、事業所に常時雇用されている者で、期間を定めずに雇用されている者または1か月以上の期間を定めて雇用され ている者です。
- (注2) 完全週休2日制より少ないとは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制のほか、3勤1休、4勤1休等をいいます。
- ② ①で週休1日制又は週休1日半制または完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度の週休 制の形態とされた事業所に伺います。完全週休2日制に移行できない理由の該当番号に○をつけてく ださい。【〇印は1つ】

	1	業種的に営業日が決まっており、完全週休2日制への移行が困難だから	
- 2	2	完全週休2日制への移行は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない	
- ;	3	その他(具体的に)

問10 労働時間について

① 貴事業所では週所定労働時間は何時間ですか。【〇印は1つ】

_	/ / •	21 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7							
ĺ	1	3 8 時間以下							
	2	38時間超40時間未満							
	3	4 0 時間							
I	4	40時間超44時間以下(注)							

- (注) 労働基準法施行規則第25条の2第1項で定める特例措置対象事業場(※1) のみ適用。但し1年単位又は1週間単位の変形労働時 間制を採用している場合は3の40時間を選択してください。 ※1 常時使用する労働者が10人未満で以下の業種に該当する事業場(労働基準法別表第1 8号,10号,13号,14号の事業) ・商業(卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、不動産管理業、出版業(印刷部門を除く)、その他の商業)
- - ・映画・演劇業(映画の映写(映画の製作の事業を除く)、演劇、その他興行の事業)
 - ・保健衛生業(病院、診療所、保育園、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業)
 - ・接客娯楽業(旅館業、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業)
- ② 貴事業所では労働時間短縮のための取組を実施していますか。

1 実施している	2 実施していない
----------	-----------

②で「1 実施している」と回答した事業所に伺います。労働時間短縮のために実施している取組の 該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	所定内労働時間の短縮						
2	所定外労働時間の削減						
3	変形労働時間制の導入・活用						
4	週休制の改善						
5	年次有給休暇の付与日数の増加						
6	年次有給休暇の計画的付与制度の実施 (注1)						
7	連続休暇制度の導入・拡大						
8	ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定 ^(注 2)						
9	従業員の増員						
1 0	その他(具体的に)						

- (注 1) 選択項目 6 に○をつけた場合、P7 の問 8②にも該当します。
- (注2) 選択項目8に○をつけた場合、P5の問7③の選択項目17にも該当します。

④ 貴事業所における所定内労働時間の縮減の検討の有無について、該当番号に○をつけて下さい。

【〇印は1つ】

1	縮減について検討中
2	営業日、営業時間が決まっており縮減は検討していない
3	従業員からの要望がないため縮減は検討していない
4	その他(具体的に)

⑤ 貴事業所における<u>所定外(時間外)</u>労働時間が長くなる要因について、該当番号に○をつけて下さい。 【○印はいくつでも】

1	人手不足だから
2	所定内労働時間では対応できない仕事量だから
3	一部の人に仕事が偏ることがあるため
4	従業員の技術不足により時間がかかるから
5	事業活動の繁閑の差が大きいため
6	業績、成果主義により従業員が熱心に取り組むようになったため
7	仕事の性質上、残業や休日出勤などでないとできない仕事であるから
8	組織又は個人の進め方に無駄が多いから
9	取引先の都合に時間を合わせる必要があるから
1 0	従業員が残業手当や休日手当を当てにしているから
1 1	従業員が上司や同僚等の残業に付き合う雰囲気があるから
1 2	長い時間働くことで評価されると考えている従業員がいるから
1 3	より高い成果を上げたいと考える従業員がいるから
1 4	突発的な業務がしばしば発生するから
1 5	その他(具体的に)

V 育児休業·介護休業制度

問11 育児休業制度・介護休業制度の規定について

① 貴事業所には育児・介護休業を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。

【育児休業・介護休業各々〇印は1つ】

育児休業制度	1 規定あり → ②へ	2 規定なし
介護休業制度	1 規定あり → ③へ	2 規定なし

^{*}制度内容については、問7③参照。

なお、「1. 規定あり」と回答した場合、P5の問7③の項目番号「1. 育児休業制度」、「5. 介護休業制度」にも該当します。

② 育児休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。【〇印は1つ】

法定期間		法定を超	4月日17月中はよく		
原則は1歳だが、 一定の場合は1歳6か月	無条件に満2歳満3歳1歳6か月までまで		それ以上	期間に限度はなく、 必要日数を取得できる	
1	2	3	4	5	6

③ 介護休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、対象家族1人につきどのくらいの介護休業を取得することができますか。

【〇印は1つ】

法定期間		法定を超える期間	期間に限度はなく、	
93 日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	必要日数を取得できる
1	2	3	4	5

問12 育児休業制度・介護休業制度の利用状況について

- *問11①の「規定あり」「規定なし」にかかわらず、育児・介護休業の利用状況についてお答えください。
- ① 貴事業所における、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの出産者数(男性の場合は配偶者が出産した者の数)【数値を記入】*該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

出産者数										
	女 性		男	性(配偶者が出)	産した男性)					
出産者計	<u>うち</u> 有期契約 労働者数 (注1)	<u>うち</u> 育児休業制度の対象と なる有期契約労働者数 (注2)	配偶者出産者計	<u>うち</u> 有期契約 労働者数 (注1)	<u>うち</u> 育児休業制度の対象と なる有期契約労働者数(注2)					
人	人	人	人	人	人					

- (注1) **有期契約労働者**とは、一定の期間を定めて使用者から直接雇用されている労働者です。
- (注2) **育児休業制度の対象となる有期契約労働者**とは、次のいずれにも該当する労働者です。
 - ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
 - ② 子が1歳6か月になる日(再延長した場合は2歳になる日)の前日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。
- ② ①のうち、<u>令和2年6月30日</u>までに育児休業を開始した者の数(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)

育児休業者								
5	大 性	男性						
女性育児休業者計		男性育児休業者計						
	うち有期契約労働者数		<u>うち</u> 有期契約労働者数					
人	人	人		人				

③ ②で育児休業を開始した者の利用期間(取得中の場合は利用予定期間)別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

	14 - 24 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -											
	育児休業											
性別	期間	1 週 間 未 満	1週間〜 1 か 月 未 満	1 か月 ~ 3 か月 未 満	3 か月 ~ 6 か月 未 満	6 か月 ~ 1 年 未 満	1 年 ~ 1 年 半 未 満	1 年 半 ~ 2 年 未 満	2 年 ~ 3 年 未 満	3 年以上	合 計	うち利用期間 中及び利用後 の退職者数
女	性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- *該当者のあった欄のみ記入してください。
- *同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。
- *育児休業の「利用期間」とは、子の月齢ではなく実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

④ 貴事業所における、<u>令和元年7月1日から令和2年6月30日まで</u>の介護休業の利用期間(取得中の場合は利用予定期間)別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

	介護休業									
期間性別	1 週 間 未 満	1 週 間 ~ 1 か 月 未 満	1 か 月 〜 3 か月 未 満	3 か 月 ~ 6 か月 未 満	6 か 月 ~ 1 年 未 満	1 年以上	合 計	うち利用期間 中及び利用後 の退職者数		
女 性	人	人	人	人	人	人	人	人		
男性	人	人	人	人	人	人	人	人		

^{*}同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

⑤ ③と④で育児休業・介護休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業・介護休業の利用者があった際にどのような対応をされましたか。【○印は1つ】

※複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものをご回答ください。

	対応の内容	育児休業	介護休業
1	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	2
2	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	1	2
3	新たに正社員を雇用した	1	2
4	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	1	2
5	その他(具体的に)	1	2

⑥ ③と④で育児休業・介護休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業・介護休業終了後に復職した(する)場合、どのような対応をされましたか。【○印は1つ】 ※複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したもの、育児休業・介護休業が終了していない場合は、対応予定でご回答ください。

	対応の内容		介護休業
1	原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	1	2
2	本人の希望を考慮し他部門に配置した	1	2
3	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した	1	2

問13 男性の育児休業取得について

本県の男性の育児休業取得率は女性に比べると非常に低い状況となっています。 <u>男性 2.1%、女性 90.1%</u> (令和元年度長崎県労働条件等実態調査)

① 男性の育児休業の取得が進まない理由についてどのように考えますか。【○印はいくつでも】

1	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える	
2	仕事が滞ったり取引先に迷惑がかかるなど、業務に影響するため積極的には取得を勧めない	
3	同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	
4	育児休業をすれば個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう	
5	育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	
6	その他(具体的に)

② 男性が育児休業を取りやすくするためには、どのようにしたらよいとお考えになりますか。 近いものを選んでください。【〇印はいくつでも】

1	育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい
2	男性の取得が一般的なこととなるよう、法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要である
3	育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援 ^(注) を充実してほしい
4	相談窓口や担当課など、会社の対処方法を指導してくれる行政機関の部署を明確にしてほしい
5	特にそういうことをする必要はない(現状のままでよい)
6	その他(具体的に)

VI 子の看護休暇・介護休暇制度

問14 子の看護休暇制度・介護休暇制度の規定について

① 貴事業所には子の看護休暇制度や介護休暇制度を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。【○印は1つ】

子の看護休暇制度	1 規定あり → 設問②へ	2 規定なし
介護休暇制度	1 規定あり → 設問③へ	2 規定なし

^{*} 制度内容については、問7③参照。

なお、「1. 規定あり」と回答した場合、P5の問7③の項目番号「2. 子の看護休暇制度」、「6. 介護休暇制度」も該当します。

② 子の看護休暇制度の規定がある事業所に伺います。

子の看護休暇制度について、取得日数の限度・子の年齢の限度・半日または時間単位取得の可否をお答えください。【それぞれ〇印は1つ】

取	法定期間	法定を超	える期間	日数制限なく
得日	5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	必要日数を取得できる
数	1	2	3	4

子	法定年齢	法定を超える年齢		年齢制限なく
の年	小学校就学前の子	小学生まで	中学生以上	取得できる
静	1	2	3	4

時	時間単位	立の取得
間取	できる	できない
得	1	2

半	半日単位の取得		
日 取	できる	できない	
得	1	2	

③ 介護休暇制度の規定がある事業所に伺います。

介護休暇制度について、対象家族1人につき1回あたり取得できる期間と半日または時間単位取得の可否をお答えください。【それぞれ〇印は1つ】

取	法定期間	法定を超	える期間	日数制限なく
得日	5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14 日を超える期間	必要日数を取得できる
数	1	2	3	4

⁽注) 厚生労働省:両立支援等助成金(育児休業等支援コース【代替要員確保時】)・・・育児休業取得者の代替要員人件費については、要件を満たせば、育児休業取得者1人当たり47.5万円の助成を受けることができます。

時	どの取得	
間取	できる	できない
得	1	2

半 半日単位の取得		位の取得
日町	できる	できない
取得	1	2

Ⅷ 高年齢者の雇用状況

※該当者がいない場合でも、ご回答ください。

問15 改正高年齢者雇用安定法(注)への対応について

① 貴事業所における高年齢者の雇用者数を年齢別に記入してください。

 60~64歳
 人

 65~69歳
 人

 70歳以上
 人

※該当者がいない場合は「0」と記入ください。

(注) **改正高年齢者雇用安定法**とは、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日より施行されました。

主な改正点は次のとおりです。

- 1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組の廃止
- 2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ② 貴事業所では、改正高年齢者雇用安定法への対応として、どのような対応をされていますか。 ※複数該当する場合は、最も多くの雇用者へ適用しているもの。 【○印は1つ】

定年廃止	定年廃止 定年引上げ		未実施	
1	2	3	4	

③ 貴事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べてどの程度となっていますか。

1	同水準	設問 ⑤ へ
2	90%台	
3	80%台	
4	70%台	設問 ④ へ
5	60%台	放问 ④ 、
6	50%台	
7	50%未満	

※ 複数の割合を適用している場合は、 平均でご回答ください。

【〇印は1つ】

④ ③で2から7の回答をされた事業所に伺います。60歳以降の賃金の引き下げの際に、労働条件等で変更したものについて、該当するものに○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	勤務日数、勤務時間の短縮
2	仕事量の軽減
3	職務責任の軽減
4	その他(具体的に)
5	現行のまま変更していない

⑤ 貴事業所では、高年齢者の雇用維持についてどう評価しますか。【〇印は1つ】

1	メリットが大きい	=71.88 (€)
2	ややメリットが大きい	設問⑥ へ
3	デメリットが大きい	⇒n.ee @
4	ややデメリットが大きい	設問⑦へ
5	どちらともいえない	問16~

⑥ ⑤で、「1 メリットが大きい」、「2 ややメリットが大きい」とされた事業所に伺います。 メリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから	
2	労働力の安定確保ができるから	
3	若手の教育・育成負担を軽減できるから	
4	技術の社外流出を防止できるから	
5	雇用制度が充実することで若年・壮年従業員の士気があがるから	
6	その他(具体的に)

⑦ ⑤で、「3 デメリットが大きい」、「4 ややデメリットが大きい」とされた事業所に伺います。 デメリットと考える具体的な理由に \bigcirc をつけてください。【 \bigcirc 印はいくつでも】

1	人件費等のコストが増加するから	
2	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから	
3	営業・販売などの戦力が低下するから	
4	身体的(視力・記憶力・持久力など)な衰えにより作業能率が低下するから	
5	職種(配置)転換が困難であるから	
6	その他(具体的に)

問16 高年齢者雇用に関して導入済または導入予定の制度等について

① 貴事業所では、60歳以上の高年齢者を雇用する上で、どのような制度等を導入済または導入予定ですか。【○印はいくつでも】

1	60 歳以後の人件費を抑制
2	短時間や週2回勤務などによるワークシェアリング (注) の実施
3	新卒者の採用抑制
4	中途採用の抑制
5	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定
6	福利厚生の見直し
7	各種手当の廃止・縮小
8	60歳までの人件費を削減
9	その他(具体的に)
1 0	制度変更を行っていない

⁽注) **ワークシェアリング**とは、従業員一人当たりの労働時間を短くし、その分従業員を増やすことで全体の仕事量を変化させることなく雇用を増大、あるいは維持するという雇用調整の方法です。

② 社会全体で 60 歳以上の高年齢者の雇用を維持するためには、どのような支援が必要だと考えますか。【○印はいくつでも】

<u> </u>	31/100 (2 6 9 1
1	事業所向けのアドバイス機能の充実
2	高年齢者活用モデル企業の情報発信
3	職場環境の整備に関する支援
4	働きやすい機械や設備の開発や導入支援
5	高年齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成
6	求人情報等の提供
7	職業相談・職業紹介
8	職業訓練の充実
9	職業訓練受講のための給付金等の充実
1 0	個人向け職業生活の相談・アドバイス機能の充実
1 1	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動
1 2	その他 (
1 3	現状は必要ない

----アンケートはこれで終わりです。ご回答いただき誠にありがとうございました。----

第2章 労働事情の全国比較

目 次

I. 労働力人口	
1. 労働力状態の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
2. 年齢別労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
3. 産業大分類別就業者数	8 2
4. 就業状態・雇用形態別就業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
5. 市町別労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
Ⅱ. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
Ⅲ. 賃金・労働時間	
1. 賃金	
(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移	8 6
(2) 就業形態別令和元年平均の月間現金給与額	8 7
(3) 産業別令和元年平均の月間定期給与額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
(4) 男女別令和元年平均の月間定期給与額	8 9
2. 労働時間	
(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移	9 0
(2) 就業形態別令和元年平均の月間労働時間	9 1
(3) 産業別令和元年平均の月間労働時間	9 2
(4) 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況	93
(5) 主な週休制の形態別企業割合	9 4
(6) 週休制の適用労働者割合	9 5
Ⅳ. 労使関係	
1. 労働組合組織状況	
① 県内の組合数及び組合員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
② 産業別組合数・組合員数	9 6
V. 高年齡者雇用確保措置実施状況	
1. 雇用確保措置実施状況(31人以上規模企業)	9 7
2. 6 5 歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
3. 70歳以上まで働ける企業の状況(31人以上規模企業)・・・・・	98
4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況・・・・・・	98

I. 労働力人口

1. 労働力状態の推移

(単位:人、%)

		15歳以上ノ	↓□蚣粃						労働力 率		
甲廿	在加	13成以工力	人口秘数 [労働力人口					就業率	完全失業 率
男女、年次		注	1)	総数		就業者	完全失業者	人口	注 2)		
		(a)	増減数	(b)	増減数	(c)	(d)	(e)	(b)÷(a)'	(c) ÷ (a)	(d)÷(b)
	平成7年	1,267,118	21,789	757,787	25,748	725,810	31,977	507,702	59.9	57.3	4.2
60 Mr	12	1,272,563	5,445	737,915	△ 19,872	702,091	35,824	530,772	58.2	55.2	4.9
総数	17	1,262,044	△ 10,519	726,965	△ 10,950	679,847	47,118	525,208	58.1	53.9	6.5
	22	1,226,706	△ 35,338	697,279	△ 29,686	650,972	46,307	516,248	57.5	53.1	6.6
	27	1,189,548	△ 37,158	673,891	△ 23,388	644,154	29,737	500,903	57.4	54.2	4.4
27年全	:国総数 :千人)	(109,754)	(△523)	(61, 523)	(△2,176)	(58,919)	(2,604)	(41,022)	60.0	53.7	4.2
	平成7年	584,415	10,513	436,948	10,612	416,273	20,675	146,474	74.9	71.2	4.7
	12	587,194	2,779	418,945	△ 18,003	396,804	22,141	165,584	71.7	67.6	5.3
男	17	580,434	△ 6,760	407,844	Δ 11,101	377,529	30,315	166,078	71.1	65.0	7.4
	22	563,269	△ 17,165	388,635	△ 19,209	357,622	31,013	168,653	69.7	63.5	8.0
	27	549,090	△ 14,179	368,413	△ 20,222	349,353	19,060	173,144	68.0	63.6	5.2
	:国総数 :千人)	(52,880)	(△275)	(34,772)	(△2,053)	(33,078)	(1,694)	(14,284)	70.9	62.6	4.9
	平成7年	682,703	11,276	320,839	15,136	309,537	11,302	361,228	47.0	45.3	3.5
	12	685,369	2,666	318,970	△ 1,869	305,287	13,683	365,188	46.6	44.5	4.3
女	17	681,610	△ 3,759	319,121	151	302,318	16,803	359,130	47.1	44.4	5.3
	22	663,437	△ 18,173	308,644	△ 10,477	293,350	15,294	347,595	47.0	44.2	5.0
	27	640,458	△ 22,979	305,478	△ 3,166	294,801	10,677	327,759	48.2	46.0	3.5
27年全 (単位:	:国総数 :千人)	(56,874)	(△249)	(26,751)	(△123)	(25,841)	(910)	(26,739)	50.0		3.4

(出典:国勢調査)

注 1)15歳以上人口総数には「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(a)は労働力人口(b)と非労働力人口(e)を足した合計とは一致しない。 2)15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。

2. 年齡別労働力人口

①長崎県の年齢別労働カ人口

(単位:人)

	15歳以上				非労働力	労働力率(G)		
年齢 階層 区分	人口総数 (A) 注 1)	労働力人口 (B)	就業者数 (C)	完全失業者数 (D)	人口 (無業者數) (E)	B/A(※) ×100 注 2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
15~19	64,833	8,206	7,335	871	54,993	13.0%	11.3%	10.6%
20~24	54,663	38,935	36,189	2,746	13,291	74.6%	66.2%	7.1%
25~29	58,845	50,792	47,772	3,020	6,819	88.2%	81.2%	5.9%
30~34	69,135	58,505	55,675	2,830	9,264	86.3%	80.5%	4.8%
35~39	77,525	65,696	62,950	2,746	10,421	86.3%	81.2%	4.2%
40~44	88,361	76,059	73,010	3,049	10,849	87.5%	82.6%	4.0%
45~49	82,389	71,166	68,292	2,874	10,060	87.6%	82.9%	4.0%
50~54	85,399	72,683	69,971	2,712	11,847	86.0%	81.9%	3.7%
55~59	94,118	75,758	72,680	3,078	17,578	81.2%	77.2%	4.1%
60~64	109,594	71,031	67,624	3,407	37,864	65.2%	61.7%	4.8%
65~69	110,560	47,323	45,577	1,746	62,737	43.0%	41.2%	3.7%
70~74	81,539	19,802	19,391	411	61,418	24.4%	23.8%	2.1%
75~79	75,576	10,877	10,721	156	64,377	14.5%	14.2%	1.4%
80~84	65,948	5,081	5,020	61	60,581	7.7%	7.6%	1.2%
85~	71,063	1,977	1,947	30	68,804	2.8%	2.7%	1.5%
合計	1,189,548	673,891	644,154	29,737	500,903	57.4%	54.2%	4.4%

(出典:平成27年国勢調査)

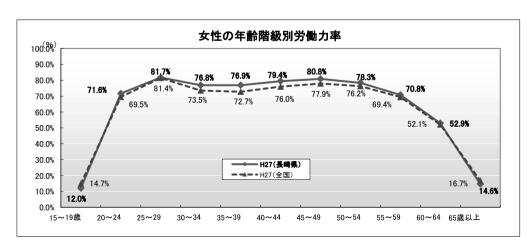
②全国の年齢別労働カ人ロ

(単位:人)

公主国の干部 が	リルめルハロ							(里位:人)
年齢 階層 区分	15歳以上 人口総数 (A) 注 1)	労働力人口 (B)	就業者数 (C)	完全失業者数 (D)	非労働力 人口 (無業者数) (E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注 2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
15~19	6,008,388	844,545	784,923	59,622	4,740,023	15.1%	13.1%	7.1%
20~24	5,968,127	3,691,408	3,442,012	249,396	1,627,359	69.4%	57.7%	6.8%
25~29	6,409,612	4,952,329	4,658,104	294,225	674,727	88.0%	72.7%	5.9%
30~34	7,290,878	5,527,699	5,261,166	266,533	970,435	85.1%	72.2%	4.8%
35~39	8,316,157	6,403,243	6,140,102	263,141	1,142,574	84.9%	73.8%	4.1%
40~44	9,732,218	7,720,429	7,425,829	294,600	1,216,080	86.4%	76.3%	3.8%
45~49	8,662,804	6,975,155	6,713,249	261,906	1,034,320	87.1%	77.5%	3.8%
50~54	7,930,296	6,405,538	6,184,499	221,039	1,049,247	85.9%	78.0%	3.5%
55~59	7,515,246	5,845,879	5,639,654	206,225	1,324,655	81.5%	75.0%	3.5%
60~64	8,455,010	5,380,923	5,143,919	237,004	2,757,208	66.1%	60.8%	4.4%
65~69	9,643,867	4,160,262	3,996,078	164,184	5,146,124	44.7%	41.4%	3.9%
70~74	7,695,811	1,998,698	1,943,543	55,155	5,409,747	27.0%	25.3%	2.8%
75~79	6,276,856	980,595	959,115	21,480	5,043,094	16.3%	15.3%	2.2%
80~84	4,961,420	445,257	438,287	6,970	4,323,256	9.3%	8.8%	1.6%
85~	4,887,487	191,367	188,556	2,811	4,563,607	4.0%	3.9%	1.5%
合計	109,754,177	61,523,327	58,919,036	2,604,291	41,022,456	60.0%	53.7%	4.2%

(出典:平成27年国勢調査)

- 注 1)15歳以上人口総数には労働力状態「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(A)は労働力人口(B)と非労働力人口(E)を足した合計とは一致しない。
 - 2) 労働力率とは、15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。



3. 産業大分類別就業者数

①産業大分類別就業者数の比較(長崎県・全国)

(単位:人、%)

項目	長崎県	全国	前回からの	増減率	構瓦	比	全国との
- 現 日 	女呵乐	王国	長崎県	全国	長崎県	全国	構成比差
産業大分類別就業者数	644,154	58,919,036	△ 1.0	△ 1.2	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	47,812	2,221,699	△ 7.5	△ 6.7	7.7	4.0	3.7
A 農業	36,645	2,067,952	△ 5.9	△ 6.2	5.7	3.5	2.2
うち農業	36,049	2,004,289	△ 5.8	△ 6.2	5.6	3.4	2.2
B 漁業	11,167	153,747	△ 12.4	△ 13.1	1.7	0.3	1.5
第二次産業 1)	125,674	13,920,834	△ 1.2	△ 1.4	20.1	25.0	△ 4.8
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	281	22,281	△ 5.7	0.6	0.0	0.0	0.0
D 建設業	53,234	4,341,338	△ 1.8	△ 3.0	8.3	7.4	0.9
E 製造業	72,159	9,557,215	△ 0.7	△ 0.7	11.2	16.2	△ 5.0
第三次産業 1)	450,488	39,614,567	△ 0.1	△ 0.1	72.2	71.0	1.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,263	283,193	5.8	△ 0.4	0.5	0.5	0.0
G 情報通信業	6,276	1,680,205	0.8	3.3	1.0	2.9	△ 1.9
H 運輸業,郵便業	27,037	3,044,741	△ 12.7	△ 5.4	4.2	5.2	△ 1.0
I 卸売・小売業	96,475	9,001,414	△ 8.6	△ 8.2	15.0	15.3	△ 0.3
J 金融·保険業	15,076	1,428,710	△ 4.5	△ 5.6	2.3	2.4	△ 0.1
K 不動産業,物品賃貸業	8,199	1,197,560	11.3	7.5	1.3	2.0	△ 0.8
L 学術研究,専門・技術サービス業	16,486	1,919,125	10.1	0.9	2.6	3.3	△ 0.7
M 宿泊業,飲食サービス業	37,777	3,249,190	△ 3.1	△ 5.1	5.9	5.5	0.3
N 生活関連サービス業,娯楽業	22,831	2,072,228	△ 7.0	△ 5.7	3.5	3.5	0.0
O 教育,学習支援業	30,526	2,661,560	△ 0.7	1.0	4.7	4.5	0.2
P 医療,福祉	107,282	7,023,950	11.4	14.6	16.7	11.9	4.7
Q 複合サービス事業	8,013	483,014	22.2	28.1	1.2	0.8	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	34,740	3,543,689	1.7	4.1	5.4	6.0	△ 0.6
S 公務(他に分類されるものを除く)	36,507	2,025,988	2.8	0.5	5.7	3.4	2.2
T 分類不能の産業	20,180	3,161,936	△ 5.4	△ 8.6	3.1	5.4	△ 2.2

(出典:平成27年国勢調査)

②長崎県の産業大分類別就業者数の動き

(単位:人、%)

	B	平成27年	平成22年	前回との	比較		構成比	
垻	Ħ	十成27年	十八224	実数	増減率	平成27年	平成22年	増減ポイント
産業大分類別就第		644,154	650,972	△ 6,818	Δ 1.0	100.0	100.0	-
第一次産業	1)	47,812	51,695	△ 3,883	△ 7.5	7.7	8.2	△ 0.5
A 農業,林業		36,645	38,948	△ 2,303	△ 5.9	5.7	6.0	△ 0.3
うち農業		36,049	38,267	△ 2,218	△ 5.8	5.6	5.9	△ 0.3
B 漁業		11,167	12,747	△ 1,580	△ 12.4	1.7	2.0	△ 0.2
第二次産業	1)	125,674	127,183	△ 1,509	△ 1.2	20.1	20.2	△ 0.1
C 鉱業, 採	石業,砂利採取業	281	298	△ 17	△ 5.7	0.0	0.0	△ 0.0
D 建設業		53,234	54,210	△ 976	△ 1.8	8.3	8.3	△ 0.1
E 製造業		72,159	72,675	△ 516	△ 0.7	11.2	11.2	0.0
第三次産業	1) 2)	450,488	450,757	△ 269	△ 0.1	72.2	71.6	0.6
	、・熱供給・水道業	3,263	3,083	180	5.8	0.5	0.5	0.0
G 情報通信	業	6,276	6,225	51	0.8	1.0	1.0	0.0
H 運輸業,郵	3便業	27,037	30,976	△ 3,939	△ 12.7	4.2	4.8	△ 0.6
I 卸売・小売		96,475	105,580	△ 9,105	△ 8.6	15.0	16.2	△ 1.2
J 金融•保防	美業	15,076	15,789	△ 713	△ 4.5	2.3	2.4	△ 0.1
K 不動産業	,物品賃貸業	8,199	7,368	831	11.3	1.3	1.1	0.1
L 学術研究,	専門・技術サービス業	16,486	14,972	1,514	10.1	2.6	2.3	0.3
M 宿泊業,飲	文食サービス業	37,777	38,987	△ 1,210	△ 3.1	5.9	6.0	△ 0.1
Ν 生活関連サ	ナービス業,娯楽業	22,831	24,543	△ 1,712	△ 7.0	3.5	3.8	△ 0.2
0 教育,学習		30,526	30,750	△ 224	△ 0.7	4.7	4.7	0.0
P 医療,福祉		107,282	96,264	11,018	11.4	16.7	14.8	1.9
Q 複合サー	ビス事業	8,013	6,555	1,458	22.2	1.2	1.0	0.2
R サービス業	(他に分類されないもの)	34,740	34,153	587	1.7	5.4	5.2	0.1
S 公務(他に	分類されるものを除く)	36,507	35,512	995	2.8	5.7	5.5	0.2
T 分類不能の	産業	20,180	21,337	△ 1,157	△ 5.4	3.1	3.3	△ 0.1

(出典:平成27年国勢調査)

注 1) 割合は分母から「分類不能の産業」を除いて計算している。

4. 就業状態・雇用形態別就業者数

①就業内訳 (単位:千人、%)

	長崎	奇県	全	玉	全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	土国比较
雇人のある事業主	17	2.6	1,155	2.0	0.6
雇人のない事業主	54	8.4	3,942	6.7	1.7
会社役員	25	3.9	2,884	4.9	▲ 1.0
雇用者	500	77.6	46,605	79.1	▲ 1.5
正規	334	51.9	30,333	51.5	0.4
非正規	166	25.8	16,272	27.6	▲ 1.8
家族従事者	33	5.1	1,947	3.3	1.8
家庭内職者	0	0.0	100	0.2	▲ 0.2
地位「不詳」	15	2.3	2,286	3.9	▲ 1.6
合計	644	100.0	58,919	100.0	-

(出典:平成27年国勢調査)

②非正規の内訳

(単位:千人、%)

	長山	奇県	全	全国比較						
	人数(千人)	構成比(%)	人数(千人)	構成比(%)	土田山牧					
パート・アルバイト・その他	157	94.6	14,728	90.5	4.1					
派遣	9	5.4	1,544	9.5	▲ 4.1					
合計	166	100	16,272	100	-					

(出典:平成27年国勢調査)

③男女別非正規割合(雇用者)

(単位:千人、%)

<u> </u>	<u> </u>												
		長崎県											
男女別	雇用者数	非正規数	非正規割合	雇用者数	非正規数	非正規割合	全国比較						
男	258	44	17.1	25,162	4,577	18.2	▲ 1.1						
女	243	122	50.2	21,443	11,695	54.5	▲ 4.3						
合計	500	166	33.2	46,605	16,272	34.9	▲ 1.7						

(出典:平成27年国勢調査)

5. 市町別労働力人口

(単位:人、%)

	+ m-		15歳以上		労働力人口		完全	非労働力
	市町		人口総数 ※	総数	就業者	完全失業者	失業率	人口
県		計	1,189,548	673,891	644,154	29,737	4.4	500,903
長	崎	井	372,575	205,127	195,850	9,277	4.5	160,772
佐	世保	市	219,855	123,069	116,734	6,335	5.1	93,282
島	原	市	39,530	22,526	21,637	889	3.9	16,627
諫	早	市	119,133	69,402	66,165	3,237	4.7	49,403
大	村	市	77,325	46,124	44,093	2,031	4.4	29,691
平	戸	市	28,190	15,789	15,212	577	3.7	12,314
松	浦	市	20,303	11,935	11,413	522	4.4	8,222
対	馬	市	27,326	15,479	14,807	672	4.3	11,840
壱	岐	市	23,364	13,552	13,029	523	3.9	9,792
五	島	市	33,063	17,030	16,236	794	4.7	15,768
西	海	市	24,845	14,396	13,934	462	3.2	10,328
雲	仙	市	38,537	23,876	23,096	780	3.3	14,276
南	島原	市	40,984	23,516	22,666	850	3.6	17,306
市		計	1,065,030	601,821	574,872	26,949	4.5	449,621
長	与	町	35,905	20,951	20,192	759	3.6	14,380
時	津	町	24,975	14,698	14,062	636	4.3	10,024
東	彼 杵	町	7,365	4,458	4,283	175	3.9	2,894
JII	棚	町	12,067	6,990	6,714	276	3.9	4,944
波	佐 見	町	12,823	8,314	8,065	249	3.0	4,462
小	値 賀	町	2,331	1,239	1,211	28	2.3	1,092
佐	Þ	町	11,421	6,865	6,609	256	3.7	4,439
新.	上五島	町	17,631	8,555	8,146	409	4.8	9,047
町		計	124,518	72,070	69,282	2,788	3.9	51,282

※労働力状態「不詳」を含む。

(資料:平成27年国勢調査)

Ⅱ. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数

(単位:歳、年)

								\-	· 位 · 成、 十 /	
			平均	年齢		平均勤続年数				
		長崎	長崎県 全国			長崎	奇県	全国		
	R1 H30		R1 H30		R1	H30	R1	H30		
労一	計	44.0	43.9	43.1	42.9	11.8	11.9	12.4	12.4	
働般	男 性	44.3	44.7	43.8	43.6	13.0	12.9	13.8	13.7	
者	女 性	43.5	42.8	41.8	41.4	10.3	10.7	9.8	9.7	
労短	計	47.0	47.8	46.1	46.3	6.2	6.6	6.0	6.0	
働時	男 性	45.0	45.3	44.2	44.6	4.5	4.7	5.3	5.3	
者間	女 性	47.6	48.6	46.8	46.9	6.6	7.2	6.2	6.3	

(出典:賃金構造基本統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者をいう。
 - 2) 「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短い、又は1日の所定労働時間が 一般労働者と同じでも1週の所定労働時間が一般労働者よりも少ない労働者をいう。
 - 3) 「平均勤続年数」とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数。

(全産業、全年代の平均)

Ⅲ. 賃金・労働時間

1. 賃金

(1)本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与	総額	定期給与		====	F	
			i		X_ X3111 3		所定内給.		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
		平成27年	262,115	3.0	220,579	2.1	204,976	2.0	41,536
	長	28年	257,767	△ 1.7	217,999	△ 1.2	202,895	Δ 1.1	39,768
	崎	29年	263,738	2.3	220,483	1.1	204,327	0.7	43,255
5	県	30年	264,870	0.4	221,336	0.3	205,691	0.7	43,534
人		令和元年	278,279	5.1	231,402	4.6	216,387	5.2	46,877
以		平成27年	315,856	0.1	260,577	0.3	240,820	0.3	55,279
上	全	28年	317,862	0.6	261,183	0.2	241,519	0.3	56,679
		29年	319,453	0.4	262,407	0.5	242,646	0.5	57,046
	玉	30年	323,547	1.4	264,570	0.9	244,670	0.8	58,977
		令和元年	322,552	△ 0.4	264,180	△ 0.2	244,432	△ 0.1	58,372
		平成27年	301,272	3.4	247,421	2.1	225,545	1.3	53,851
	長	28年	304,285	1.0	247,945	0.2	226,478	0.4	56,340
	崎	29年	305,610	0.5	248,937	0.4	227,246	0.4	56,673
3	県	30年	299,838	△ 1.9	244,043	△ 2.0	223,659	△ 1.6	55,795
人		令和元年	304,884	1.6	248,751	1.9	228,959	2.3	56,133
以以		平成27年	361,684	0.1	290,940	0.5	265,540	0.6	70,744
主	全	28年	365,804	1.1	292,593	0.6	267,210	0.6	73,211
		29年	367,951	0.5	294,010	0.4	268,736	0.6	73,941
	国	30年	372,162	1.2	295,944	0.7	270,694	0.7	76,218
		令和元年	371,408	△ 0.2	296,064	0.1	270,847	0.1	75,344

注 1)「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。

^{2) 「}**定期給与」**とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。

^{3)「}所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。

^{4) 「}特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。

⁵⁾ 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和元年平均の月間現金給与額

①長崎県 -事業所規模5人以上-

(単位:円、%)

形	産業	現金給	与総額	定期	給与	所定区	内給与	特別給与	
態	庄 木		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)
_	調査産業計	357,966	5.3	292,099	5.0	271,594	5.7	65,867	7.1
般労	製 造業	364,876	1.7	286,922	1.1	251,395	1.6	77,954	4.6
動	卸売業, 小売業	326,095	8.5	272,822	6.0	257,910	8.1	53,273	22.7
者	医療,福祉	354,936	8.9	292,018	9.9	279,840	9.7	62,918	5.1
パ	調査産業計	98,162	4.6	94,208	3.1	91,601	2.8	3,954	59.4
労ト	製 造業	101,248	△ 14.3	98,434	△ 13.1	94,772	△ 12.3	2,814	△ 40.2
働者	卸売業, 小売業	99,010	7.9	94,638	5.5	92,312	5.7	4,372	98.8
ہے	医療,福祉	107,815	10.4	99,914	7.5	97,349	6.2	7,901	65.3

②全国 -事業所規模5人以上-

(単位:円、%)

		TO 0 //	⊢							
形	産業	り 現金和	与総額	定期	給与	所定区	内給与	特別給与		
態	庄 未		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
_	調査産業計	425,121	0.3	341,031	0.5	313,643	0.6	84,090	Δ 0.1	
般労	製 造業	432,827	0.2	340,376	0.4	304,401	1.2	92,451	△ 0.5	
働	卸売業, 小売業	428,468	△ 1.2	342,401	△ 0.4	322,085	△ 0.9	86,067	△ 4.2	
者	医療,福祉	385,705	1.7	319,067	1.6	298,544	1.6	66,638	2.2	
パー	調査産業計	99,759	0.0	97,250	△ 0.1	94,096	0.0	2,509	1.3	
労働者	製 造 業	120,205	△ 0.6	115,729	△ 0.6	109,896	△ 0.1	4,476	Δ 1.1	
割タイ	卸売業, 小売業	98,024	2.2	95,741	2.1	93,280	2.2	2,283	4.2	
스	医療,福祉	117,285	△ 1.6	112,745	△ 1.7	110,468	△ 1.5	4,540	△ 1.7	

③長崎県 -事業所規模30人以上-

(単位:円、%)

<u> </u>	医畸术 争条///	70 IX C C 7	(中国) (70)									
形	産業	現金給与総額		定期	給与	所定区	内給与	超過労	働給与	特別	給与	
態	Z X		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
_	調査産業計	379,517	2.1	304,152	2.6	278,302	3.2	25,850	△ 4.1	75,365	0.1	
般労	製 造業	388,247	1.1	298,639	0.2	260,072	0.7	38,567	△ 3.0	89,608	4.6	
動	卸売業, 小売業	357,127	7.6	292,479	5.8	265,200	6.3	27,279	0.7	64,648	16.5	
者	医療, 福祉	384,678	7.7	314,510	9.5	298,474	8.6	16,036	28.1	70,168	0.2	
パー	調査産業計	106,061	3.4	101,163	0.9	97,511	△ 0.4	3,652	54.2	4,898	110.8	
労働の	製 造 業	118,133	△ 4.9	113,608	△ 5.4	106,989	△ 6.0	6,619	6.9	4,525	6.5	
圏タイ	卸売業, 小売業	110,652	15.1	104,571	11.3	101,574	9.5	2,997	146.7	6,081	169.4	
ہٰے	医療,福祉	121,543	9.3	112,394	5.0	109,439	3.4	2,955	160.8	9,149	129.7	

④全国 -事業所規模30人以上-

(単位:円、%)

9-3	- H	节朵///观模UU//公子										
形	産業	現金給	与総額	定期給与		所定区	内給与	超過労	働給与	特別	給与	
態	7 %		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
_	調査産業計	460,803	0.3	360,610	0.5	328,208	0.5	32,402	0.6	100,193	△ 0.5	
般労	製 造 業	458,463	0.3	352,883	0.4	312,444	1.3	40,439	△ 5.2	105,580	△ 0.4	
動	卸売業, 小売業	486,760	△ 3.2	374,215	Δ 1.1	351,427	△ 1.6	22,788	5.7	112,545	△ 9.7	
者	医療, 福祉	416,133	1.9	341,169	1.7	315,992	1.6	25,177	2.9	74,964	2.0	
パー	調査産業計	111,464	△ 0.2	108,375	△ 0.1	104,050	0.0	4,325	△ 3.8	3,089	△ 1.5	
労ト	製 造業	132,377	0.5	127,346	0.6	118,609	1.2	8,737	△ 7.1	5,031	△ 4.3	
働者	卸売業, 小売業	108,026	2.2	104,839	2.0	102,100	2.1	2,739	1.7	3,187	4.0	
بٰ	医療, 福祉	137,851	△ 3.2	132,596	△ 2.9	129,122	△ 2.8	3,474	△ 6.7	5,255	△ 8.3	

- 注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。
 - 2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。
 - ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
 - ① 期間を定めず、または1ケ月を超える期間を定めて雇用されている者。
 - ② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。
 - 3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3)産業別令和元年平均の月間定期給与額

(単位:円)

						(単位.口)
事業所規模		5人以上			30人以上	-
TANIME.	長崎!	杲	全 国	長崎	県	全 国
産業	実 額	格 差 全国=100	実 額	実 額	格 差 全国=100	実 額
調査産業計	231,402	87.6	264,180	248,751	84.0	296,064
鉱業,採石業,砂利採取業	Х	Х	318,575	Х	Х	389,257
建 設 業	271,366	79.7	340,515	286,938	73.6	390,025
製 造 業	261,559	84.3	310,306	281,506	85.4	329,690
電気・ガス・熱供給・水道業	372,425	84.8	439,040	381,985	81.7	467,541
情報通信業	277,296	72.2	384,100	299,665	74.8	400,485
運輸業,郵便業	222,652	74.1	300,407	216,903	70.1	309,407
卸売業,小売業	186,782	80.1	233,310	168,581	65.6	256,994
金融業,保険業	305,418	83.0	368,041	303,567	74.7	406,244
不動産業,物品賃貸業	219,634	78.1	281,090	Х	Х	311,235
学術研究,専門・技術サービス業	327,261	86.4	378,687	323,685	78.6	411,967
宿泊業,飲食サービス業	116,302	99.0	117,472	125,619	90.9	138,262
生活関連サービス業、娯楽業	178,103	94.4	188,626	167,959	87.0	192,950
教 育,学 習 支 援 業	346,352	119.3	290,221	353,779	108.1	327,405
医療 , 福 祉	234,706	93.0	252,301	266,379	91.4	291,542
複合サービス事業	285,684	96.6	295,880	294,826	97.3	302,896
サービス業(他に分類されないもの)	215,884	95.5	226,008	189,189	88.3	214,197

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(4)男女別令和元年平均の月間定期給与額

①事業所規模5人以上

(単位:円)

項目		長崎県			全 国	
産業	男性	女性	格 差 男性=100	男性	女性	格 差 男性=100
調査産業計	291,077	176,917	60.8	333,621	185,202	55.5
鉱業,採石業,砂利採取業	Х	Х	Х	342,097	205,455	60.1
建設業	288,084	180,205	62.6	365,719	223,620	61.1
製 造 業	312,045	148,810	47.7	358,345	192,836	53.8
電気・ガス・熱供給・水道業	390,300	255,328	65.4	462,261	297,921	64.4
情報 通信業	340,974	175,929	51.6	424,849	278,347	65.5
運輸業,郵便業	238,831	141,547	59.3	332,091	190,373	57.3
卸 売 業 , 小 売 業	252,008	130,123	51.6	318,081	152,557	48.0
金融業,保険業	414,016	239,416	57.8	497,355	265,795	53.4
不動産業,物品賃貸業	267,315	166,362	62.2	331,956	199,113	60.0
学術研究,専門・技術サービス業	348,871	221,512	63.5	430,338	265,805	61.8
宿泊業,飲食サービス業	152,508	100,854	66.1	152,869	95,505	62.5
生活関連サービス業、娯楽業	219,326	137,281	62.6	239,096	150,456	62.9
教 育 , 学 習 支 援 業	386,550	309,410	80.0	347,568	240,740	69.3
医療 , 福祉	361,006	203,980	56.5	352,182	219,460	62.3
複合サービス事業	336,137	194,479	57.9	348,253	212,933	61.1
サービス業(他に分類されないもの)	258,030	152,749	59.2	275,563	165,849	60.2

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:円)

項目		長崎県			全 国	(十四:11)
産業	男性	女性	格 差 男性=100	男性	女性	格 差 男性=100
調査産業計	309,380	190,540	61.6	364,484	209,120	57.4
鉱業,採石業,砂利採取業	Х	Х	Х	404,667	282,648	69.8
建 設 業	302,301	205,120	67.9	413,956	258,454	62.4
製 造 業	333,737	161,090	48.3	373,676	208,874	55.9
電気・ガス・熱供給・水道業	410,052	266,549	65.0	492,434	318,132	64.6
情報 通信業	365,567	192,146	52.6	440,777	288,942	65.6
運輸業,郵便業	232,486	146,313	62.9	343,862	196,896	57.3
卸 売 業 , 小 売 業	252,372	117,612	46.6	362,024	165,423	45.7
金融業,保険業	434,487	241,739	55.6	550,998	283,727	51.5
不動産業,物品賃貸業	X	Х	Х	364,489	220,079	60.4
学術研究,専門・技術サービス業	340,974	228,586	67.0	454,120	292,444	64.4
宿泊業,飲食サービス業	164,763	104,665	63.5	183,106	108,161	59.1
生活関連サービス業、娯楽業	205,546	136,604	66.5	252,311	147,474	58.4
教 育 ,学 習 支 援 業	373,147	325,736	87.3	383,159	267,579	69.8
医療 , 福祉	387,709	228,628	59.0	387,440	252,579	65.2
複合サービス事業	325,016	186,932	57.5	347,665	199,920	57.5
サービス業(他に分類されないもの)	236,477	133,536	56.5	262,806	163,059	62.0

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

2. 労働時間

(1)本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位:時間、日)

			W + * *	ÆLD+ BB					
			総実労働時間		所定内党	動時間	所定外党	分働時間	出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	山到口奴
		平成27年	153.1	△ 0.3	142.9	△ 0.2	10.2	△ 2.2	19.9
	長	28年	152.1	△ 0.6	142.1	△ 0.5	10.0	△ 1.3	19.9
	崎	29年	152.1	△ 0.1	142.0	△ 0.1	10.1	0.2	19.9
5	県	30年	148.2	△ 2.5	138.3	△ 2.5	9.9	△ 1.5	19.5
人		令和元年	146.6	Δ 1.1	136.5	△ 1.3	10.1	1.5	19.2
以		平成27年	144.5	△ 0.3	133.5	△ 0.3	11.0	Δ 1.0	18.7
上	全	28年	143.7	△ 0.6	132.9	△ 0.4	10.8	△ 1.5	18.6
		29年	143.3	△ 0.2	132.4	△ 0.4	10.9	1.1	18.5
	玉	30年	142.2	△ 0.8	131.4	△ 0.8	10.8	△ 1.5	18.4
		令和元年	139.1	△ 2.2	128.5	△ 2.2	10.6	△ 1.9	18.0
		平成27年	158.4	0.0	145.4	△ 0.3	13.0	2.7	20.0
	長	28年	157.8	△ 0.4	145.4	0.0	12.4	△ 4.7	19.9
3	崎	29年	157.6	△ 0.1	144.9	△ 0.3	12.7	2.4	19.8
0	県	30年	150.9	△ 4.2	139.6	△ 3.7	11.3	△ 10.7	19.4
人		令和元年	149.3	△ 1.0	138.4	△ 0.8	10.9	△ 3.3	19.1
		平成27年	148.7	△ 0.2	135.8	△ 0.1	12.9	Δ 1.0	18.8
以上	全	28年	148.5	△ 0.1	135.8	0.0	12.7	△ 1.7	18.8
1 —		29年	148.4	△ 0.1	135.7	△ 0.1	12.7	△ 0.1	18.7
	玉	30年	147.4	△ 0.7	134.9	△ 0.6	12.5	Δ 1.1	18.6
		令和元年	144.4	△ 2.0	132.0	△ 2.1	12.4	Δ 1.0	18.2

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
 - 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
 - 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
 - 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
 - 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される 増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和元年平均の月間労働時間

①長崎県 -事業所規模5人以上-

(単位:時間、日)

形	産業	総実労	動時間	所定内党	分働時間	所定外労働時間		出勤	日数
態	<u></u>		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
-	調査産業計	169.7	Δ 1.4	156.2	△ 1.7	13.5	2.1	20.5	△ 0.3
般労	製 造 業	172.6	△ 1.3	154.3	△ 0.5	18.3	△ 6.8	20.2	△ 0.1
動	卸売業,小売業	172.8	△ 3.3	161.1	△ 3.0	11.7	△ 7.4	21.0	△ 0.8
者	医療,福祉	160.5	△ 1.7	155.9	△ 2.1	4.6	16.5	20.2	△ 0.3
パー	調査産業計	94.4	0.6	91.9	0.6	2.5	△ 0.7	16.2	△ 0.3
労ト	製 造業	107.5	△ 10.7	105.0	△ 9.2	2.5	△ 46.9	17.9	△ 0.3
働者	卸売業,小売業	100.2	△ 0.9	98.2	0.4	2.0	△ 39.0	17.0	△ 0.3
لم	医療,福祉	93.5	8.3	91.5	6.8	2.0	192.9	15.5	△ 0.1

②全国 -事業所規模5人以上-

(単位:時間、日)

_									
形	産業	総実労働時間		所定内第	動時間	所定外労働時間		出勤日	日数
態	庄 未		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
_	調査産業計	164.8	△ 1.7	150.5	△ 1.7	14.3	△ 1.2	19.7	△ 0.3
般労	製 造業	167.4	△ 2.0	150.7	△ 1.3	16.7	△ 7.9	19.5	△ 0.3
動	卸売業,小売業	164.5	△ 1.9	152.8	△ 2.1	11.7	1.4	19.8	△ 0.5
者	医療,福祉	157.7	△ 1.4	150.5	△ 1.6	7.2	1.3	19.7	△ 0.3
パ	調査産業計	83.1	△ 2.6	80.6	△ 2.6	2.5	△ 2.4	14.4	△ 0.4
労ト	製 造業	110.3	△ 2.6	105.9	△ 2.4	4.4	△ 6.9	17.1	△ 0.3
働者	卸売業,小売業	90.5	△ 0.8	88.1	△ 0.8	2.4	0.6	15.8	△ 0.2
بٰ	医療,福祉	77.4	△ 2.3	76.2	△ 2.3	1.2	△ 5.4	13.6	△ 0.4

③長崎県 -事業所規模30人以上-

(単位:時間、日)

形	産業	総実労働時間		所定内党	動時間	所定外労働時間		出勤日数	
態	<u></u>		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
-	調査産業計	168.0	△ 1.4	154.2	△ 1.2	13.8	△ 5.0	20.0	△ 0.3
般労	製 造業	171.7	△ 1.5	152.6	△ 0.6	19.1	△ 8.6	19.8	△ 0.2
働	卸売業,小売業	178.5	0.3	160.9	△ 0.1	17.6	3.2	20.5	△ 0.2
者	医療,福祉	159.8	△ 1.7	154.4	△ 2.6	5.4	34.0	19.8	△ 0.3
パー	調査産業計	99.8	2.2	96.3	1.5	3.5	28.7	16.8	△ 0.1
労ト	製 造業	122.2	△ 0.8	117.8	△ 0.1	4.4	△ 16.3	19.1	0.7
働者	卸売業,小売業	113.2	8.9	109.9	8.0	3.3	52.0	19.2	0.8
لم	医療,福祉	102.0	5.6	99.4	3.6	2.6	249.8	15.8	△ 0.4

④全国 事業所規模30人以上一

(単位:時間、日)

<u> </u>		事未仍就快00八以工								
形	産業	総実労働時間		所定内労	働時間	所定外労働時間		出勤	日数	
態	庄 未		対前年 曽減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
	調査産業計	163.5	△ 1.6	147.9	△ 1.7	15.6	△ 0.4	19.3	△ 0.4	
般	製 造 業	166.9	△ 2.0	149.0	△ 1.2	17.9	△ 7.4	19.2	△ 0.3	
労 働	卸売業,小売業	161.4	△ 1.7	149.2	△ 2.1	12.2	2.3	19.3	△ 0.4	
者	医療,福祉	158.0	△ 1.6	150.3	△ 1.7	7.7	1.4	19.6	△ 0.3	
パ	調査産業計	89.2	△ 2.7	86.0	△ 2.7	3.2	△ 0.8	15.0	△ 0.4	
労ト	製 造業	118.8	△ 1.2	112.3	Δ 1.0	6.5	△ 4.2	17.4	△ 0.2	
働者イ	卸売業,小売業	99.1	△ 0.8	96.1	Δ 1.3	3.0	15.6	17.1	△ 0.3	
᠘	医療,福祉	85.0	△ 2.2	83.5	△ 2.2	1.5	0.6	14.0	△ 0.5	

- 注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。
 - 2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。
 - ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
 - ① 期間を定めず、または1ケ月を超える期間を定めて雇用されている者。
 - ② 日々または1ケ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ケ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

(3)産業別令和元年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項目		長崎県		全 国			
産業	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	
調査産業計	146.6	136.5	10.1	139.1	128.5	10.6	
鉱業,採石業,砂利採取業	X	Χ	X	169.0	153.6	15.4	
建 設 業	179.4	165.9	13.5	168.2	153.4	14.8	
製 造 業	163.9	147.7	16.2	159.8	144.7	15.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	149.9	138.1	11.3	153.0	138.3	14.7	
情報 通信業	151.3	137.9	13.4	154.2	139.4	14.8	
運輸業,郵便業	174.6	148.5	26.1	166.7	143.6	23.1	
卸 売 業 , 小 売 業	137.7	130.7	7.0	131.8	124.2	7.6	
金融業,保険業	142.9	133.6	9.3	144.8	133.3	11.5	
不動産業,物品賃貸業	152.2	146.7	5.5	146.1	135.1	11.0	
学術研究,専門・技術サービス業	157.2	140.1	17.1	153.1	139.2	13.9	
宿泊業,飲食サービス業	112.8	107.8	5.0	95.9	90.1	5.8	
生活関連サービス業,娯楽業	136.8	128.2	8.6	125.4	118.6	6.8	
教 育 , 学 習 支 援 業	148.1	131.0	17.1	122.5	113.0	9.5	
医療 ,福祉	140.5	136.7	3.8	131.7	126.5	5.2	
複合サービス事業	150.9	142.8	8.1	147.6	138.3	9.3	
サービス業(他に分類されないもの)	150.0	138.0	12.0	139.2	128.7	10.5	

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

	項目			長崎県	_		全 国			
産業	Д П	/	総実労働 [時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間		
調査産	業	計	149.3	138.4	10.9	144.4	132.0	12.4		
鉱業,採石業	砂利採取	業	X	X	Χ	163.9	147.0	16.9		
建影	L Ž	業	172.8	160.7	12.1	170.7	149.9	20.8		
製造	ī	業	167.2	149.4	17.8	162.0	145.3	16.7		
電気・ガス・熱	供給・水道	業	147.9	134.5	13.4	154.4	137.7	16.7		
情 報 通	信信	業	149.5	136.0	13.5	154.9	139.3	15.6		
運輸業,	郵 便	業	173.4	145.8	27.6	164.0	140.7	23.3		
卸 売 業 ,	小 売	業	135.5	127.3	8.2	134.3	126.1	8.2		
金融業,	保 険	業	141.6	132.5	9.1	145.9	132.4	13.5		
不動産業,特	勿品 賃 貸	業	X	Χ	Χ	144.2	132.4	11.8		
学術研究,専門・	技術サービス	ス業	162.1	142.2	19.9	155.4	139.1	16.3		
宿泊業,飲食	サービス	業	118.1	110.6	7.5	103.7	96.5	7.2		
生活関連サー	ごス業,娯楽	業	132.3	122.3	10.0	121.9	114.0	7.9		
教育,学	習 支 援	業	136.6	131.9	4.7	126.1	116.3	9.8		
医療,	福	祉	146.0	141.3	4.7	140.6	134.4	6.2		
複合サー	ビス事	業	156.3	146.5	9.8	149.4	137.5	11.9		
サービス業(他に欠	対されないも	の)	144.9	131.8	13.1	136.8	125.8	11.0		

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(4) 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

①長崎県

企業規模		付与日数 ¹⁾	取得日数2)	取得率 ³⁾ (%)
計	(5人以上)	15.9	8.7	55.0
	計(30人以上)	16.0	8.9	55.3
5~	·29人	15.5	8.4	54.6
30·	~99人	15.9	8.8	55.1
100)~299人	15.9	8.8	55.4
300)人以上	16.5	9.2	55.4

(出典:県雇用労働政策課「令和2年度労働条件等実態調査」)

(2)全国

<u>© </u>			
企業規模	付与日数 ¹⁾	取得日数2)	取得率 ³⁾ ^(%)
計	18.0	10.1	56.3
30 ~ 99人	17.0	8.7	51.1
100~299人	17.6	9.2	52.3
300~999人	17.9	9.5	53.1
1, 000人以上	18.9	11.9	63.1

(出典:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」)

- 注 1)「付与日数」には、繰越日数を含まない。
 - 2) 「取得日数」は、令和元年(又は平成30会計年度)1年間に実施に取得した日数である。
 - 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。
 - 4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

(5)主な週休制¹⁾の形態別企業割合

①長崎県 (単位:%)

企業規模	全企業	€ ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 4)
計(5人以上)	[100.0]	100.0	20.0	68.7	27.0	41.7	11.3
計(30人以上)	[22.8]	100.0	8.9	77.7	33.0	44.7	13.4
5~29人	[77.2]	100.0	23.2	66.1	25.2	40.9	10.7
30~99人	[18.5]	100.0	10.3	75.2	34.5	40.7	14.5
100~299人	[3.4]	100.0	3.7	88.9	29.6	59.3	7.4
300人以上	[0.9]	100.0	0.0	85.7	14.3	71.4	14.3

(出典:県雇用労働政策課「令和2年度労働条件等実態調査」)

②全国 (単位:%)

企業規模	全企掌	€ ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 3	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質制し 多い制度 4)
計	[100.0]	100.0	9.2	82.5	37.5	44.9	8.3
30 ~ 99人	[69.2]	100.0	10.8	81.4	39.9	41.4	7.8
100~299人	[21.4]	100.0	6.7	84.1	33.4	50.7	9.2
300~999人	[7.1]	100.0	2.8	86.6	31.5	55.2	10.6
1,000人以上	[2.3]	100.0	2.8	88.4	22.6	65.8	8.8

(出典:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」)

- 注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。
 - 2) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。
 - 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制など をいう。
 - 4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
 - 5) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

(6)週休制の適用労働者割合

①長崎県 (単位:%)

	企業規模	全企掌	€ ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 3)
計(5	5人以上)	[100.0]	100.0	9.5	77.8	19.3	58.5	12.8
	計(30人以上)	[73.0]	100.0	5.9	81.4	17.9	63.5	12.7
5~2	29人	[27.0]	100.0	19.2	67.9	22.8	45.0	12.9
30~	√99人	[26.3]	100.0	12.3	72.1	31.3	40.9	15.6
100	~299人	[13.7]	100.0	7.9	75.3	21.1	54.2	16.8
300,	人以上	[33.0]	100.0	0.0	91.4	6.0	85.3	8.6

(出典:県雇用労働政策課「令和2年度労働条件等実態調査」)

②全国 (単位:%)

企業規模	全企第	€ ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 3)
計	[100.0]	100.0	4.4	85.9	27.8	58.0	9.8
30 ~ 99人	[21.7]	100.0	9.1	82.4	41.0	41.4	8.4
100~299人	[20.6]	100.0	5.9	84.3	33.7	50.6	9.8
300~999人	[20.1]	100.0	2.9	85.6	28.4	57.2	11.6
1,000人以上	[37.6]	100.0	1.5	89.0	16.0	73.0	9.5

(出典:厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」)

- 注 1) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。
 - 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
 - 3)「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
 - 4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

Ⅳ. 労使関係

1. 労働組合組織状況(令和2年6月30日現在)

①県内の組合数及び組合員数の推移

<u> </u>	恒日数及び恒日 組合数	XX ** 1E 12		組合員数		
		対前年増減数	増減率		対前年増減数	増減率
	組合	組合	%	人	人	%
平成16年	669	△ 35	△ 5.0	80,134	△ 2,035	△ 2.5
17	638	△ 31	△ 4.6	77,715	△ 2,419	△ 3.0
18	607	△ 31	△ 4.9	77,271	△ 444	Δ 0.6
19	586	△ 21	△ 3.5	77,126	△ 145	△ 0.2
20	580	Δ6	Δ 1.0	75,960	△ 1,166	△ 1.5
21	548	△ 32	△ 5.5	75,541	△ 419	Δ 0.6
22	541	△ 7	Δ 1.3	74,328	△ 1,213	Δ 1.6
23	535	Δ6	Δ 1.1	73,076	△ 1,252	Δ 1.7
24	522	Δ 13	△ 2.4	71,812	△ 1,264	△ 1.7
25	510	Δ 12	△ 2.3	69,629	△ 2,183	△ 3.0
26	508	Δ2	△ 0.4	68,314	△ 1,315	△ 1.9
27	500	Δ8	Δ 1.6	66,899	△ 1,415	△ 2.1
28	493	△ 7	△ 1.4	65,977	△ 922	Δ 1.4
29	487	Δ6	Δ 1.2	65,706	△ 271	△ 0.4
30	482	△ 5	Δ 1.0	65,395	△ 311	Δ 0.5
令和元年	474	Δ8	△ 1.7	64,540	△ 855	Δ 1.3
2	468	Δ6	Δ 1.3	63,358	△ 1,182	△ 1.9

②産業別組合数・組合員数

区分	組合数			組合員数		
区 刀		対前年増減数	構成比		構成比	
	組合	組合	%	人	%	
農業,林業	1	0	0.2	27	0.0	
漁業	2	0	0.4	26	0.0	
鉱業,採石業,砂利採取業	1	0	0.2	8	0.0	
建設業	23	0	4.9	7,524	11.9	
製造業	66	Δ3	14.1	11,410	18.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0	4.3	1,416	2.2	
情報通信業	15	Δ2	3.2	938	1.5	
運輸業,郵便業	84	0	17.9	5,292	8.4	
卸売業, 小売業	36	Δ1	7.7	6,938	11.0	
金融業, 保険業	41	1	8.8	5,542	8.7	
不動産業,物品賃貸業	2	0	0.4	8	0.0	
学術研究, 専門・技術サービス業	8	Δ1	1.7	686	1.1	
宿泊業、飲食サービス業	3	Δ1	0.6	14	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	7	0	1.5	2,645	4.2	
教育, 学習支援業	36	0	7.7	1,041	1.6	
医療, 福祉	24	0	5.1	4,284	6.8	
複合サービス事業	16	0	3.4	3,671	5.8	
サービス業	11	1	2.4	1,042	1.6	
公務	66	0	14.1	10,455	16.5	
分類不能	6	0	1.3	391	0.6	

(出典:県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」)

V. 高年齢者雇用確保措置実施状況

※<u>R2. 6. 1</u>現在 (長崎労働局調べ) (集計結果は、雇用状況を報告した従業員31人以上の企業の状況をまとめたもの)

1. 雇用確保措置実施状況(31人以上規模企業)

1-1 雇用確保措置実施状況

(単位:社)

		県	全国		
確保措置区分	企業数	全体に占める 割合	企業数	全体に占める 割合	
企業数(31人以上規模)	1,804	100.0%	164,151	100.0%	
定年制の廃止	47	2.6%	4,468	2.7%	
定年の引上げ	401	22.3%	34,213	20.9%	
継続雇用制度の導入	1,350	75.1%	125,352	76.4%	
雇用確保措置済み計	1,798	99.7%	164,033	99.9%	

1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(単位:社)

		県	4	全国
確保措置区分	企業数	全体に占める 割合	企業数	全体に占める 割合
雇用確保措置計	1,798	99.7%	164,033	99.9%
(うち、希望者全員)	(1,422)	(78.8%)	(132,014)	(80.4%)

■雇用確保措置義務化について (段階的な年齢の引き上げ)

- I 平成18年4月1日から平成19年3月31日···62歳
- Ⅱ 平成19年4月1日から平成22年3月31日・・・63歳
- Ⅲ 平成22年4月1日から平成25年3月31日・・・63歳
- Ⅳ 平成25年4月1日以降 ・・・65歳

2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

(単位:社)

	県	:	全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9%	_	_
23年	1,336	84.0%	120,227	86.9%
24年	1,436	88.6%	125,722	89.6%
25年	1,347	82.5%	132,067	92.3%
26年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
27年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
28年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
29年	1,663	98.9%	155,638	99.7%
30年	1,763	99.7%	156,607	99.8%
令和元年	1,759	99.1%	161,117	99.8%
2年	1,798	99.7%	164,033	99.9%

※平成18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ ※平成21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

3.70歳以上まで働ける企業の状況 (31人以上規模企業)

(単位:社)

		県	全	玉
確保措置区分	企業数	全体に占める 割合	企業数	全体に占め る割合
企業数(31人以上規模)	1,804	100.0%	164,151	100.0%
①定年制の廃止	47	2.6%	4,468	2.7%
②70歳以上定年	28	1.6%	2,398	1.5%
③希望者全員70歳以上	182	10.1%	11,705	7.1%
④基準該当者70歳以上	192	10.6%	17,286	10.5%
⑤その他の制度で70歳以上まで雇用	157	8.7%	15,776	9.6%
70歳以上雇用確保措置実施企業 計(①+②+③+④+⑤)	606	33.6%	51,633	31.5%

4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況

(単位:人)

7-12 W W = 1	į	果	全国		
確保措置区分	人数	割合	人数	割合	
過去1年間に定年を迎えた人	2,930	100.0%	363,027	100.0%	
うち、	-	-	_	_	
•継続雇用者	2,574	87.8%	310,267	85.5%	
・継続雇用を希望しない者	348	11.9%	52,180	14.4%	
・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者	8	0.3%	580	0.2%	

[※]過去1年間(令和元年6月1日から令和2年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計。

5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

(単位:人)

_, _ ,,	!	県	全	玉
確保措置区分	人数	全体に占める 割合	人数	全体に占め る割合
基準適用年齢(63歳)到達者	478	100.0%	63,309	100.0%
うち、	-	_	_	_
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	447	93.5%	58,661	92.7%
・継続雇用を希望しない者	22	4.6%	3,715	5.9%
・基準に該当せず離職した者	9	1.9%	933	1.5%

[※]令和元年6月1日から令和2年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳定年企業)において 基準適用年齢に到達した者について集計。